

全国福祉事務所長会議資料

(第1分冊)

平成20年4月25日
厚生労働省

目次

講演

現代の貧困について	1
---------------------	---

日本女子大学教授 岩田 正美氏

行政説明

(1) 生活保護行政の重点事項	9
(2) 中国残留邦人等に対する新たな 支援策について	31
(3) 地域福祉の再構築に向けた取り組み	69
(4) 母子家庭の自立支援対策について	93
(5) 生活保護受給者等就労支援	107
(6) 精神障害者地域移行支援事業	115

現代の貧困について

日本女子大学教授
岩田 正美

現代の貧困について —どう考えたらよいか？

日本女子大学 岩田正美

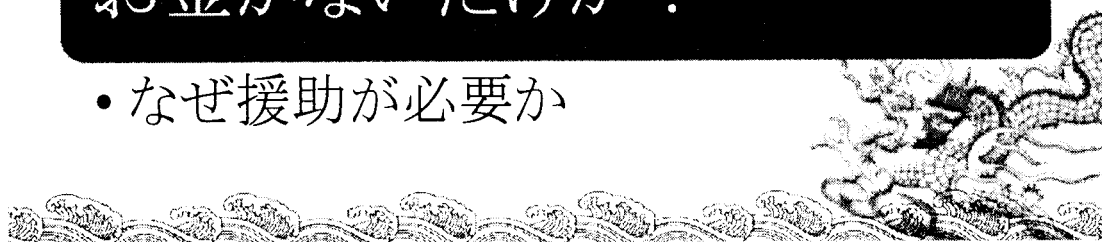
貧困とは？

お金が無いこと

- どのくらい足りないと貧困か？
- どのように足りないと問題か

お金がないだけか？

- なぜ援助が必要か



あなたの最低生活費はいくら？ 同一地域の23人に聞きました

年代	性別	最低生活費 万円	備考
20	男	20	
30	男	17	
40	男	30	
50	男	17	住宅費別
60	男	25	年金生活者
60	男	11	
60	男	20	
60	男		住宅費別
60	男	25	
60	男	20	税金保険料別

年代	性別	最低生活費 万円	備考
20	女	25	
30	女		
30	女	6	住宅費別
40	女	20	
40	女		
50	女	25	
50	女	15	住宅費別
50	女	21	住宅費別
50	女	15	
50	女	25	保険貯金別
60	女	20	
60	女	20	
70	女	25	

貧困の境界を決めるのは難しい

主観

自分の生活
から考える

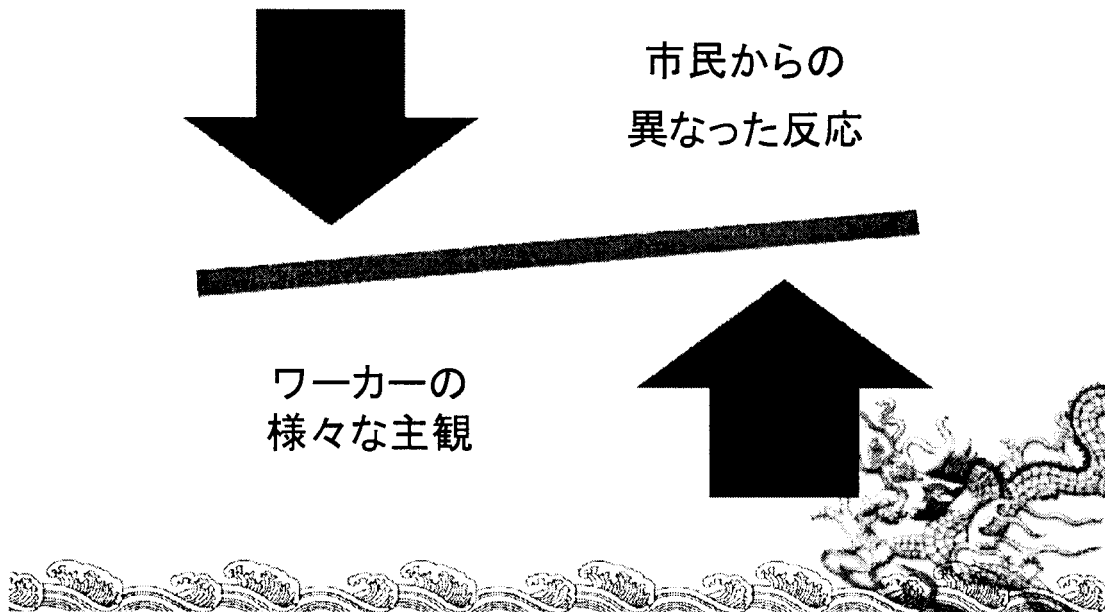
自分の生活
から貧困者
を非難する

客観

飢餓水準

社会的水準

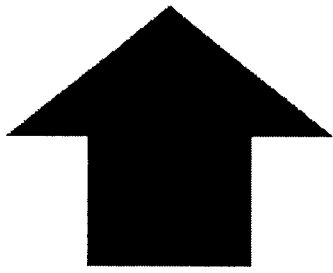
保護基準の定まった福祉事務所でさえも・



基準だけが問題ではない
「貧困の経験」への着目



貧困経験の長さは資源以外の問題を
を付加する



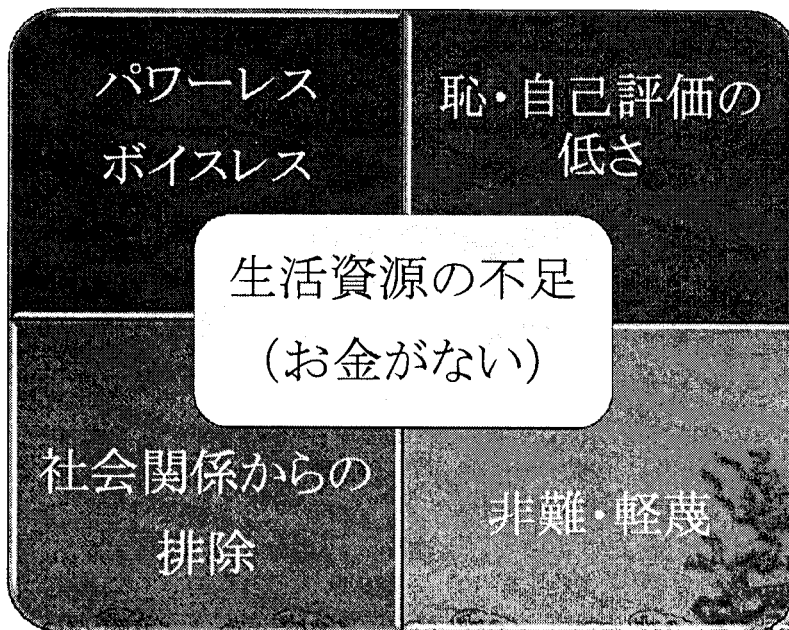
貧困の固定化



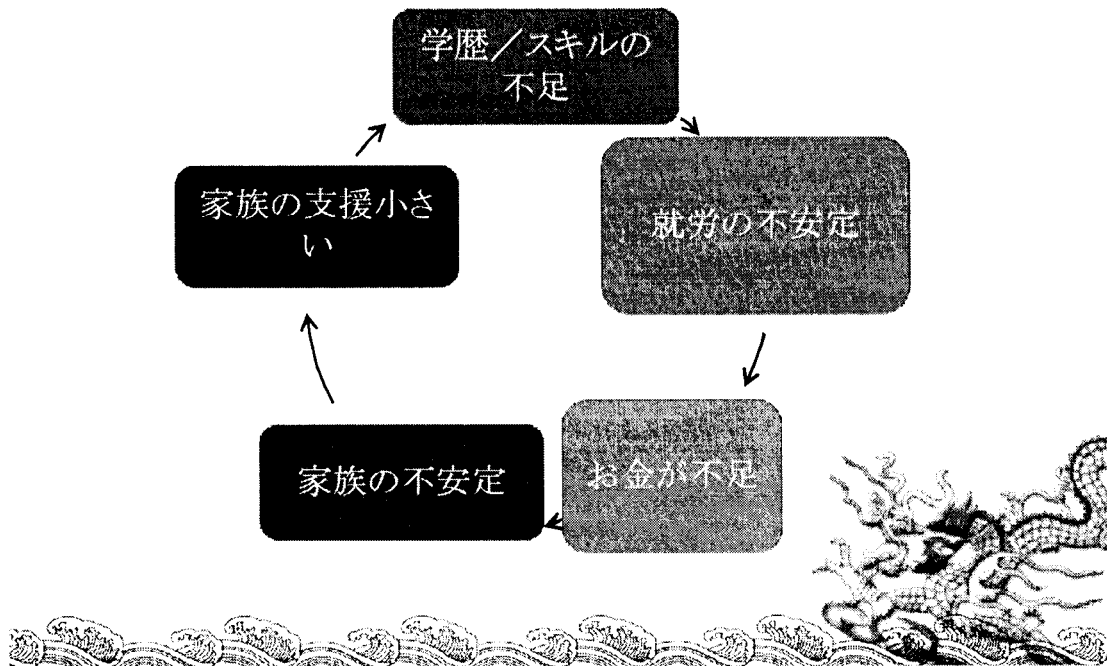
貧困に付加される
別の問題



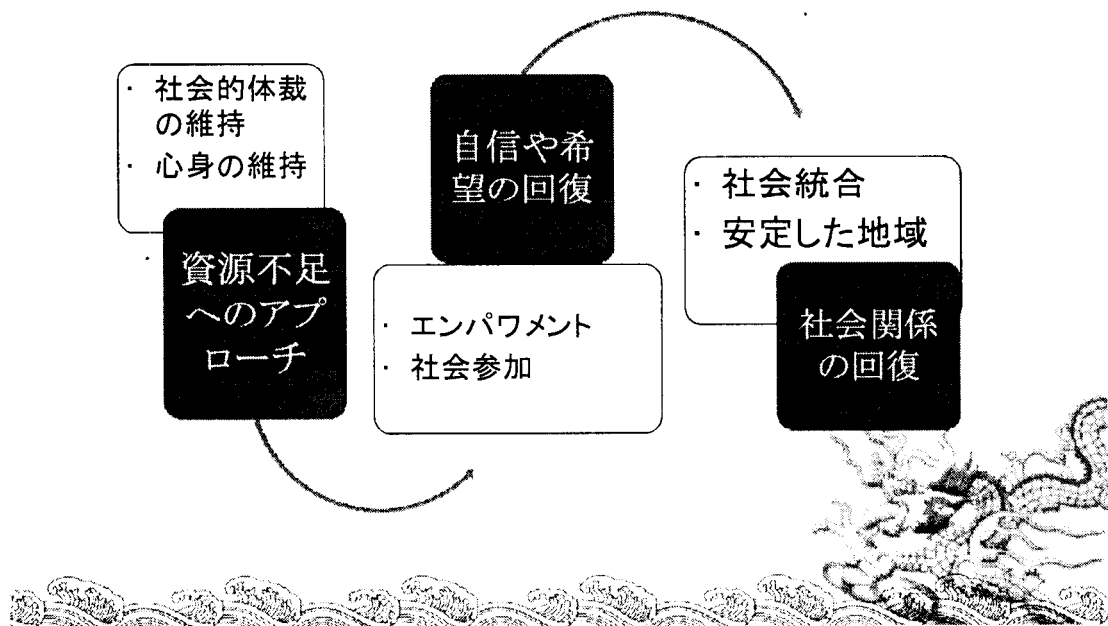
資源の不足だけではない貧困の構造



貧困の悪循環



貧困対策は何故必要か



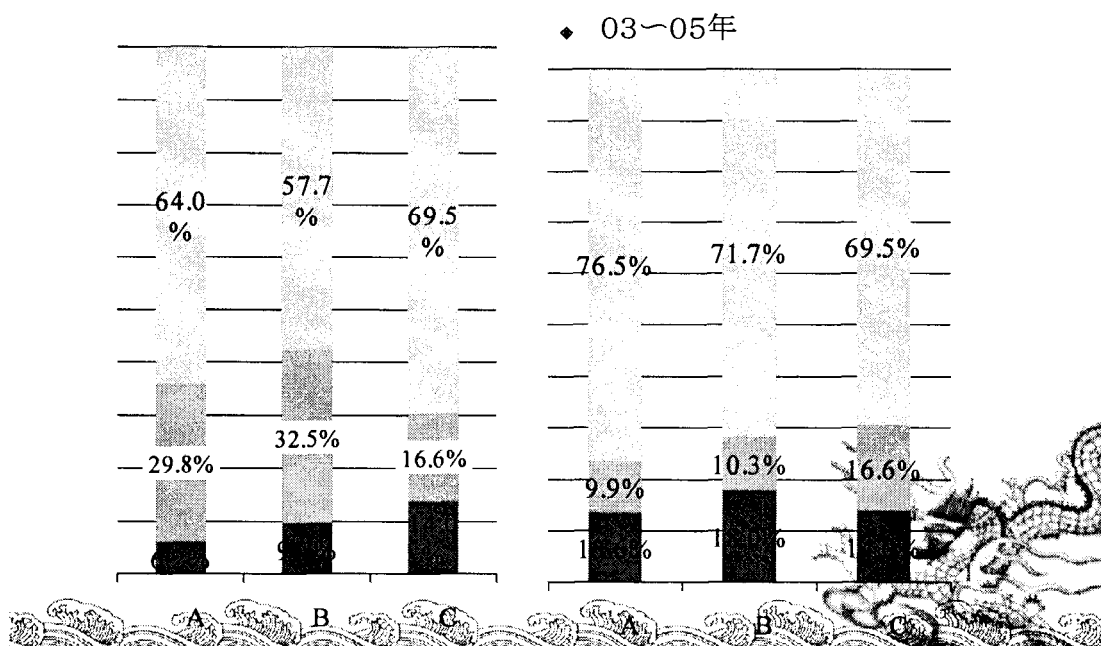
貧困経験が分かるパネル調査

3つの同一年齢集団(コーホート)の女性を対象とした家計研パネル調査
94年から05年までのデータを利用

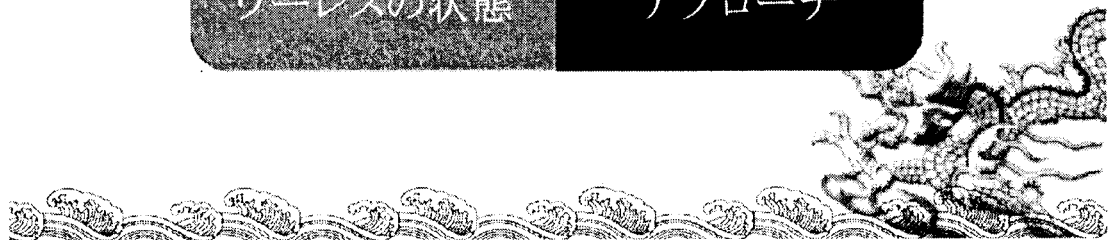
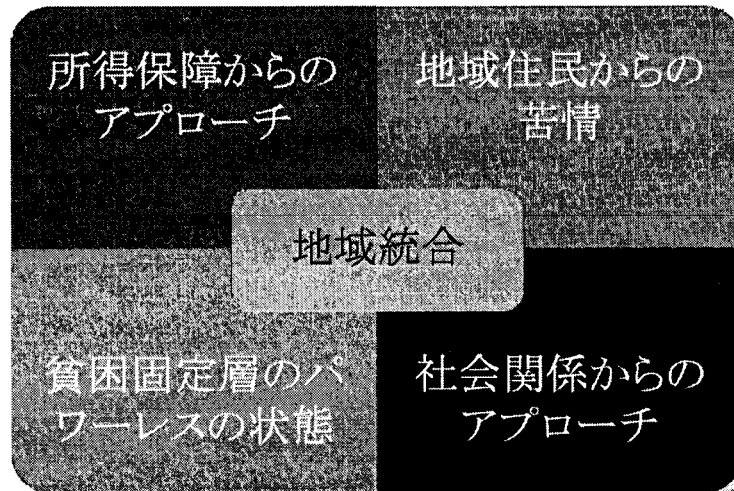
年齢集団	調査期間	年齢変化
A	94～05年	25～35歳→36～46歳
B	97～05年	24～27歳→32～35歳
C	03～05年	24～29歳→26～31歳

対象世帯の年収/生活保護による最低生活費=1を基準に貧困を判断。
 期間中、年収がいつも1から上=**豊穡層**
 期間中、年収が1から下を経験し、平均して1から下=**固定貧困層**
 期間中、年収が1から下を経験し、平均して1から上=**一時貧困層**

最近では貧困固定化と安定化に二極化



今日の貧困と福祉事務所の役割





生活保護行政の重点事項

社会・援護局保護課

生活保護行政の重点事項

平成20年4月

厚生労働省社会・援護局保護課

生活保護行政の基本方針

生活保護は、国民の最後のセーフティネットとなる制度であり、その運用に当たっては、①保護を受けるべき人が保護を受け(漏給防止)、②保護を受けてはならない人が受けず(濫給防止)、③保護を受けている人もその人の能力に応じた自立を図る(自立支援)ことが求められている。

【福祉事務所(所長)の役割が重要】

国民から信頼される健全な生活保護制度の確立

批判・指摘を
真摯に受け止める

不断の努力を
積み重ねる

根拠ある保護基準
(検証作業のルール化)

漏給防止・濫給防止
(PDCAサイクル)

自立支援
(多様なプログラム)

生活保護制度の概要

○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



◇保護の開始時に調査
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)

◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給

最低生活費

年金等の収入

支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。

預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に初めて保護適用となる。

自立の助長

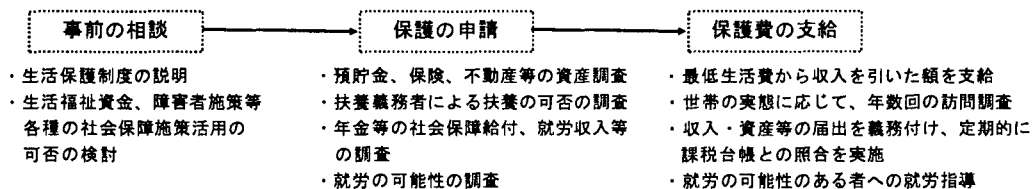
- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導

○ 生活扶助基準の例 (平成20年度)

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯(33歳、29歳、4歳)	167,170円	130,680円
単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	166,160円	132,880円

※上記額に加えて、家賃、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。

○ 生活保護の手続



○ 保護の実施機関と費用負担

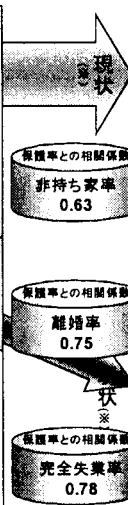
- 都道府県(町村部)・市(市部)が実施。
- 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

生活保護世帯の類型別にみた現状と課題

【被保護世帯・人員の内訳】 (平成18年度)

高齢者世帯 44.1%	高齢者世帯人員 35.4%
母子世帯 8.6%	母子世帯人員 16.9%
傷病者・障害者世帯 37.0%	傷病者・障害者世帯人員 36.4%
(傷病者世帯) 25.4%	(傷病者世帯) 23.2%
(障害者世帯) 11.7%	(障害者世帯) 13.2%
その他世帯 10.2%	その他世帯人員 11.3%

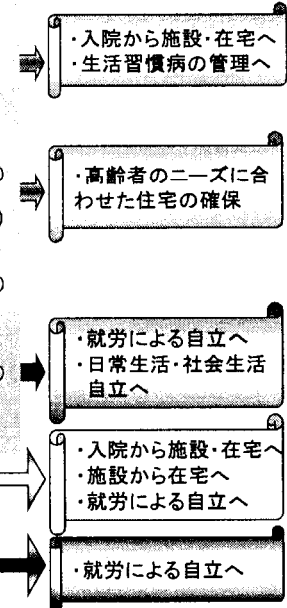
計 1,075,820世帯 計 1,513,892人
全国の保護率11.8%(平成18年度)



- 世帯数: 47万世帯＝一般高齢者世帯の5.6%
 - 世帯人員数: 52万人＝一般高齢者世帯人員の2.0%
 - 単身世帯率＝89.2%
 - (cf.一般高齢者の単身世帯率22.4%)
 - 一人当たり年金受給額: 45,918円(平成17年度)
 - (cf.一般の一人当たり老齢基礎年金受給額: 53,012円(平成17年度))
 - 住宅扶助を受けている世帯割合: 75.6%
 - (高齢者の生活保護受給世帯の持ち家率: 6.4%)
 - 医療扶助を受けている世帯割合: 94.4%
 - 一人当たり医療扶助費: 1,115,275円(平成17年度、年額)
 - (cf.一般高齢者の一人当たり医療費: 655,700円(平成17年度、年額))
 - 入院者数割合: 8.8%
 - (cf.一般高齢者の入院者数割合: 3.6%(平成17年度))
 - 介護保険施設入所者数割合: 6.2%
 - (cf.一般の第1号被保険者における介護保険施設入所者数割合: 3.0%(平成17年度))
-
- 世帯数: 9万世帯＝全国の母子世帯の11.8%
 - 就労率＝47.4%(cf.一般の母子世帯就労率: 83.9%(平成17年度))
 - 住宅扶助を受けている世帯割合: 94.9%
 - (母子の生活保護受給世帯の持ち家率: 0.5%)
 - 医療扶助を受けている世帯割合: 95.9%

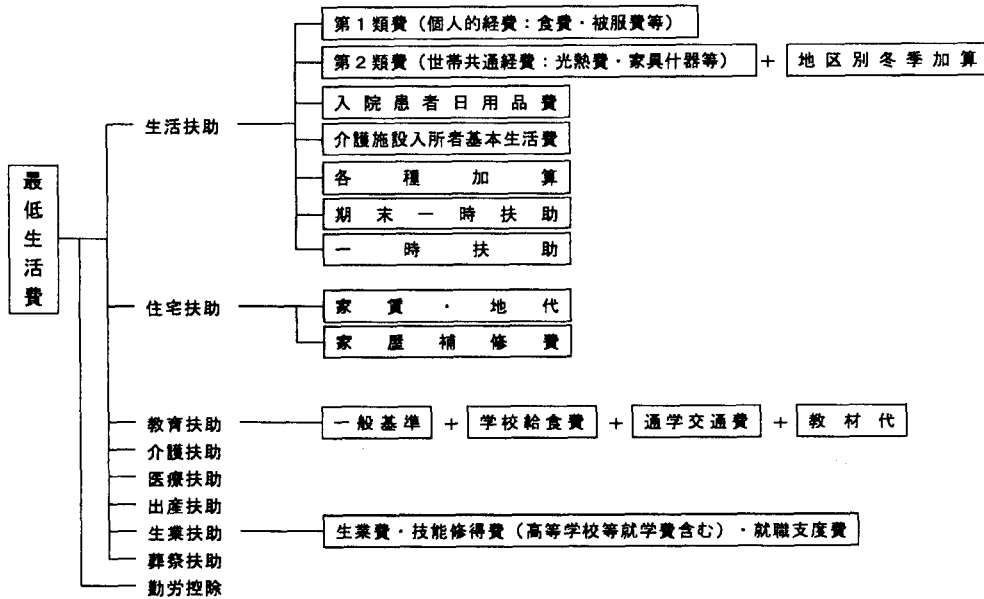
(※ 別に記載がない場合は全て平成18年度)

【課題】



I 根拠ある保護基準

○ 最低生活費の体系



○ 最低生活費の算定例（平成20年度）

生活保護制度における最低生活費の算出方法（平成20年度）

【最低生活費=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦】

① 生活扶助基準(第1類費) (単位:円)

年齢	1線地		2線地		3線地	
	1線地-1	1線地-2	2線地-1	2線地-2	3線地-1	3線地-2
0~2	20,900	19,800	19,020	18,060	17,140	16,200
3~5	26,350	25,180	23,980	22,790	21,610	20,420
6~11	34,070	32,540	31,000	29,470	27,840	26,400
12~19	42,060	40,180	38,290	36,400	34,510	32,610
20~40	40,270	38,480	36,650	34,830	33,020	31,210
41~59	38,180	36,480	34,740	33,030	31,310	29,590
60~69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70~	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

世帯構成員の数が4人の世帯の場合は、第1類費の個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額をその世帯の第1類費とし、世帯構成員の数が5人以上の世帯の場合は、同じく合算した額に0.90を乗じた額をその世帯の第1類費とする。

③ 加算額 (単位:円)

加算できる対象	加算額		
	1線地	2線地	3線地
障害者 身体障害者福祉法第23条第1項の1に規定する障害者 及び同法第24条第1項第1号の3に規定する障害者	28,850	24,970	23,100
1. 障害者 障害1人の世帯	7,750	7,210	6,870
2. 障害者 障害2人の世帯	8,380	7,780	7,210
3. 障害者 3人以上の世帯	310	290	270

①該当者がいるときだけその分を加える。
②入院患者、施設入所者は金額が異なる。
③このほか、「妊婦・産婦」などがある場合は、別途、妊婦加算等あり。
④児童とは、15歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者。

② 生活扶助基準(第2類費) (単位:円)

人員	1線地		2線地		3線地	
	1線地-1	1線地-2	2線地-1	2線地-2	3線地-1	3線地-2
1人	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660
2人	48,070	45,910	43,740	41,580	39,420	37,250
3人	53,280	50,880	48,490	46,100	43,700	41,300
4人	55,180	52,880	50,200	47,710	45,230	42,760
5人以上	440	440	400	400	360	360

①線地別に入院患者、施設入所者、出稼者を除いたすべての世帯員を合計する。
②令和(11月~翌年3月)には地区別に標準加算が算出計上される。

④ 住宅扶助基準

地帯	基準額
1線地	円以内
2線地	円以内
3線地	13,000
4線地	円以内
5線地	8,000

⑤ 教育扶助基準

区分	基準額
小学生	2,160
中学生	円
高校生	4,180

⑥ 介護扶助基準

介護施設の種類	基準額
介護施設	介護施設の種類にかかわらず
介護施設	介護施設の種類にかかわらず
介護施設	介護施設の種類にかかわらず

⑦ 医療扶助基準

医療の種類	基準額
医療	医療の種類にかかわらず
医療	医療の種類にかかわらず
医療	医療の種類にかかわらず

⑧ 加算額

加算の種類	基準額
加算	加算の種類にかかわらず
加算	加算の種類にかかわらず
加算	加算の種類にかかわらず

生活扶助基準の改定方式の変遷

- ① 標準生計費方式(昭和21年～22年)
当時の経済安定本部が定めた世帯人員別の標準生計費を基に算出し、生活扶助基準とする方式。
- ② マーケットバスケット方式(昭和23年～35年)
最低生活を営むために必要な飲食物費や衣類、家具什器、入浴料といった個々の品目を一つ一つ積み上げて最低生活費を算出する方式。
- ③ エンゲル方式(昭和36年～39年)
栄養審議会の答申に基づく栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げて計算し、別に低所得世帯の実態調査から、この飲食物費を支出している世帯のエンゲル係数の理論値を求め、これから逆算して総生活費を算出する方式。
- ④ 格差縮小方式(昭和40年～58年)
一般国民の消費水準の伸び率以上に生活扶助基準を引き上げ、結果的に一般国民と被保護世帯との消費水準の格差を縮小させようとする方式。
- ⑤ 水準均衡方式(昭和59年～現在)
当時の生活扶助基準が、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図るという方式。

○ 現行の生活扶助基準の設定方法について

- 現行の生活扶助基準は、3人世帯を基軸として設定。
- 一般世帯の消費実態の第1類費(食費、被服費等が相当)と第2類費(光熱水費、家具家事用品等が相当)の構成割合を参考として、生活扶助基準を第1類費と第2類費に展開
- 第1類費については、年齢別の栄養所要量を参考とした指数で展開
- 第2類費については、一般世帯における世帯人数別の消費支出を参考とした指数で展開

現行の生活扶助基準の設定方法

3人世帯の生活扶助基準額
162,170円(100.0%)
33歳・29歳・4歳

一般世帯の消費実態の第1類費と第2類費の構成割合を参考として第1類費と第2類費に展開
第1類費：106,890円(65.9%)
第2類費：55,280円(34.1%)

○ 第1類費(食費、被服費等が相当) 年齢別の栄養所要量を参考とした指数で展開

	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～19歳	20～40歳	41～59歳	60～69歳	70歳～
現行の第1類費	51.9	65.4	84.6	104.5	100.0	94.8	89.6	80.3

単位：円

	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～19歳	20～40歳	41～59歳	60～69歳	70歳～
基準額	20,900	26,350	34,070	42,080	40,270	38,180	36,100	32,340

○ 第2類費(光熱水費、家具什器等が相当) 世帯人員別の消費支出(第2類費相当)の指数を参考として展開

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
現行の第2類費	81.5	90.2	100.0	103.5	104.3

単位：円

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
基準額	44,270	49,740	55,280	57,410	57,850

○ 級地の概要

級地制度は、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準に反映させることを目的としたもの。

○ 現行の級地間較差（昭和62年度～）

現行の級地は、1級地-1から3級地-2までの6区分のなかで、それぞれの較差を4.5%ずつとして設定している（計22.5%）。

級地間較差（1級地-1=100）

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
級地間較差	100.0	95.5	91.0	86.5	82.0	77.5

○ 現行の級地指定（昭和62年度～）

各市（区）町村ごとに指定している。

級地別市町村数（平成19年4月1日現在）

総数	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
市町村の例	東京都23区 横浜市 大阪市	札幌市 千葉市 福岡市	金沢市 静岡市 高知市	長岡市 三島市 佐世保市	弘前市 福知山市 今治市	結城市 横浜市 宇和島市
1,806	58	50	121	79	575	923

○ 勤労控除の概要

① 勤労に伴う必要経費を補填

勤労収入を得るためには、勤労に伴う被服費や知識・教養の向上等のための経費が必要となることから、勤労収入のうちの一定額を控除する。

② 勤労意欲の増進・自立助長

※現在の方式は「昭和60年12月17日 中央社会福祉審議会意見具申」における「自立助長を促進するという観点から勤労意欲の増進が効果的に図られるよう制度を見直す必要がある。」との指摘を踏まえて設定されたものである。

○ 基礎控除 [上限額 月額 33,190円（1級地） 勤労収入額8,000円までは全額控除]

経常的な経費を対象とする基礎控除の控除額は、勤労収入に比例して増加させる方式（収入金額比例方式）を採用している。

○ その他の控除

- ・ 特別控除 [年間勤労収入額の1割 上限額 年額 150,900円（1級地）]
- ・ 新規就労控除 [基準額 月額 10,400円（各級地共通） 就労から6か月間]
- ・ 未成年者控除 [基準額 月額 11,600円（各級地共通）]

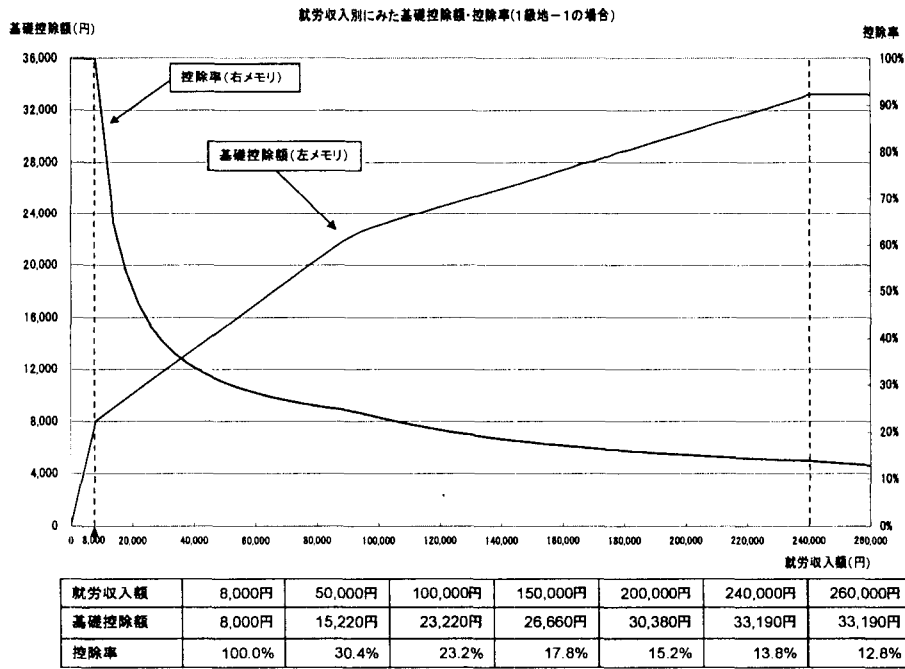
世帯類型別にみた勤労控除額

	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害世帯	その他世帯
勤労控除適用世帯の平均控除額(実績) (1世帯あたり月額)	23,103円	13,742円	25,810円	20,593円	25,370円
就労世帯数	124,310	11,820	38,600	35,220	38,670
就労率	12.2%	2.7%	49.4%	8.9%	37.5%

資料：被保護者全国一斉調査（平成17年7月1日時点）

○ 勤労控除(基礎控除)の仕組み

- 就労収入額に比例して基礎控除額が増える仕組み。
- 就労収入8,000円までは全額控除となっている。
- 就労収入240,000円で基礎控除額の上限額(33,190円)となっている。



給付額の比較

制度名	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	アメリカ	日本			
	所得補助	参入最低額所得 (RM1)	社会扶助	社会扶助	TANF	生活保護			
給付基準	基本原則	全国統一基準 (地域差なし)	全国統一基準 (地域差なし)	州・市ごとに独自の基準を設定 (全国標準*あり)	市ごとに独自の基準を設定 (全国標準*あり)	州ごとに独自の基準を設定 (全国標準なし)	全国統一基準 (地域差あり)		
	以下の比較表で用いた給付額算出の元データ	全国統一基準	全国統一基準	全国標準の基準額	全国標準の基準額	イリノイ州	1歳地-1	2歳地-1	3歳地-1
現地通貨	単身者	週£ 64.65 月額換算約£ 242.10	月額 E411.70	月額 E339	月額 Kr3,255	月額 \$ 223 (シカゴ)	-	-	-
	カップル	週£ 87.75 月額換算約£ 379.87	月額 E617.56	月額 E613	月額 Kr5,455	月額 \$ 292 (シカゴ)	-	-	-
	カップル+子ども(4歳)	週£ 125.83 月額換算約£ 557.43	月額 E741.06	月額 E840 (但し 10歳の子ども)	月額 Kr7,210	月額 \$ 396 (シカゴ)	-	-	-
為替レート (対米ドル)	1.603	1.073	1.073	0.117	1.000	0.841			
為替レート	1ポンド=190.61円	1ユーロ=136.86円	1ユーロ=136.86円	1クローナ=13.91円	1ドル=118.91円	-			
日本円換算	単身者	46,146円	52,513円	43,240円	45,284円	26,356円	84,850円	77,220円	69,580円
	カップル	72,407円	78,769円	78,189円	75,890円	34,511円	129,940円	118,250円	106,550円
	カップル+子ども(4歳)	106,251円	94,523円	107,143円	100,306円	46,803円	162,490円	147,870円	133,240円
価格インデックス (東京=100)	ロンドン 91.5	パリ 83.7	フランクフルト 73.6	ストックホルム 85.4	シカゴ 91.1	東京 100.0	-	-	-
給付額インデックス (東京=100)	単身者	50.433円	62,740円	58,750円	53,026円	28,931円	84,850円	77,220円	69,580円
	カップル	79,133円	94,109円	106,235円	88,864円	37,883円	129,940円	118,250円	106,550円
	カップル+子ども(4歳)	116,121円	112,931円	145,575円	117,454円	51,375円	162,490円	147,870円	133,240円
給付水準インデックス (東京=100)	単身者	59.44	73.94	89.24	82.49	34.10	100.0	-	-
	カップル	60.80	72.42	81.76	88.39	29.15	100.0	-	-
	カップル+子ども(4歳)	71.46	89.50	89.59	72.28	31.61	100.0	-	-

*全国標準あり：各自自治体等が基準を設定する際に、ガイドラインとして中央政府が提示する給付基準の提示がある場合。

出典：我が国の生活保護制度の諸問題にかかる主要各国の公的扶助制度の比較に関する調査報告 (平成 16年 3月 厚生労働省社会・援護局保護課)

「生活扶助基準に関する検討会」について

1. 趣旨

平成16年12月に報告された「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」においては、「生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある」とされたところである。

また、平成18年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」においては、「生活扶助基準について、低所得世帯の消費実態等を踏まえた見直し及び「級地の見直し」を行うこととされたところである。

これらを踏まえ、級地を含む生活扶助基準の見直しについて専門的な分析・検討を行うため、学識経験者等による「生活扶助基準に関する検討会」を開催する。

2. 主な検討項目

直近の全国消費実態調査に基づき、以下の事項について評価・検証を行う。

- 生活扶助基準の全体水準
- 級地別基準
- その他

3. 検討会の構成員（敬称略 50音順）

岡部 卓	首都大学東京都市教養学部教授
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院教授
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
根本 嘉昭	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
(座長)橋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授

4. 検討経過

- 第1回 10月19日(金) 制度概要・現状及び水準の評価・検証
- 第2回 10月30日(火) 基準体系の評価・検証
- 第3回 11月 8日(木) 地域差、勤労控除の評価・検証
- 第4回 11月20日(火) 生活扶助基準の評価・検証に関する議論の整理
- 第5回 11月30日(金) 報告書の取りまとめ

生活扶助基準に関する検討会報告書のポイント(平成19年11月30日)

背景

1. 生活保護は、生活困窮者に対して、健康で文化的な最低限度の生活を無差別平等に保障する最後のセーフティネット。
2. 生活保護には、「生活扶助」「住宅扶助」「医療扶助」など8種類の扶助があるが、「生活扶助」は日常生活費に対する金銭給付であり、最も基本的な給付。
3. 「生活扶助基準」については、
 - ① 平成16年の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」による報告書において、その水準は、基本的に妥当とされるとともに、今後は5年に一度の検証を行うべきことが提言
 - ② 平成18年の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、級地を含めた生活扶助基準の見直しを行うこととされた。
4. 今般、5年に一度実施されている全国消費実態調査の結果を用いて検証・評価する準備が整ったことから、学識経験者による専門的な分析・検討を行うために、本検討会が設置されたもの。

位置付け

1. 直近(平成16年)の全国消費実態調査の結果等を用いて、主に統計的な分析をもとに、専門的、かつ、客観的に評価・検証を実施。
2. 厚生労働省において生活扶助基準の見直しを行う場合は、本報告書の評価・検証の結果を参考とするよう期待。

主な検証結果：水準

(現行水準の設定方法)

- 現行の生活扶助基準の水準については、国民の消費実態との均衡を維持・調整する「水準均衡方式」を採用。

(検証方法)

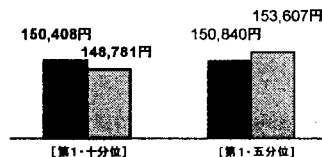
- 生活扶助基準の水準を評価・検証するに当たっては、低所得世帯である年間収入階級第1・十分位に着目して、その消費支出額(具体的には、生活扶助に相当する消費支出額(生活扶助相当支出額))の水準と生活扶助基準を比較。

(検証結果)

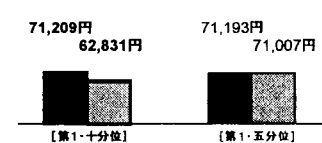
- 現行の生活扶助基準額(右図の赤色)の水準は、生活扶助相当支出額(右図の水色)の水準に比べ
 - ① 夫婦子1人世帯では、やや高め
 - ② 単身世帯では、高め
 という結果。
- 生活扶助基準額は、これまで第1・十分位の消費水準と比較することが適当とされてきたが、今回これを変更する特段の理由はない。

現行の生活扶助基準額(■)と生活扶助相当支出額(□)との比較

① 夫婦子1人世帯(有業者あり)



② 単身世帯世帯(60歳以上)



(資料) 平成16年全国消費実態調査特別集計(①、②共通)

主な検証結果：体系

(現行の体系)

- 現行の生活扶助基準は、世帯の個人的経費(第1類費)と世帯共通経費(第2類費)とを合算して算出。

(検証)

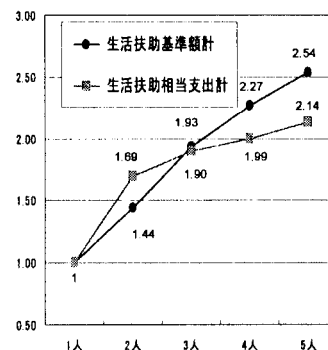
- 検証の結果、個人的経費とされている第1類費においても、世帯人員に応じたスケールメリットが生じていることが確認。
- 第1類費のスケールメリットを反映していない現在の世帯人員別の生活扶助基準額は、4人以上の多人数世帯に有利。

(提言)

- 生活保護受給者の3/4が単身世帯であることから単身世帯に着目した基準体系とすることが考えられる。

世帯人員別にみた消費支出額と生活扶助基準額の比較

(世帯人員が1人の世帯の生活扶助基準額及び生活扶助相当支出を1とした場合の比率)



(注) 「生活扶助相当支出計」は世帯人員別の年間収入階級第1・五分位に属する世帯の平均額

(資料) 平成16年全国消費実態調査特別集計

主な検証結果：地域差

(現行の地域差)

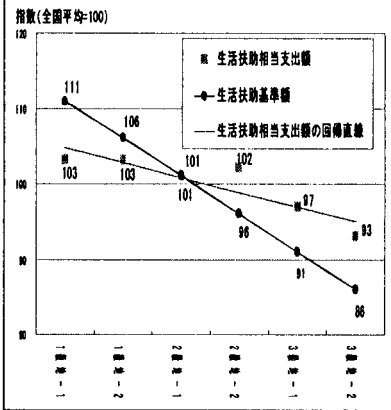
- 現行の級地制度は、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を反映させるため設定。
- 現在は6区分で、1級地-1と3級地-2との間は、22.5%の差。

(検証)

- 検証の結果、現行の級地別の生活扶助基準額の地域差に比較して、地域間の生活扶助相当支出額の差は縮小。

級地別にみた消費支出額と生活扶助基準額の比較

2人以上全世帯(1人当たり)、年間収入第1~3・五分位



(注)「生活扶助相当支出額」は、年間収入階級第1~3・五分位に属する世帯の1人当たりの生活扶助相当支出額

(資料)平成16年全国消費実態調査特別集計

その他：勤労控除

(現行の勤労控除)

- 現行の勤労控除は、生活保護受給者が勤労収入を得ているときに、その一定程度を手元に残すものであり、
 - ① 勤労に伴う必要経費を補填するとともに、
 - ② 勤労意欲の増進及び自立の助長を図ることを目的とする制度。

(検証)

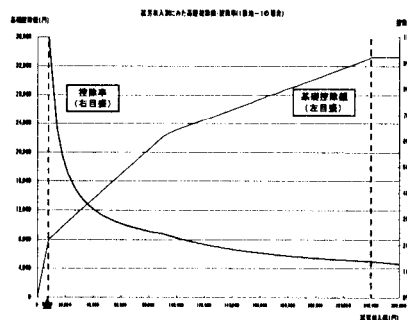
- 就労に関連する経費の実態をみると、収入の1割程度。

(勤労意欲に関する議論の整理)

- 勤労意欲を一層増進する工夫を図るべきであるが、どのような工夫が可能か、次の点などを踏まえた検討を行うべき。
 - ① 収入増により保護費が減額されると勤労意欲を阻害するので、勤労収入の一定程度を手元に残すこと。
 - ② 特に保護からの脱却に資する仕組みを検討すべきこと。
 - ③ 勤労意欲を高める仕組みについての実証的な検証を行うこと。

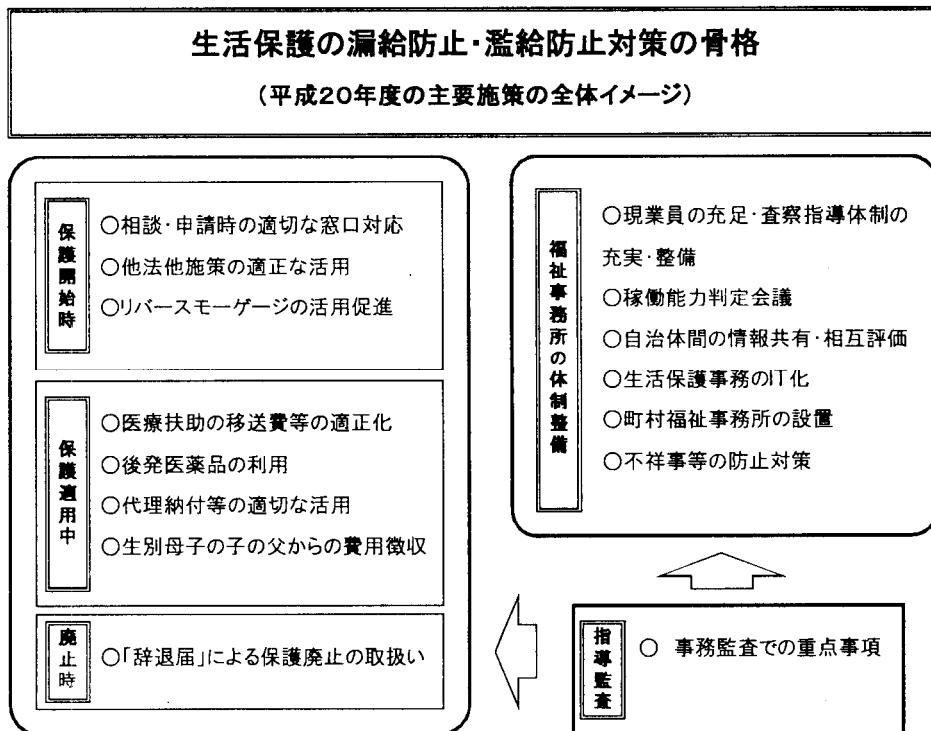
現行の勤労控除の概要

- 就労収入8,000円までは全額控除
- 就労収入240,000円の基礎控除額33,190円が上限



就労収入額	8,000円	50,000円	100,000円	150,000円	200,000円	240,000円	280,000円
基礎控除額	8,000円	15,220円	23,220円	26,860円	30,360円	33,190円	33,190円
控除率	100.0%	30.4%	23.2%	17.8%	15.2%	13.8%	12.8%

Ⅱ 漏給防止・濫給防止



平成20年度保護の実施要領改正の概要

1 相談申請時における対応、廃止時の辞退届の取扱いについての規定の創設

- ・次官通知を新設し、「申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと」を明記
- ・保護の相談における開始申請の取扱い、及び要保護者の発見・把握について局長通知に規定
- ・相談時には申請意思の確認が必要であることや、扶養義務についての誤った説明が申請権の侵害にあたるおそれがあること、を課長通知に明記
- ・「辞退届」が有効となるためには、本人の任意かつ真摯な意思に基づくことが必要であること、保護の廃止決定にあたっては、本人から自立の目途を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることがないように留意すること、を課長通知に明記

2 稼働能力の活用についての規定の創設

- ・次官通知を新設し、「要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること」と明記
- ・稼働能力の活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かにより判断すること、及び①～③のそれぞれの判断の仕方について、局長通知に記載
- ・現に就労している者の稼働能力の活用状況も、上記①～③により判断する旨、課長通知に記載

3 援助方針の策定、関係機関との連携についての規定の創設

- ・従来の「処遇方針」を「援助方針」に変更。個々の要保護者の自立に向けた課題を分析し、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定すること、また策定した援助方針は、原則として要保護者本人に説明し、理解を得るよう努めることを、局長通知に規定
- ・あわせて、援助方針の見直しは少なくとも年1回以上行うことなどを規定
- ・被保護者への指導援助にあたっては、関係機関と必要な連携を図ること、を局長通知に明記

4 通勤用自動車保有要件の緩和

- ・保有が認められる地域について、従来「山間僻地等地理的条件、気象的条件が悪い地域」としていた課長通知を「公共交通機関の利用が著しく困難な地域」に変更し、要件を緩和
- ・あわせて「公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先」に自動車により通勤する場合も保有を容認できるよう課長通知を改正
- ・保護開始申請時に就労していない場合であっても、概ね6か月以内に保護から脱却することが確実に見込まれる場合は、一定の条件を満たせば自動車の処分指導を保留できる旨の課長通知を新設

5 住宅契約時及び更新時の火災保険料、保証料の認定

- ・賃貸住宅の契約時、更新時に必要とされる火災保険料及び保証人がいない場合の保証料について、それぞれ敷金等、更新料等の限度額の範囲内で認定できるよう課長通知を改正

生活保護における医療扶助の移送費の見直し

現状

- (基準) 移送に必要な最小限度の額
(範囲) 入院・転院・退院・通院に係る交通費

給付実績

- 給付額(平成18年度)
・ 医療扶助費 1兆3,500億円
・ うち移送費 44億円 (0.3%)

- 医療扶助人員(入院外)1人あたり移送費
年間 約4,000円

自治体間の運用格差

- 医療扶助人員(入院外)1人あたり移送費支給件数
・ 都道府県間で 67倍(最大4.66、最低0.07)

見直し

(3月3日(月)全国会議、4月実施)

- 生活保護で支給する移送費の範囲は、原則として、国民健康保険で支給される移送費の範囲と同等とする。

- ① 災害現場等からの緊急搬送
 - ② 離島等からの搬送
 - ③ 移動困難な者の転院
 - ④ 移植のための医師派遣、臓器等の搬送
- (注)生活保護は国民健康保険の例によることが原則

- 上記によりがたい場合、個別に内容を審査し、下記の事項に該当する場合は、例外的に移送費を支給。(受診医療機関は、原則、福祉事務所管内の医療機関に限定)

- ① 身体障害等で電車・バスの利用が困難な場合
- ② へき地等で交通費が高額になる場合
- ③ 検診命令による受診
- ④ 医師の住診等に係る交通費

- 例外的給付を行う場合については、医師の意見、嘱託医協議等をもとに、給付の必要性を十分に検討した上で決定

医療扶助における後発医薬品の使用促進について

被保護者には、後発医薬品が使用できる場合には、後発医薬品の使用を求めることとする。

後発医薬品の使用促進は、医療保険における取扱いに合わせる改正であるが、被保護者は後発医薬品を選択するインセンティブが働きにくいことに鑑み、福祉事務所の指導を通じて後発医薬品の使用の指導を徹底するための措置

- 同じ効き目・安全性で価格が安い場合、被保護者に対しては、医学的理由がある場合を除き、後発医薬品の使用を求めることとする。
- 医薬品の種類や病状等により後発医薬品が使えない場合があるので、被保護者には、処方医・薬剤師に、後発医薬品の使用が可能か相談をさせるとともに、後発医薬品が使える場合は、後発医薬品を選択するよう指導。
- 福祉事務所においては、レセプト点検や薬局への確認等により、調剤の状況を確認するとともに、被保護者が後発医薬品が使えるのに、先発医薬品を使っていた場合、指導を行う。

(参考) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効き目をもつ医薬品。

1. 効き目や安全性は、先発医薬品と同等

国では、後発医薬品が、先発医薬品と効き目・安全性が同じかどうかについて、欧米と同じ基準で審査を行っている。
※薬の形・色や味は、先発医薬品と異なる場合がある。

2. 先発医薬品より価格が安く経済的

後発医薬品は、ほとんどの場合、先発医薬品より値段が安くなっている。
そのため医療保険を初め日本全体として後発医薬品ができるだけ使われるように取組をすすめている。

3. 欧米では、幅広く使用。

アメリカ、イギリスやドイツでは、使われている医薬品のうち、約半分は後発医薬品である。

社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書のポイント

（平成20年1月25日）

- ◆年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割を果たし、年金の記録等を自宅においても常時、安全かつ迅速に確認できるものとしつつ、将来的な用途拡大にも対応可能なものとする。
- ◆2011年度（平成23年度）を目途に導入することを目指し、今後、費用等を含めた選択肢を整理し、更に具体的な仕組みの検討を進める。

①利用者の利便性向上と保険者・サービス提供者等の事務効率化を実現する。

年金手帳、健康保険証、介護保険証が1枚のカードになる

- 1枚となることで、保管、携帯に便利。発行の事務負担も軽減される。
- 現在の保険証等に記載されている情報がICチップなどに収録され、プライバシーの保護に優れる。
- 引越、転職等で保険者を異動した場合でも、保険証の再取得等が不要。
- 医療機関等の窓口で即時の資格確認が可能となることや、保険証の情報の転記ミスがなくなることで、事務負担が軽減。
- 制度や保険者をまたがった場合でも、個人を同定することができるので、制度間の供給調整等の事務負担が軽減。

自分の年金記録等を自宅のパソコン等からいつでも安全かつ迅速に確認可能

- オンライン上で厳格な本人確認が行われ、なりすまし等を防止することができる仕組みとする。
- 利用者にオンラインで提供する環境が整うことを前提として、希望者は、自分の特定健診結果等の健康情報も閲覧することが可能。
- 希望者は、身分証明書として利用することも可能。

②プライバシー侵害、情報の一元的管理に対する不安が極力解消される仕組みとする。

- カードに収録する情報を本人確認のために必要な最小限のものに限定するとともに、安全性に優れたICカードを導入し、不正な情報の読み出し等による被害を防止する。
※カードに収録する情報は、移行期や異常時の対応等を踏まえて決定する。
- 資格情報は、従来通り、各制度の保険者が管理し、資格情報を何らかの方法で関連づけた上で、カードには加入者を特定するための鍵となる情報を収録し、その情報を利用してデータベース上の資格情報にアクセスすることにより、資格確認を行う。

※加入者を特定するための鍵としてカードに収録する情報の選択肢

- 案1：各制度共通の統一した番号
- 案2：カードの識別子（カードを識別する記号等）
- 案3：各制度の現在の被保険者番号
 - 案3-2：各制度内で不変的な番号を創設
- 案4：基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）

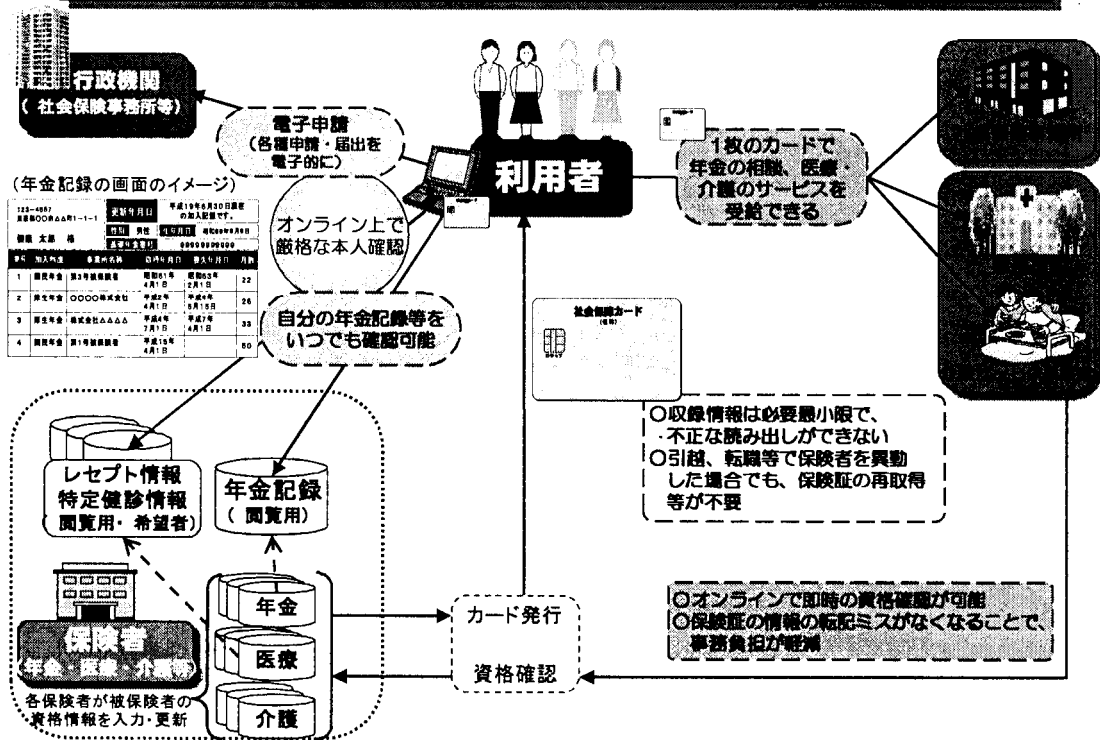
- 資格情報のセキュリティ対策を徹底するとともに、カードの収録情報に応じた利用制限（例：番号の告知要求制限、データベースの構築禁止等）を検討する。

③コストを抑えつつ、より多くの効果を実現する、費用対効果に優れた仕組みとする。

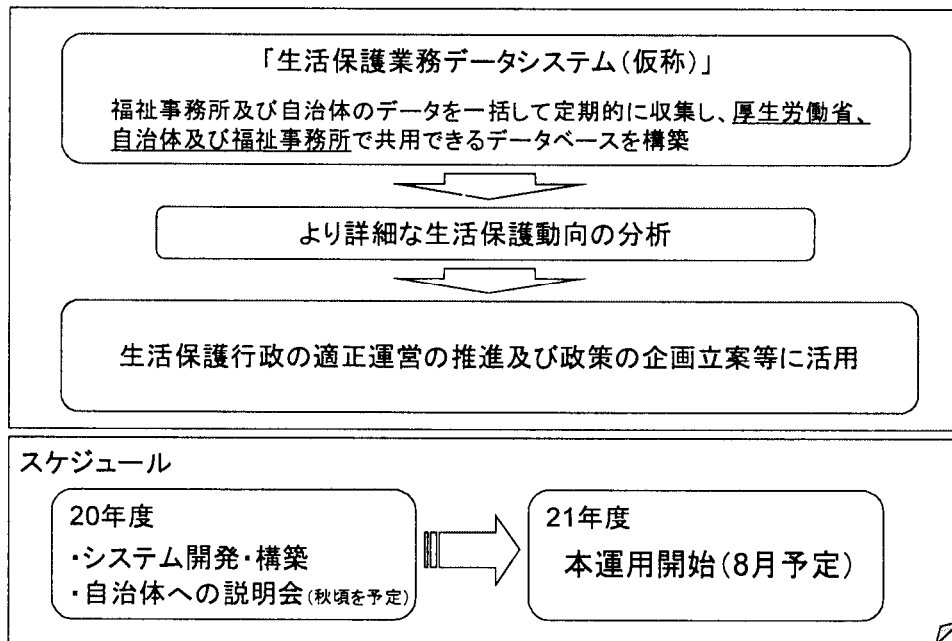
- 関連する仕組み（レセプトオンライン請求、住基カード発行、公的個人認証サービス、電子私書箱等の仕組み）を最大限に活用し、必要となるコストを抑制する。
- 簡単・確実に自分のカードを受け取ることができ、自分以外が受け取ることがない方法を検討する。

※カードの交付についての選択肢 → 案1：市町村が交付 案2：医療保険者が交付 案3：年金保険者たる国が交付

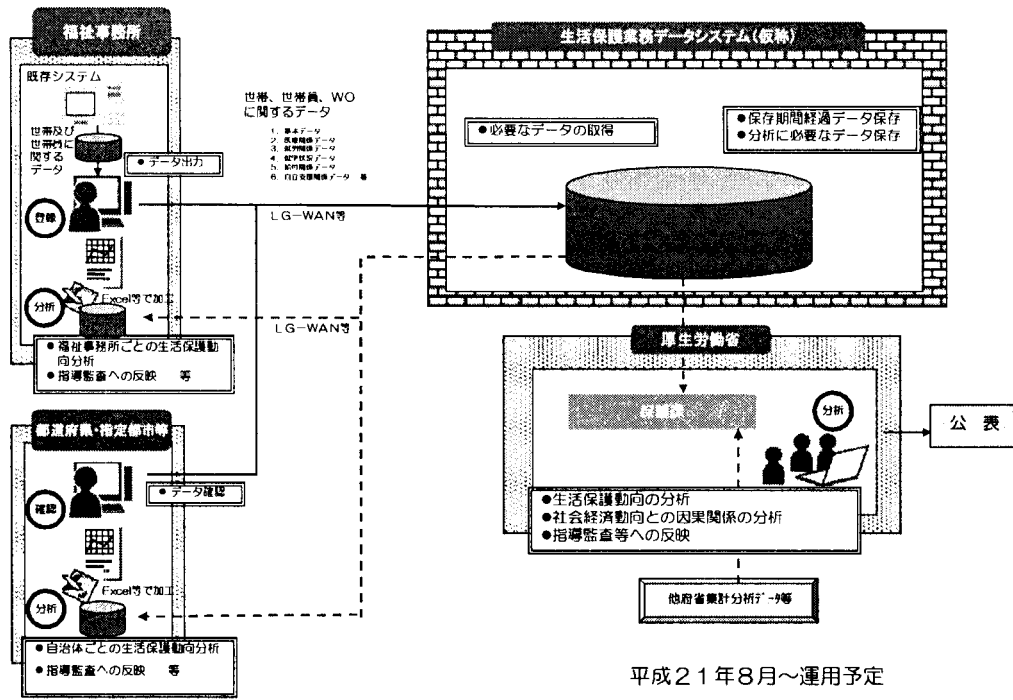
社会保障カード（仮称）の基本的な構想についてのイメージ



生活保護事務のIT化の推進について 生活保護データの効率的な活用



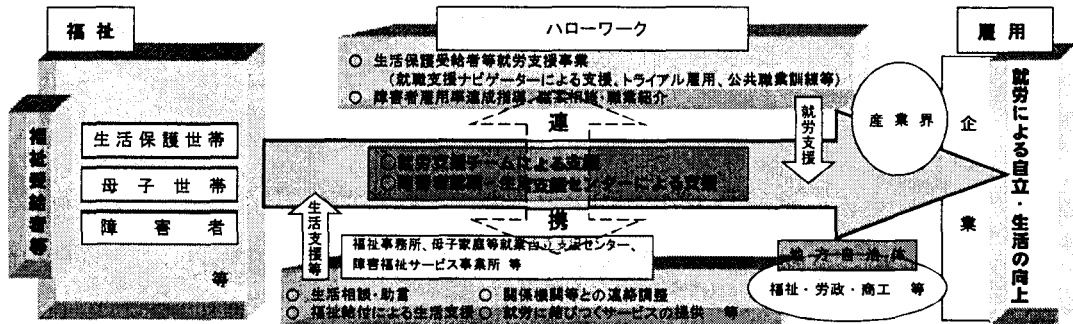
生活保護業務データシステム（仮称）概念図



Ⅲ 自立支援

『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の考え方
 ～誰でもどこでも自立に向けた支援が受けられる体制整備～

- **福祉を受ける方に対して、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。**(※)
 - ー 国民が社会的、経済的、精神的な自立を図る観点から、自ら、働いて生活を支え、健康を維持する、といった「自助」を基本に、それを「共助」、「公助」が支える福祉社会を構築
 - ※ 自立の支援や生活の向上が目的—自助努力のみでは生活に困窮する方に対しては福祉により適確に対応
- **緒についたばかりの福祉事務所等とハローワークの連携による「福祉と雇用の連携」施策、地方自治体における自立支援策を加速**
 - (例 福祉事務所において、自立・就労意欲のある生活保護や児童扶養手当の受給者を選定し、ハローワークにおいて、就労支援を実施)
- **「福祉から雇用へ」の実効性を高めるため、関係機関の連携を促進するとともに、産業界等の理解・協力を得ながら(※)、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』として実施**
 - ※ 産業界・企業の理解、協力
 - ・ 職業紹介、職業訓練等を受けた後における雇用の機会の確保
 - ・ 母子世帯等の実情を踏まえた多様な働き方や、障害者雇用率達成の必要性への理解などの意識改革
 - ・ 企業の生産性の向上などにより、安定した雇用機会の創出や、賃金の引上げを図ること
 - 福祉施設関係者、特別支援学校関係者等の意識改革も必要



『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』のイメージ

○ 福祉から雇用への移行を推進する「5か年計画」を策定するとともに、具体的な「目標」を定めて取り組む。
 (特に、19～21年度の3年間に集中的に取り組むを強化する。)

	助走期間		集中的強化期間			継続実施	
	～18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
福祉 (就労支援)	(生活保護世帯・母子家庭世帯)	「支援プログラム」の策定・「母子家庭等就業・自立支援センター」の全面実施					結果的雇用
	(障害者)	「障害福祉計画」の策定					就業につなげる質的な就労移行支援サービスの提供 (企業ノウハウの活用)
連携	(生活保護世帯・母子家庭世帯・障害者)	ハローワークを中心とした「チーム支援」の開始					「工賃増進5か年計画」による福祉的就労の向上
	(障害者)	ハローワークを中心とした「チーム支援」の開始					ハローワークを中心とした「チーム支援」の全面展開、体制・機能の強化
雇用 (受入促進)	(生活保護世帯・母子家庭世帯・障害者)	ハローワークによる取組の強化 (障害者雇用率達成指導、きめ細かな職業紹介等就労支援)					「障害者就業・生活支援センター」の全面展開等、地域のネットワークの強化
	(障害者)	(厚生労働省において取組み)	各都府・各自治体における「チャレンジ雇用」の推進・拡大				障害者雇用促進法制の整備
企業・国民の意識改革		(生活保護世帯・母子家庭世帯・障害者)	企業の経営者・労働組合・従業員、福祉関係者等の意識改革と、相互の協力関係の構築等を進じ、雇用機会を拡大				


『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』における重点戦略

地域の特性を活かした就労支援体制を全国展開

- 「障害者就業・生活支援センター」を全障害保健福祉圏域に設置(約400カ所)
- 各省庁・各自治体における障害者に対する「チャレンジ雇用」の推進・拡大
- 障害者に対する「就労移行支援事業」を全国展開するとともに、食糧産地において「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げを推進
- 平成19年度までに「生活保護の就労支援プログラム(※)」を全自治体で策定
(※)意欲の向上や職業意識の啓発、技能修得、就職支援等、段階的・計画的な支援を行うプログラム
- 母子家庭等就業・自立支援センターやマザーズハローワークなどの子育て女性重点支援拠点を全国展開

ハローワークを中心とした「チーム支援」

- ハローワークを中心に福祉関係者等と連携した「就労支援チーム(※)」の体制・機能強化
(※)ハローワークの就職支援担当と福祉事務所、福祉施設等関係機関により編成されるチーム
- ハローワークにおける「就労支援アクションプラン」の推進により、支援対象者(生活保護・母子世帯)の就職率を60%に引上げ「就職活動プランの策定」、「就労意欲向上プログラム」など




障害者雇用促進法制の整備

- 短時間労働・派遣労働を活用した雇用促進、中小企業における雇用促進等を図るための障害者雇用促進法制の整備

関係者の意識改革

- 関係者の意識改革を通じた雇用機会の拡大
企業の経営者・労働組合・従業員、福祉関係者等の意識改革と、相互の協力関係の構築等を通じ、雇用機会を拡大



生活保護受給者に対する自立支援の推進

<p>○ 生活保護の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低生活費の支給 ・ 自立の助長 	<p>○ 自立の助長の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的自立 → 就労 等 ・ 日常生活自立 → 入院から在宅復帰 等 ・ 社会生活自立 → ひきこもり防止、社会参加 等
<p>○ 自立支援プログラム導入の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保護者の抱える問題の多様化、被保護世帯数の増加 ・ 生活保護担当職員の不足と経験不足 	

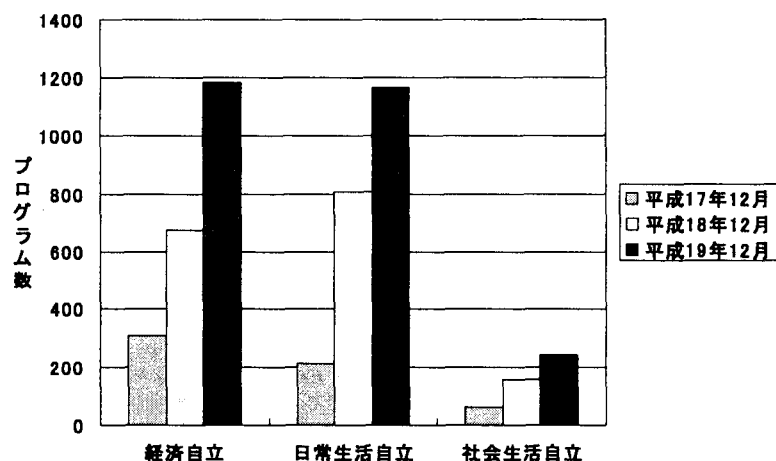
自立支援プログラムの導入(平成17年度～)

- 被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、自立支援の具体的内容と手順を定めた個別プログラムを自治体が策定
- 個々の被保護者に必要なプログラムを選定し、関係部署、保健所、医療機関、福祉施設、NPO等と連携し自立支援を組織的に実施

※ 自立支援プログラムの例

- ・ 稼働能力を有する者(経済的自立の支援)
→ 就労支援員(職安OB等)を福祉事務所に配置し、就労支援を行う。
- ・ 長期入院中の者(日常生活自立の支援)
→ 嘱託医等、医療機関等と連携し、退院を促進する。
- ・ 高齢者等(社会生活自立の支援)
→ 社会福祉協議会、保健師、NPO法人等と連携し、傷病や閉じこもりを防止し、健康的な自立生活を維持する。

1 自立支援プログラムの策定状況



	平成17年12月		平成18年12月		平成19年12月	
	プログラム数	割合	プログラム数	割合	プログラム数	割合
策定済み個別支援プログラム	585	100.0%	1,638	100.0%	2,592	100.0%
経済自立に関するもの	311	53.2%	675	41.2%	1,183	45.6%
日常生活自立に関するもの	214	36.6%	808	49.3%	1,165	45.0%
社会生活自立に関するもの	60	10.2%	155	9.5%	244	9.4%

※1自治体で、複数のプログラムを作成している場合がある。

2 就労支援プログラムの策定状況

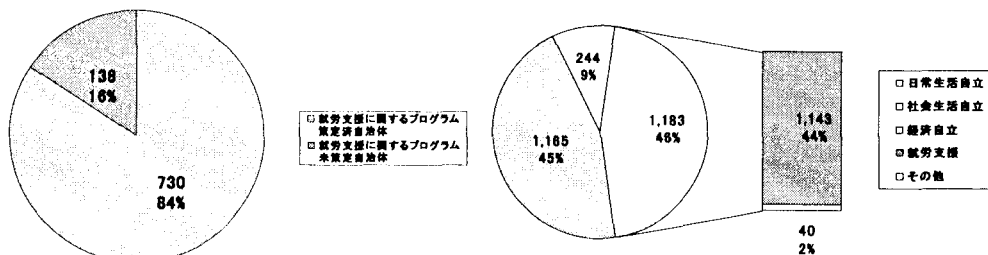
【平成19年度の運用方針】

- 全自治体で就労支援に関するプログラムを策定

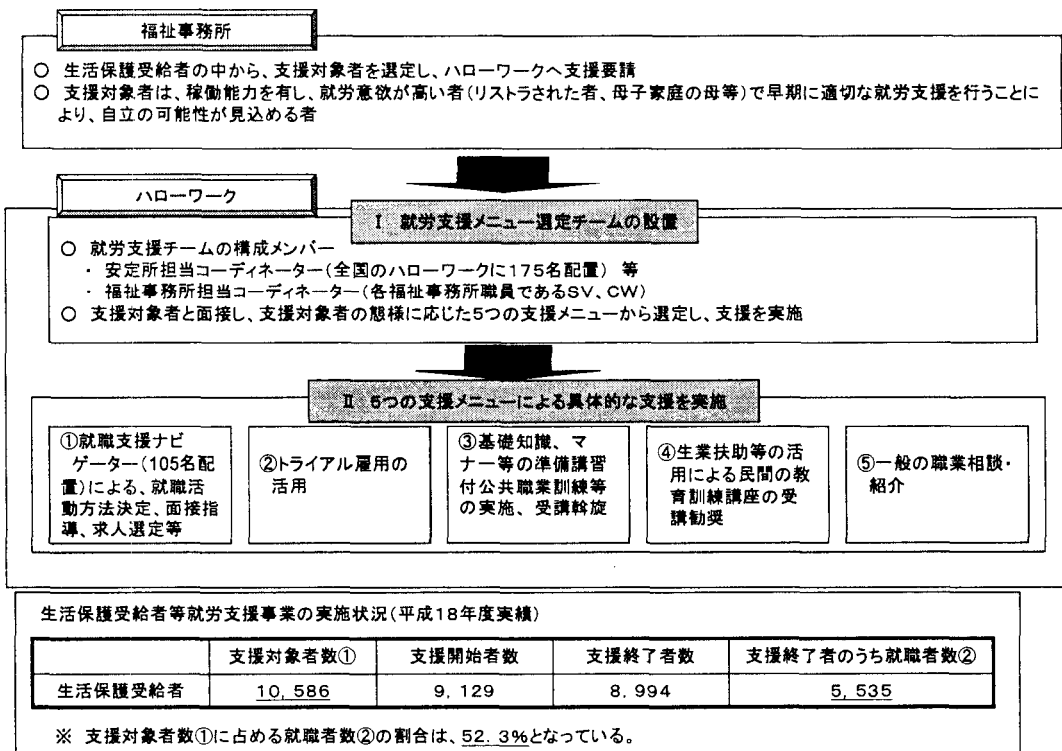
【就労支援に関するプログラム策定状況】

	平成18年12月		平成19年12月	
就労支援に関するプログラム策定済自治体数	422	49.2%	730	84.1%
就労支援に関するプログラム未策定自治体数	435	50.8%	138	15.9%
就労支援に関するプログラム数	620		1,143	

【平成19年12月の就労支援に関するプログラム策定状況】



3 福祉事務所とハローワークの連携による生活保護受給者等就労支援事業(平成17年度～)



4 就労支援の成果

- 就労支援により約17,700人が新規就労・増収を実現

(単位:人)

	新規就労	増収	合計
1 福祉事務所による就労支援プログラム	9,237 (75%)	3,043 (25%)	12,280 (100%)
2 ハローワークとの連携事業 (生活保護受給者等就労支援事業)	4,222 (78%)	1,189 (22%)	5,411 (100%)
合計	13,459 (76%)	4,232 (24%)	17,691 (100%)

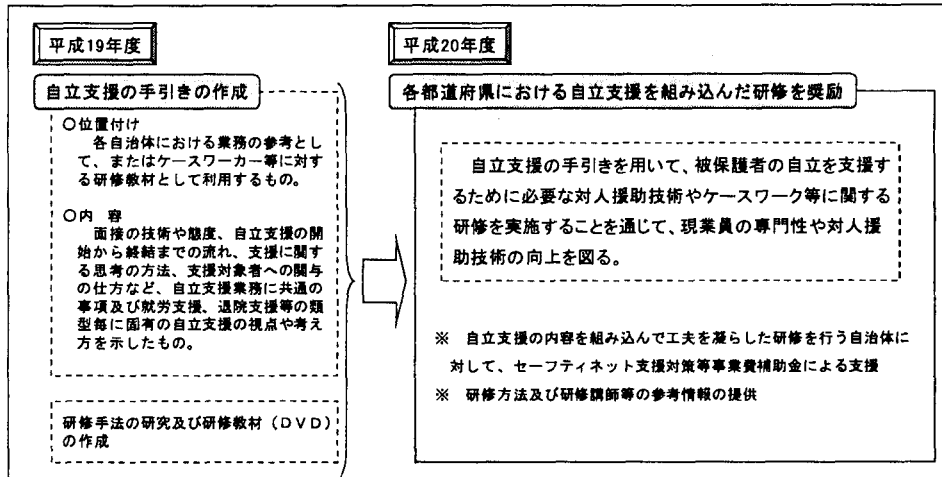
(平成18年度実績)

(注1)福祉事務所による就労支援プログラムの参加者は、34,000人。

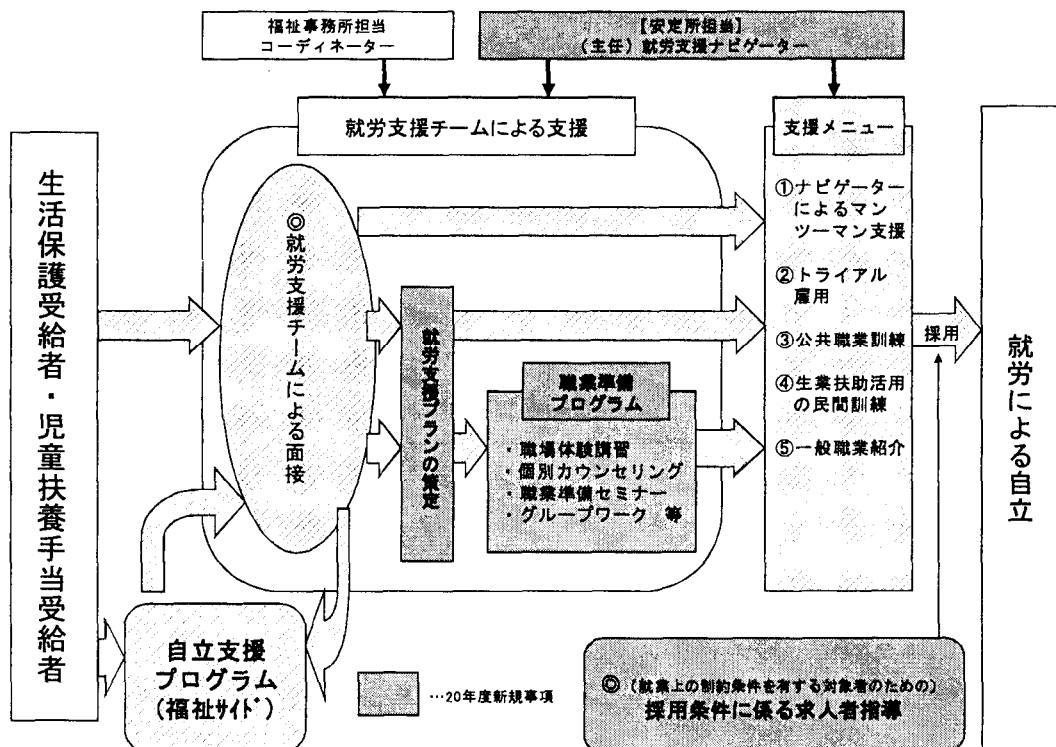
(注2)前頁の就職者数とハローワークとの連携事業の新規就労・増収の合計に差異があるのは、同一の参加者が就職と退職を複数回繰り返した場合、前頁は延人員、本頁は実人員でカウントしているため。

5 平成20年度の自立支援プログラムの運用方針

- 全自治体で、債務整理に関するプログラムを策定
- 生活保護受給者等就労支援事業を一層活用し、自治体独自のプログラムと本事業を連動させた仕組の構築
- 稼働能力判定会議の設置・運営の積極的な取組
- 自立支援業務に関する研修の充実



6 生活保護受給者等就労支援事業の新たな取組(就労支援アクションプラン) (平成20年度～)



中国残留邦人等に対する 新たな支援策について

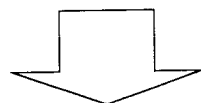
社会・援護局援護企画課
中国孤児等対策室

中国残留邦人等に対する新たな支援策について


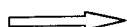
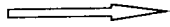
1. 新たな支援策の概要

(1) 趣旨

- 中国残留邦人等は、今次大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げる
ことができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた方々。
- このような中国残留邦人等が置かれている特別の事情にかんがみ、その老後の生
活の安定のための特別の措置を講じる。



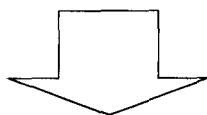
(2) 新たな支援策

- 老齢基礎年金の満額支給（法改正事項）  参考資料 P42 参照
- 老齢基礎年金を補完する支援給付（法改正事項）  参考資料 P46 参照
- 地域社会における生活支援（予算措置）  参考資料 P48 参照

2. 福祉事務所に求められる取組み

(1) 支援給付の実施機関となる場合の配慮

支援給付制度の運用に当たっては、法律の規定に基づき、最大限の配慮を行うことが求められている。



- ① 支援給付を担当する部署に「支援・相談員」を配置。
- ② 支援給付の実施において生活保護とは異なる運用も措置。

(2) 運用上の留意事項

- ① 支援・相談員の活用
 - ・ 中国残留邦人等に理解が深く、中国語又はロシア語ができる支援・相談員を支援給付の実施機関へ配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活が送れるよう支援するものであるから、積極的な活用をお願いしたい。

② 生活保護との相違点（例）

ア 支援給付開始申請時の資産の取扱い

- 預貯金や現金を保有している場合
 - ・ ・ ・ 老齢基礎年金が満額支給される際に手元に残ることとなる拠出保険料相当額の一時金と預貯金等（生命保険の解約返戻金を含む。）とを合算して、老齢基礎年金の満額支給に必要な40年間分の保険料相当の一時金の額（10,400円×12月×40年＝499.2万円）まで保有を認める。

- 生命保険を保有している場合、
 - ・ ・ ・ 解約返戻金の額が預貯金等（老齢基礎年金が満額支給される際に手元に残ることとなる拠出保険料相当額の一時金を含む。）と合算して、老齢基礎年金の満額支給に必要な40年間分の保険料相当の一時金の額（499.2万円）までは、解約を求めない。

- 不動産については、
 - ・ ・ ・ 生活保護制度に準じて長期生活支援資金（リバースモーゲージ）の貸付等を検討することとなる。
ただし、実際の運用に当たっては、個々の事情に十分配慮する必要があることから、対象となる資産を保有する者から支援給付についての相談又は申請があった場合には、別途当省と個別に相談・協議願いたい。

イ. 収入認定の取扱い

(ア) 収入認定から除外されるもの

- 満額支給される老齢基礎年金と保険料を拠出した中国残留邦人等に支給される一時金は、全額収入認定から除外し、これら以外の収入も3割を収入認定から除外する。

(イ) 収入申告の時期

- 開始申請時
 - ・・・直近月の収入（同居している者の収入は原則として前年の所得額）を申告させる。
- 支援給付継続受給者
 - ・・・原則として年1回。前年1年分の収入総額を申告させる。2世等と同居している場合の2世等の収入申告は、前年の所得額を申告させる。

ウ. その他

- 医療支援給付は、簡便な手続きで受診が可能となり、又、病院等の選択も原則自由。
- 中国残留邦人等が子と同居していることを理由に、支援給付が受けられなくなることがないよう配慮。
- 中国等渡航期間中（原則1～2ヶ月程度）も支援給付を継続支給。

3 その他、事業の推進に協力願いたい取り組み

地域社会における生活支援（中国残留邦人等地域生活支援事業）の実施

(1) 目的

中国残留邦人等は長期にわたり海外にあったため、言葉や生活習慣等の相違から定着先の地域社会において様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、地域における多様な施設や活動をネットワーク化し、中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう地域支援を促進することを目的とする。

(2) 主な事業

- ① 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業（参考資料P51参照）
- ② 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業（参考資料P52参照）
- ③ 身近な地域での日本語教育支援事業（参考資料P54参照）
- ④ 自立支援通訳等派遣事業（参考資料P54参照）
- ※ いずれも、市区町村に対する補助事業（セーフティネット支援対策等事業費補助金）として実施

(3) 福祉事務所の役割

中国残留邦人等が居住する市区町村が地域住民やNPO、ボランティア団体等と連携して、地域が一体となり中国残留邦人等を支援するものであり、福祉事務所においても支援・相談員の家庭訪問等を通じて、中国残留邦人等のニーズを把握し、関係事業に適切に参加できるよう支援及び指導願いたい。

(4) 実施主体との連携

○ 福祉事務所において、中国残留邦人等が必要とする支援事業のニーズを把握した場合には、当該事業を管轄する実施主体と連携を図り必要な支援を受けられるよう配慮願いたい。

・ 郡部においては、中国残留邦人等が広範囲に分散して居住し、町村が実施主体となることが困難な場合は、都道府県援護担当課が実施主体となることがあるので、郡部を管轄する福祉事務所におかれては、各町村の支援事業の実施状況等を把握し、必要に応じ都道府県援護担当課（参考資料P57）と連携願いたい。

・ 市部においても都道府県援護担当課が中国残留邦人等の居住者数が少ない市に代わり事業を実施することがあるので、同様に留意願いたい。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）の概要

趣旨

- 中国残留邦人等は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた方々。
- このような中国残留邦人等が置かれている特別の事情に鑑み、その老後の生活の安定のための特別の措置を講ずる。
＜特別な事情＞
 - ① 長期にわたって残留を余儀なくされたため、日本人としての義務教育を受けるチャンスがなく、多くの人が今日においても日本語が不自由な状態。
 - ② 帰国が遅れたために、高度経済成長の恩恵を享受することができず、老後の備えが不十分。

概要

1 国民年金の特例等（老齢基礎年金の満額支給）

- ① 永住帰国した中国残留邦人等で一定の要件を満たす者（以下「特定中国残留邦人等」という。）は、帰国前の国民年金制度に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても、保険料を追納することができる。
- ② 国は、特定中国残留邦人等に対して、全期間（40年分）の保険料相当額の一時金を支給することとし、その中から保険料追納分を控除して、当該中国残留邦人等に代わって保険料を納付する。

2 支援給付の実施（老齢基礎年金制度による対応を補完する生活支援）

- ① 特定中国残留邦人等について、老齢基礎年金の満額支給に加えて、その者の属する世帯の収入が一定の基準に満たない場合には、支援給付を行う。
- ② 収入の算出に当たっては、満額の老齢基礎年金及びそれ以外に収入があった場合はその一定の割合についても除くこととし、収入が増加するようにする。
- ③ 支援給付の種類は、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付等とする。
- ④ 支援給付を受けている中国残留邦人等が死亡した場合は、配偶者に支援給付を行う。
- ⑤ 支援給付の実施に当たっては、中国残留邦人等の置かれている事情に鑑み、必要な配慮をし、懇切丁寧に行うものとする。
- ⑥ 以上のほか必要な事項については、生活保護法の規定の例による。

3 譲渡等の禁止及び非課税措置等

- 1の一時金及び2の支援給付は、譲渡、担保、差押えができない、及び租税その他の公課を課することができない。

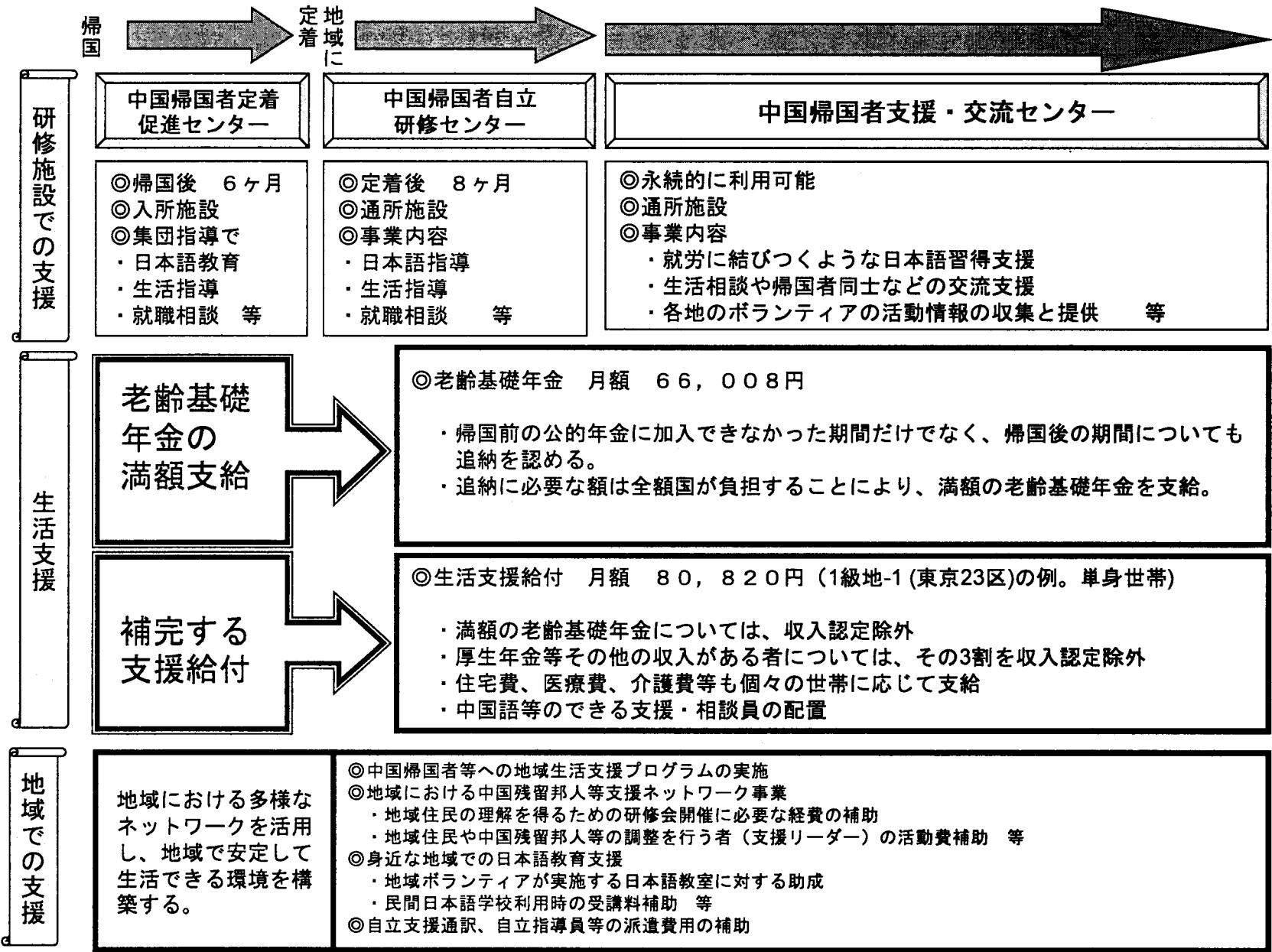
4 訴訟費用の特例

- 訴訟上の救助により支払が猶予された費用について、本法公布後、原告が訴訟を取り下げ、請求を放棄し、又は裁判上の和解（訴訟を終了させるものに限る。）をした場合は、国は、これを請求することができない。

施行期日

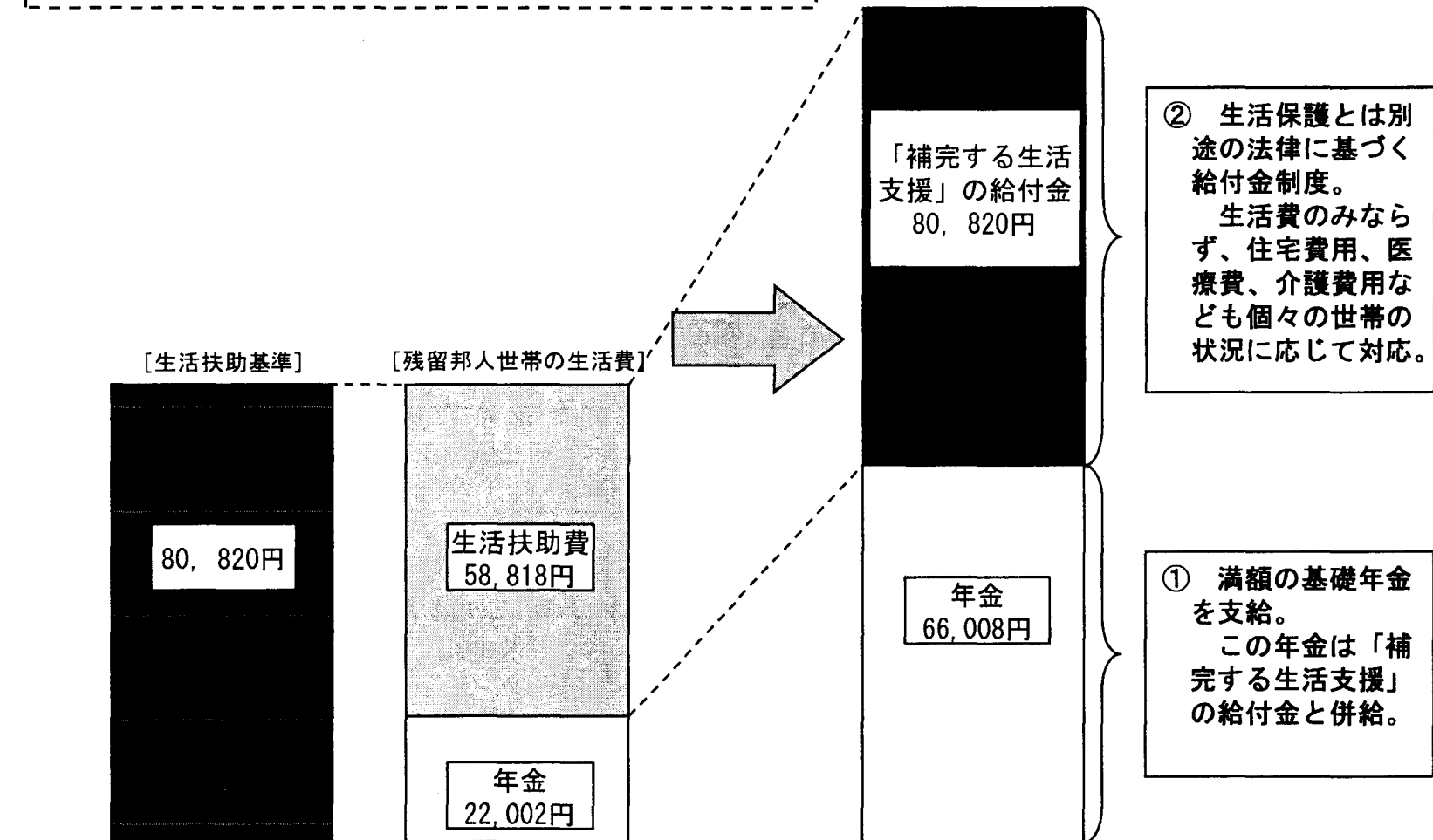
平成20年1月1日（ただし、1（一時金に係る部分を除く。）は平成20年3月1日、2は平成20年4月1日、4は公布の日）

中国残留邦人等に対する支援策



中国残留邦人に対する新たな支援策のスキーム

- ① 老齢基礎年金の満額支給の実施と
- ② 「補完する生活支援」を実施



② 生活保護とは別途の法律に基づく給付金制度。
生活費のみならず、住宅費用、医療費、介護費用なども個々の世帯の状況に応じて対応。

① 満額の基礎年金を支給。
この年金は「補完する生活支援」の給付金と併給。

※ 生活扶助基準は、1級地-1（例えば東京23区）の例。単身世帯。

[今回の新たな支援策]

3月24日 支援・相談員研修会での中国残留孤児訴訟弁護団 の説明要旨から抜粋

支援・相談員に就任された皆さんへ

新たな支援策の実施に当たっての配慮について

—「人間としての尊厳」を回復できる運用と心配りを—

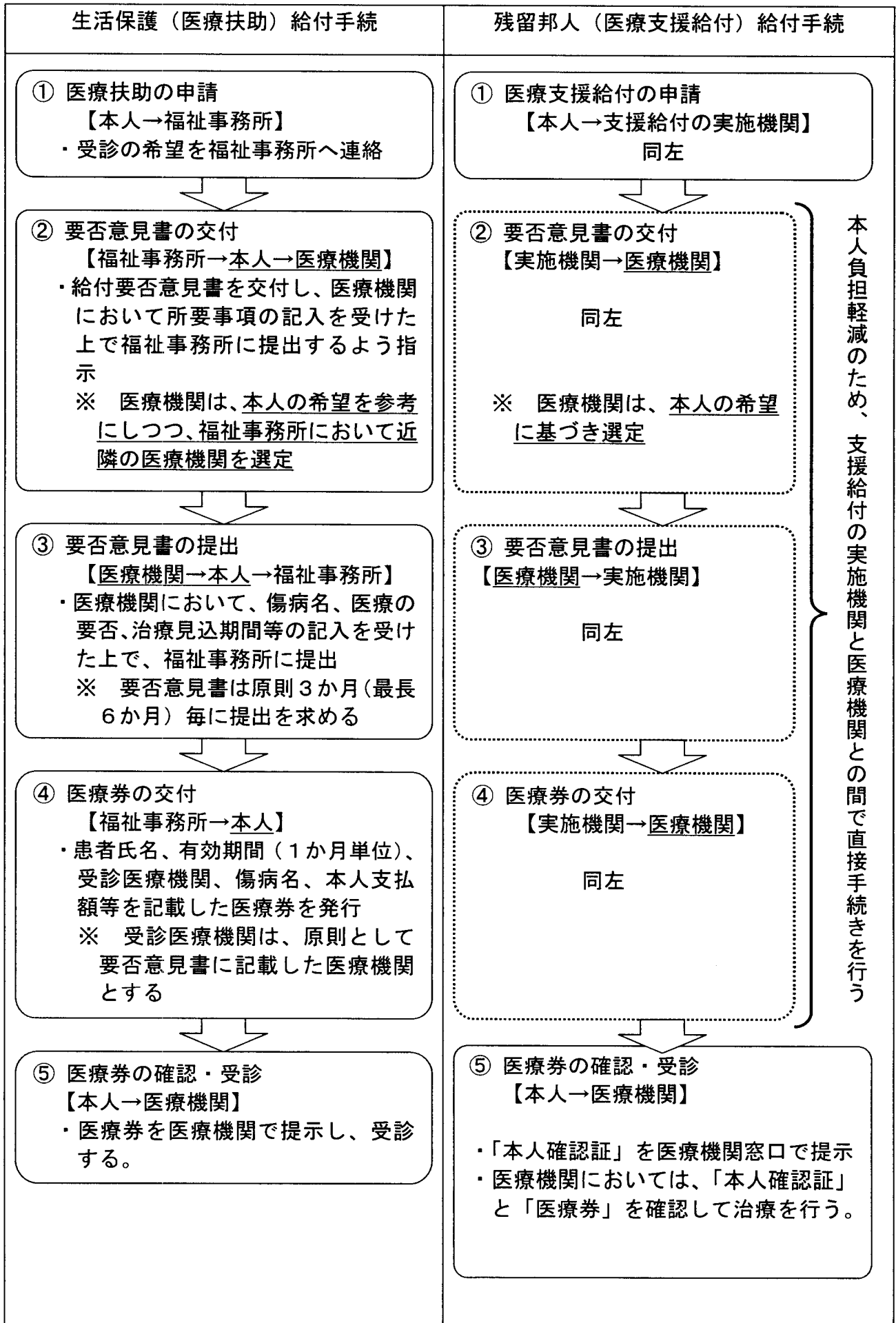
○ 支援給付申請の窓口を担当されるにあたって

- (1) 苦難の人生に耐えぬいてきた日本人、祖国日本を愛する日本人として、尊敬の気持ちで温かく接して下さい。
- (2) 「生活保護ではない制度」が実感できるような接し方をお願いします。
特に今回申請するのは、生活保護を受けてこなかった人。プライドもある。
「厳しいチェック」ではなく「相談に乗る」という姿勢で。
- (3) 中国との縁の深さ、日本の親族との縁の薄さについても理解を。
- (4) 中国残留邦人の要求が制度上、実現困難な場合も、新たな支援策に対する期待の大きさを理解され、制度の仕組みを丁寧に説明して下さい。
- (5) 支援給付以外の、様々な相談や要望についても、窓口になって下さい。

○ 地域生活支援プログラムの策定・実施を担当されるにあたって

支援・相談員は、市区町村の中で「中国残留邦人について最も深く理解している職員」という位置付け。地域生活支援プログラムの担当責任者や福祉事務所の職員に「意見を述べることができ」、責任者や職員はその意見を「尊重する」とされている。中国残留邦人の本当の要望は何かを丁寧に把握し、市区町村の職員にニュアンスも含めて臆することなく伝え、真に役立つ支援政策が立案・実行されるようご尽力をお願いします。

医療給付手続きの流れ



中国残留邦人等に対する新たな支援策について

(1) 老齢基礎年金の満額支給

① 趣 旨

中国残留邦人等の多くは、日本語が不自由であることなどにより、帰国後も十分就労できない状況にあったことから、帰国前の期間の保険料を追納できないばかりか、帰国後の期間についても保険料を十分納めることができなかつたため、その年金額は十分なものとは言い難い状況。

このため、帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても、特例的に保険料の追納を認めるとともに、追納に必要な額は、全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金の支給が受けられるようにするもの。

②対象者

本邦に永住帰国した中国残留邦人等（樺太残留邦人を含む。）で次のいずれの要件も満たす者（以下「特定中国残留邦人等」という。）

- ア 明治44年4月2日以後に生まれた者
- イ 昭和21年12月31日以前に生まれた者（昭和22年1月1日以後に生まれ、昭和21年12月31日以前に生まれた中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者を含む。ただし、60歳以上の者に限る。）
- ウ 永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している者
- エ 昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した者

③ 制度の概要

ア 保険料相当額の一時金支給と保険料の代理追納

特定中国残留邦人等に対し、国が老齢基礎年金の満額支給に必要な全期間分（最大40年間分）の保険料相当の一時金を支給し、その中から、保険料追納分を控除し国が当該特定中国残留邦人等に代わって納付。

（参考）保険料相当額は、対象の期間（月数）に追納保険料額（平成19年度 社会保険庁告示額10,400円）を乗じて算出

（計算例） 昭和36年4月において20歳の場合

追納月額保険料10,400円 × 40年 × 12月 = 約499万円

480月

イ 拠出した保険料相当分の支給

既に、特定中国残留邦人等が保険料を拠出している期間に相当する分については、保険料の追納は行わず、当該中国残留邦人等に直接支払い。

④ 老齢基礎年金の額改定

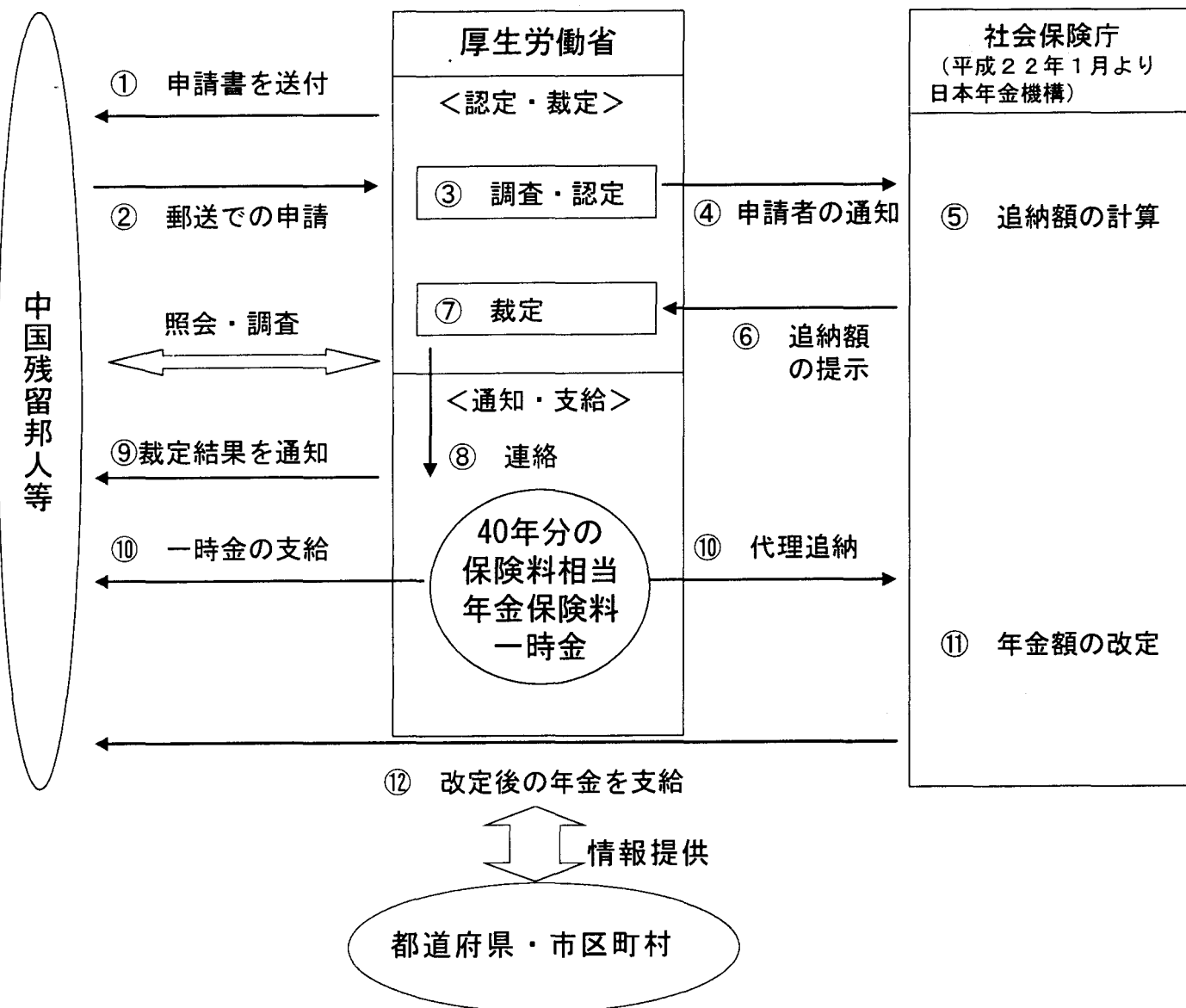
申請が認められた年金受給中の特定中国残留邦人等については、平成20年3月以降、②のアの一時金の支給の際に追納保険料が納付され、追納された月の翌月分から老齢基礎年金が満額に改定されることとなっている。

また、申請が認められた65歳前の特定中国残留邦人等の老齢基礎年金は、繰上げ請求がなければ65歳から満額で支給開始。

⑤ 繰上げ年金の額の改定に係る特例

老齢基礎年金を満額支給するための一時金の支給対象者で、繰上げ請求により既に65歳前から減額された老齢基礎年金の支給を受けている者について特例が設けられ、この特例による調整を申し出れば、減額がない満額支給を受けることができるよう措置。

(参考) 申請から年金額改定までの流れ



(2) 老齡基礎年金を補完する支援給付

① 制度の概要

支援給付は、老齡基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、老齡基礎年金制度による対応を補完する制度として設けられたものであり、その内容は基本的には「生活保護法」の例によるものとしている。（改正法第14条第1項～第4項）

<支援給付の種類>

- ア 生活支援給付
- イ 住宅支援給付
- ウ 医療支援給付
- エ 介護支援給付 等

<実施機関>

支援給付の実施機関は、生活保護法の規定の例により都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が実施機関となるが、支援給付の実施に当たり、実際の事務をどの部署で担うかについては、各自治体の判断としている。

② 対象者

- ア 上記（１）②の特定中国残留邦人等とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない者
- イ 支援給付を受けている特定中国残留邦人等が死亡した場合の配偶者
- ウ 支援給付に係る改正法の施行（平成２０年４月１日）前に、６０歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際現に生活保護を受けている者

(3) 地域社会における生活支援(予算措置)

① 支援の内容

中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、地域支援を促進する。

- ア 中国帰国者等への地域生活支援プログラム事業
- イ 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業
- ウ 身近な地域での日本語教育支援事業
- エ 自立支援通訳派遣事業

② 対象者

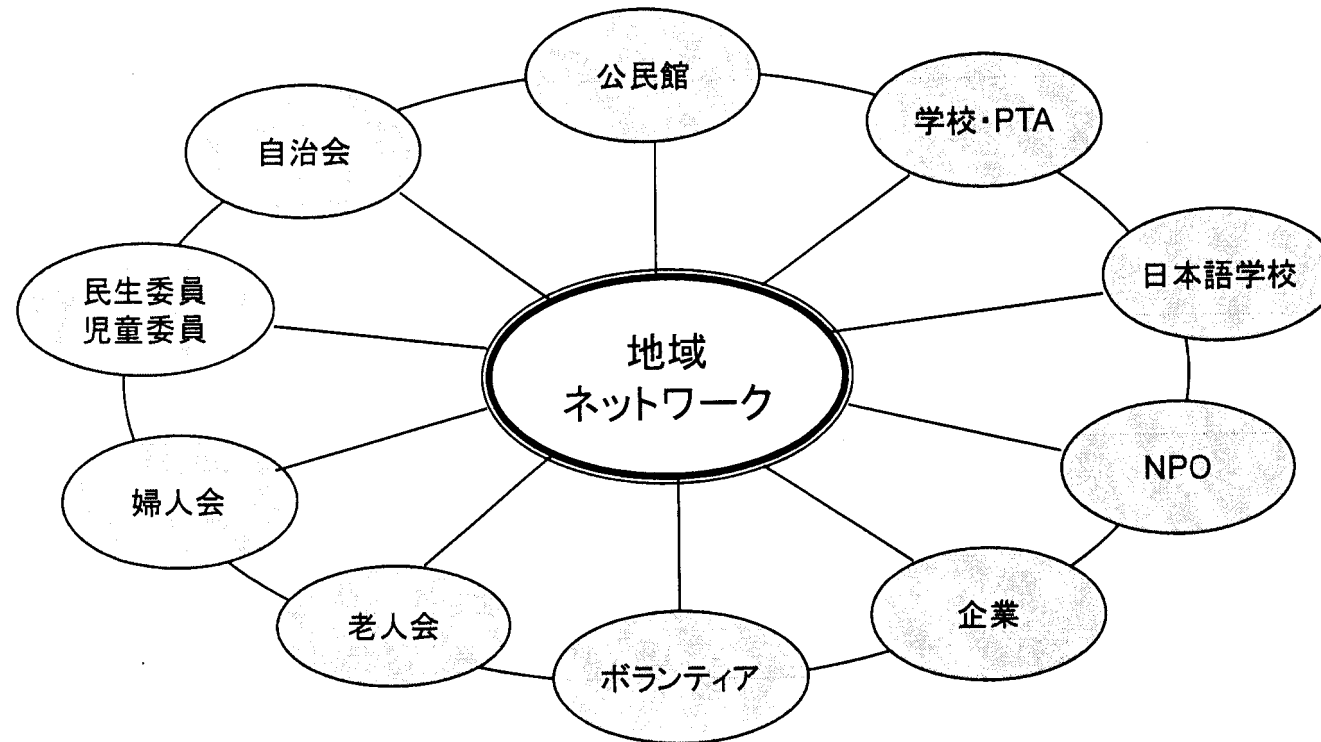
原則として、本邦に永住帰国した中国残留邦人等(特定中国残留邦人等の要件に該当しない者を含む)とその同伴家族

【中国残留邦人等地域生活支援事業の実施】

- 中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、地域支援を促進する事業。

地域においては、そこで暮らす方々、社会福祉や教育などの関連分野の関係者、さらに、地域社会を形成する他の様々な専門家・団体・機関によって構成されている。

このような方々や組織の活動・取組のつながりと連携を取りながら中国残留邦人等の方々が地域の一員として安心して生活できる環境を構築し、社会的自立を促すものである。

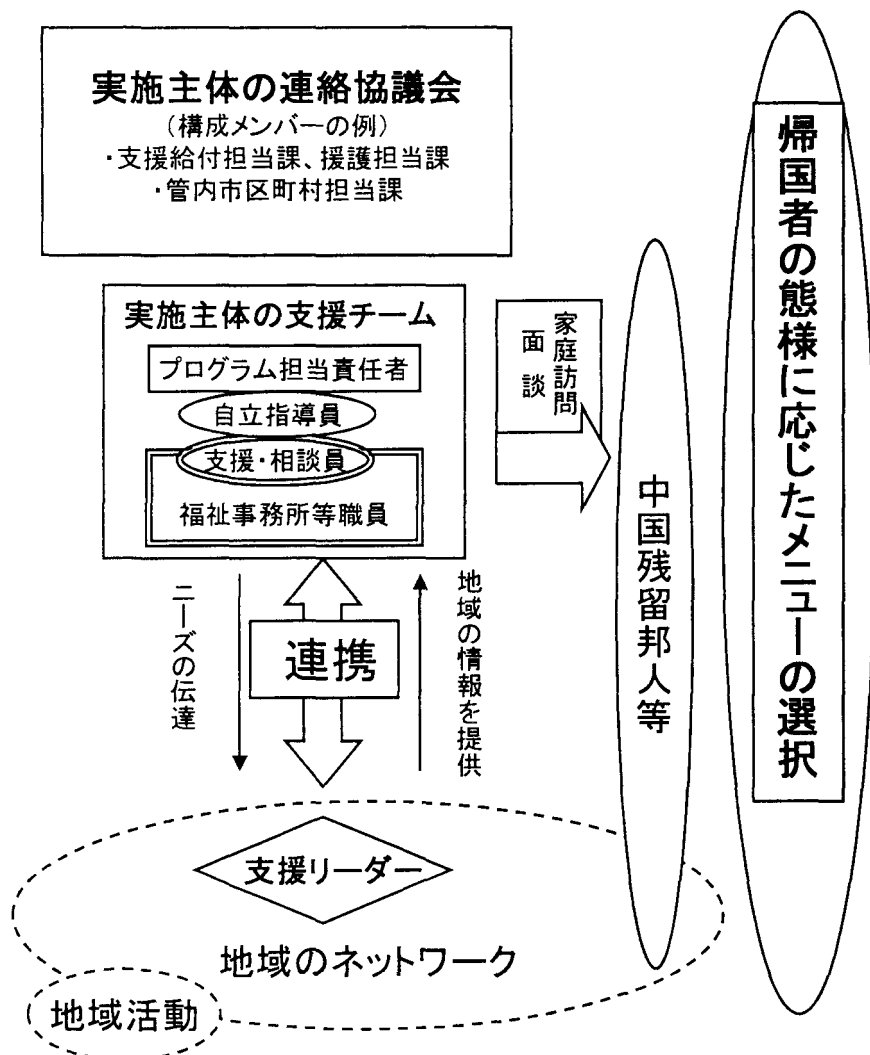


- 中国残留邦人等の地域社会における生活支援は、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」を活用して行う取組み。
- 実施主体は、中国残留邦人等が居住する市区町村。
- 福祉事務所の関与
 - 「地域生活支援プログラム」において
 - ⇒ 「支援・相談員」が中国残留邦人等のニーズを把握。
 - ⇒ 地域生活支援プログラムの実施主体と連携し活用。
 - ※ 都道府県事務所は、必要に応じて各町村と連携。

① 平成20年度における中国残留邦人等に対する地域生活支援プログラム

中国残留邦人等の個々のニーズを踏まえつつ、「地域生活支援プログラム」を作成し、日本語学習、就労支援、生活相談等を行うものである。

○実施主体：市区町村（指定都市、中核市を含む）



メニューの例

<拠点施設の活用>

- 支援・交流センター等での日本語学習、交流事業への参加に伴う交通費(10万円限度)・教材(1万円限度)の支給
- 適切な教材等の紹介

<地域ネットワークの活用>

- 地域で実施する交流事業への参加
 - ・地域活動の紹介
- 身近な地域での日本語教室への参加
 - ・民間日本語学校等の紹介(受講料の1/2(20万円)限度)
 - ・ボランティア日本語教室の紹介
- 地域での就労支援への参加
 - ・生活保護受給者等就労支援事業
 - ・就労に役立つ日本語等資格取得支援
 - 受講料(20万円限度)・受験料(1万円限度)の支給

<親族訪問>

- 中国に居住している親族との再会や見舞いのための訪中時支援給付等の継続支給(旅費の収入認定除外)

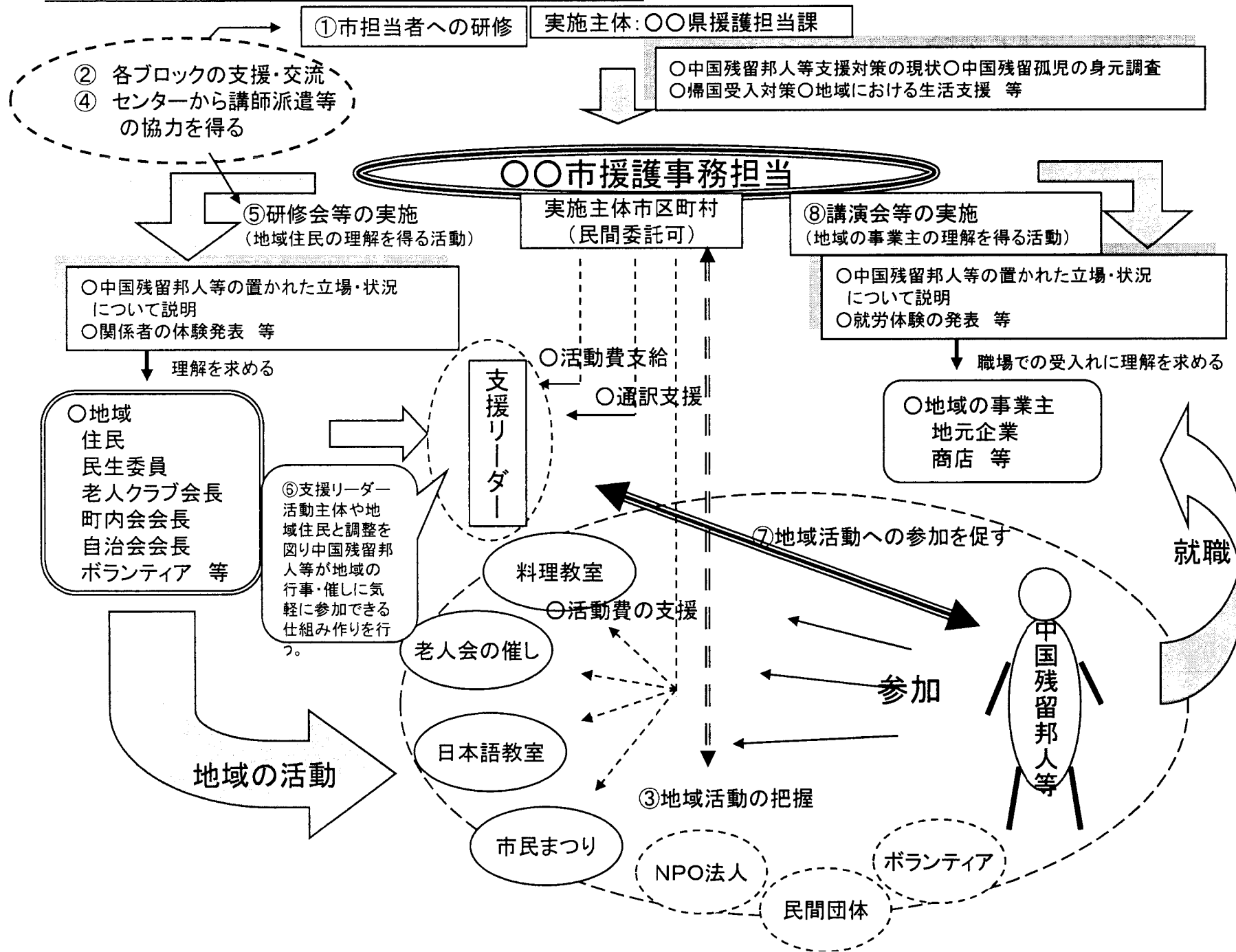
② 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業の実施

地域における多様なネットワークを活用し、中国残留邦人等が地域の日本語教室や交流事業等に気軽に参加できる仕組みをつくり社会的自立を促すものである。

(地域での仕組みづくり)

- 地域住民の理解を得るための研修会を開催する。
- 地域における交流事業等に気軽に参加できるよう地域住民と中国残留邦人等との調整を行う者(支援リーダー)を支援する。
- 自治体等が実施する交流事業を支援する。
- 地域の企業や商店などの関係者に対して、中国残留邦人等の置かれた立場の理解を深める講演会等の開催を支援する。

中国残留邦人等支援ネットワーク(参考例)



③ 身近な地域での日本語教育支援事業の実施

中国残留邦人等が身近な地域で日本語を学べる場を提供し、それぞれの状況に応じた支援を行うものである。

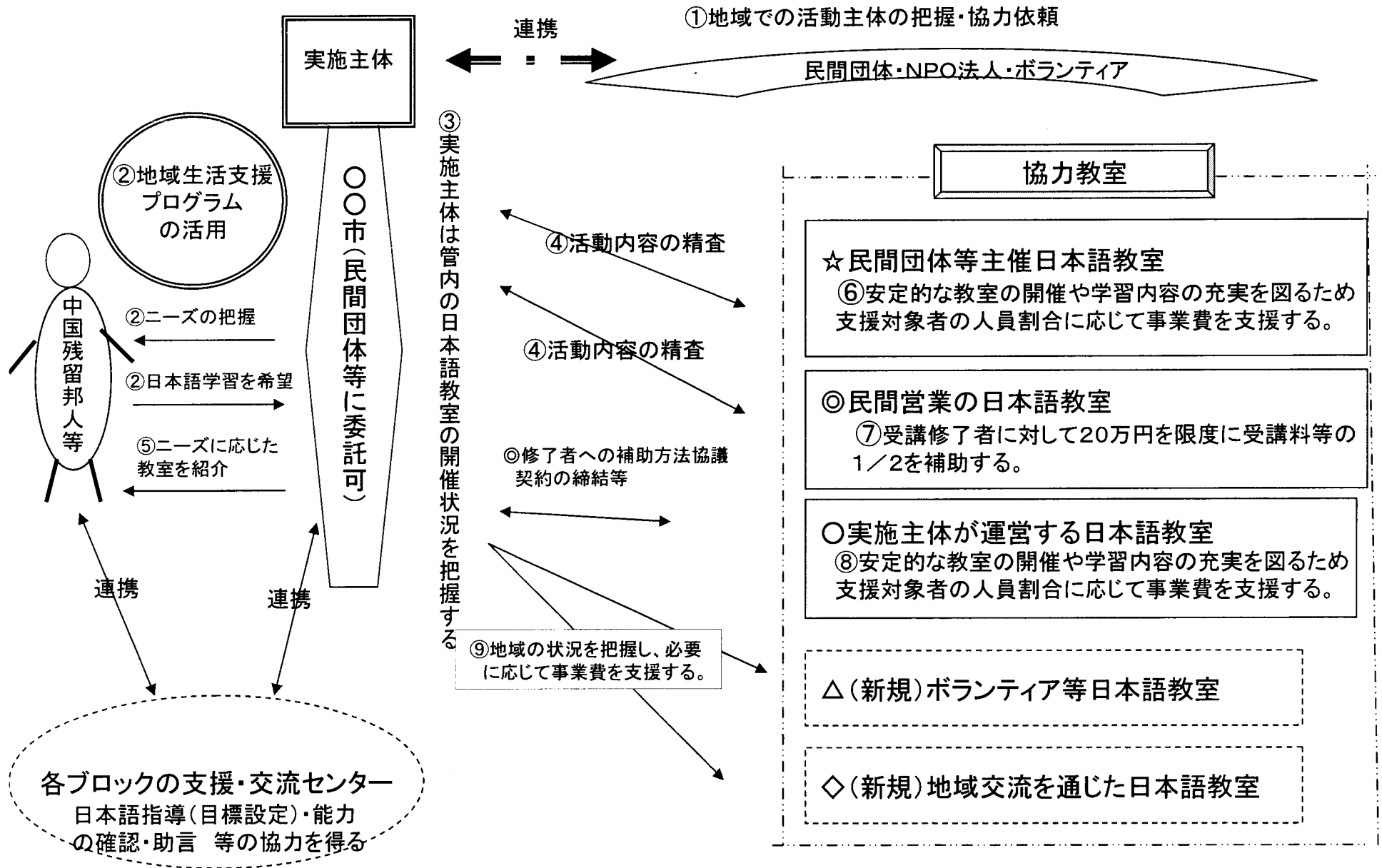
- ボランティア団体等が地域に日本語教室を開講するための経費を支援する。
- 地域の民間(有償)日本語教室の受講を支援する。
- なお、中国残留邦人等に対する日本語学習方法の助言や目標設定など各ブロックに設置した中国帰国者支援・交流センターが支援する。

④ 自立支援通訳派遣等事業の実施

中国残留邦人等の日常生活上の相談、公共機関等のサービス利用時の通訳、就労のための相談及び健康相談等を行うことにより、地域において安心した生活が送れるよう支援を行うものである。

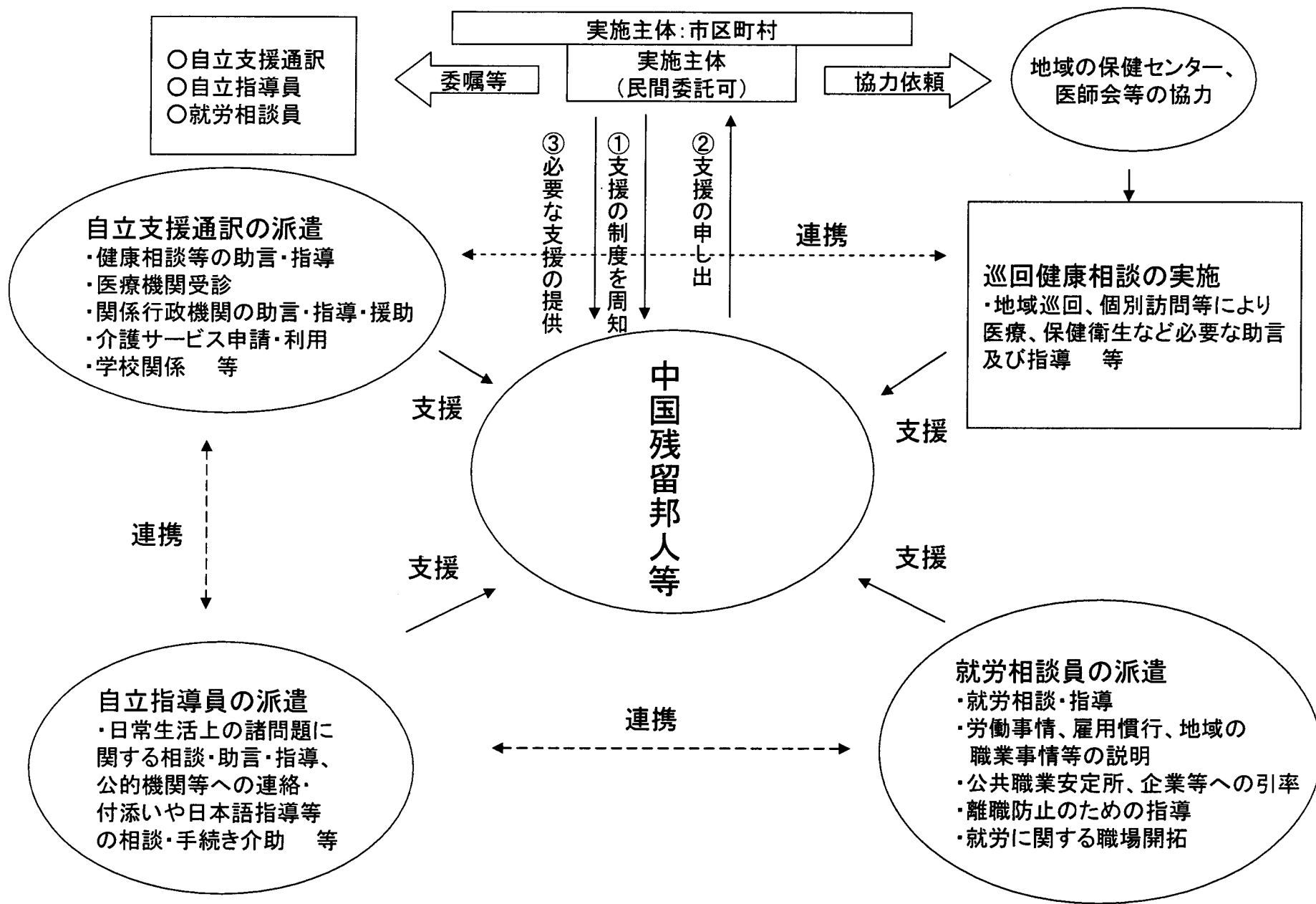
- 中国残留邦人等が公共機関の訪問などの際に自立支援通訳を派遣する。
- 中国残留邦人等の日常生活上の諸問題に関する相談に応じ、必要な援助を行う自立支援通訳等を派遣する。
- 中国残留邦人等の就労相談や指導を行う就労相談員を派遣する。
- 医師等の地域巡回や個別訪問の方法により、健康相談を実施する。

身近な地域での日本語教育支援事業(参考例)



注意: 本事業は民間団体等への補助事業ではないので留意されたい。

自立支援通訳等派遣事業(参考例)



【中国残留邦人等地域生活支援事業担当(都道府県)】

	自治体名	部(局)名	課名	係名	電話番号 (●は代表)	内線	FAX
1	北海道	保健福祉部福祉局	福祉援護課	援護グループ	0112045269		0112324070
2	青森県	健康福祉部	健康福祉政策課	保護・援護グループ	0177349278		0177348085
3	岩手県	保健福祉部	地域福祉課		0196295481		0196295429
4	宮城県	保健福祉部	社会福祉課	援護恩給班	0222112563		0222112594
5	秋田県	健康福祉部	福祉政策課	援護・恩給班	0188601370		0188603841
6	山形県	健康福祉部	健康福祉企画課	地域福祉・援護室	0236302254		0236302301
7	福島県	生活福祉領域地域福祉グループ			0245217166		0245217917
8	茨城県	保健福祉部	長寿福祉課	援護担当	0293013337		0293013349
9	栃木県	保健福祉部	高齢対策課	恩給援護担当	0286233054		0286233058
10	群馬県	健康福祉部	国保援護課	援護係	0272262678 ●0272231111	2678	0272233864
11	埼玉県	福祉部	社会福祉課	援護恩給担当	0488303277		0488304782
12	千葉県	健康福祉指導課	健康福祉指導課	援護恩給室	0432232346		0432226294

	自治体名	部(局)名	課名	係名	電話番号 (●は代表)	内線	FAX
13	東京都	福祉保健局生活福祉部	生活支援課	中国帰国者対策係	0353204079		0353881405
14	神奈川県	保健福祉部	生活援護課		0452104903		0452108859
15	新潟県	福祉保健部	福祉保健課援護恩給室		0252805180		0252805742
16	富山県	厚生部	厚生企画課	恩給援護係	0764443199		0764443446
17	石川県	健康福祉部	厚生政策課	管理・援護グループ	0762251418		0762251409
18	福井県	健康福祉部	地域福祉課	恩給援護グループ	0776200328		0776200637
19	山梨県		国保援護課	援護恩給担当	0552231454		0552231468
20	長野県	社会部	地域福祉課	保護恩給係	0262357094		0262357485
21	岐阜県	健康福祉部	地域福祉国保課	社会援護担当	0582721111	2647	0582728264
22	静岡県	厚生部長寿政策局	援護恩給室		0542212318		0542212864
23	愛知県	健康福祉部	地域福祉課	恩給援護グループ	0529546264		0529546945
24	三重県	健康福祉部	生活保障室	援護・保護グループ	0592242286		0592243085

	自治体名	部(局)名	課名	係名	電話番号 (●は代表)	内線	FAX
25	滋賀県	健康福祉部	健康福祉政策課	平和・援護担当	0775283514		0775284850
26	京都府	保健福祉部	高齢・援護室	恩給援護担当	0754144616		0754144747
27	大阪府	健康福祉部	社会援護課	恩給援護グループ	0669446662 ●0669410351	2429	0669446662
28	兵庫県	健康生活福祉部社会福祉局	援護課	援護係	0783623204		0783624262
29	奈良県	福祉部	福祉政策課	恩給援護係	0742278509		0742220116
30	和歌山県	福祉保健部福祉保健政策局	福祉保健総務課		0734412476		0734256560
31	鳥取県	福祉保健部	福祉保健課	援護係	0857267145		0857268116
32	島根県	健康福祉部	高齢者福祉課	援護恩給スタッフ	0852225246		0852225238
33	岡山県	保健福祉部	保健福祉課	援護班	0862267320		0862219404
34	広島県	健康福祉局	社会福祉部	社会援護課	0825133036		0825116715
35	山口県	健康福祉部	長寿社会課	援護班	0839332800		0839332809
36	徳島県	保健福祉部	保健福祉政策課	地域福祉支援室	0886212170		0886212839

	自治体名	部(局)名	課名	係名	電話番号 (●は代表)	内線	FAX
37	香川県	健康福祉部	長寿社会対策課	総務・援護グループ	0878323265		0878060206
38	愛媛県	保健福祉部生きがい推進局	長寿介護課	援護恩給係	0899122434		0899358075
39	高知県	健康福祉部	保健福祉課		0888239662		0888239207
40	福岡県	福祉労働部	保護・援護課	援護係	0926533301		0926433306
41	佐賀県	健康福祉本部	地域福祉課	援護恩給担当	0952257058		0952257264
42	長崎県	福祉保健部	原爆被爆者援護課	恩給援護班	0958952427		0958952572
43	熊本県	健康福祉部	社会福祉課	援護恩給班	0963332199	7046	0963819025
44	大分県	福祉保健部	高齢者福祉課	恩給援護班	0975062694		0975061737
45	宮崎県	福祉保健部	国保・援護課	援護恩給担当	0985267061		0985267346
46	鹿児島県	保健福祉部	社会福祉課	調査援護係	0992862830 ●0992862111	2830 2831 2832	0992865568
47	沖縄県	福祉保健部	福祉・援護課		0988662177		0988662758

支援・相談員について

1 趣旨

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)第14条第5項においては、「支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及びその配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして懇切丁寧に行うものとする。」とされている。

このため、支援給付に係る事務に際しては、中国残留邦人等に理解が深く、中国語又はロシア語ができる「支援・相談員」を支援給付実施機関に配置するとともに、支援・相談員が中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活を送れるよう支援することとしている。

2 業務の内容

(1) 支援給付事務の補助

支援・相談員は、中国残留邦人等に対する支援給付事務を行う職員(以下「職員」という。)の補助業務を行う。

(2) 生活相談等

支援・相談員は、単独又は必要に応じて職員と同行し、家庭訪問を行い、家庭訪問を通じて中国残留邦人等の日常生活上抱えている問題点を踏まえ中国残留邦人等に最も適した地域生活支援プログラム事業による支援メニューを助言するとともに、日常生活上の生活相談等を行う。

(1) 支援給付事務の補助

福祉事務所等の担当職員と連携して次の業務を行う。

【支援給付を受ける方への補助】

- 窓口において、中国残留邦人等が新たに支援給付申請を行う際の申請書類の確認や申立て事項についての通訳等を行う。
- 要件の審査に伴う、追加情報の聞き取り等の通訳等を行う。

【支援給付を受給中の方への補助】

- 医療等の支援給付実行のための通訳等を行います。
- 定期的な支給要件の確認時の通訳等を行います。

(2) 生活相談等

福祉事務所等の担当職員と連携して次の業務を行う。

- 単独若しくは、福祉事務所等職員と同行の上、中国残留邦人等の家庭訪問を行い、個々の支援希望をお聞きし、家庭訪問終了後に中国残留邦人等の生活状況や希望する支援内容を市等の援護担当課(地域生活支援プログラム担当者)に報告することとしている。

なお、支援内容はそれぞれの市により内容が異なる。

(例)

- ・ 日本語を学習したい。
- ・ 地域住民との交流会に参加したい。
- ・ 働くための資格をとりたい。 等

- その他、日常生活上の生活相談等を行う。

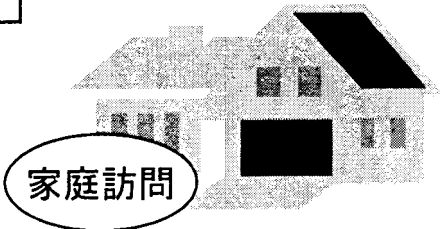
支援・相談員について

実施主体：都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村

支援・相談員
中国残留邦人等に理解が深く、中国語ができる者を支援給付を実施する実施機関に配置する。

支援・相談員の配置

福祉事務所等
(支援給付実施機関)



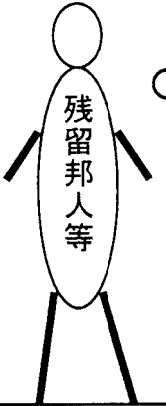
単独又は必要に応じ職員と同行

窓口

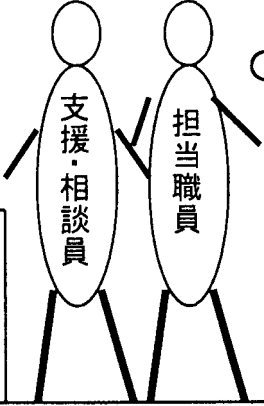
報告・連携

○支援給付申請受付・相談補助

家庭訪問を通じて中国残留邦人等の日常生活上抱えている問題点等を踏まえ地域生活支援プログラムにおける支援メニューについて助言する



○日常生活上の生活相談等



○支援給付要件審査補助

支援メニューの伝達

支援事業実施主体
都道府県、市等

連携

(3)業務における留意事項

支援・相談員は次の事項について遵守することとしている。

【対応】

- 中国残留邦人等世帯の置かれていた特別な状況を深く理解し、懇切丁寧な対応を行う。

【秘守遵守】

- 業務を行うに当たって、中国残留邦人等の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。
実施機関における、個人情報保護に関する規程等に基づき対応する。

【福祉事務所等との連携】

- 福祉事務所等と緊密な連絡をとる。
各福祉事務所等の指示や方法に従い、窓口や家庭訪問における相談状況や対応方法・結果等について担当職員に随時報告し、適切な指示を受ける。

【報酬等】

- 報酬等については、各実施機関の雇用規程等に基づき決定されるため、他の実施機関と報酬等の金額に違いがある場合がある。

【研修】

- 勤務地の管内を所管する都道府県が年1回程度、支援・相談員に関する研修会を開催する。

【解任】

- 実施機関は、支援・相談員が次のいずれかに該当する場合には、解任することができる。
 - ・ 業務遂行に支障があり、これに堪えられないと認める場合。
 - ・ 支援・相談員としてふさわしくない行為があった場合。

【その他】

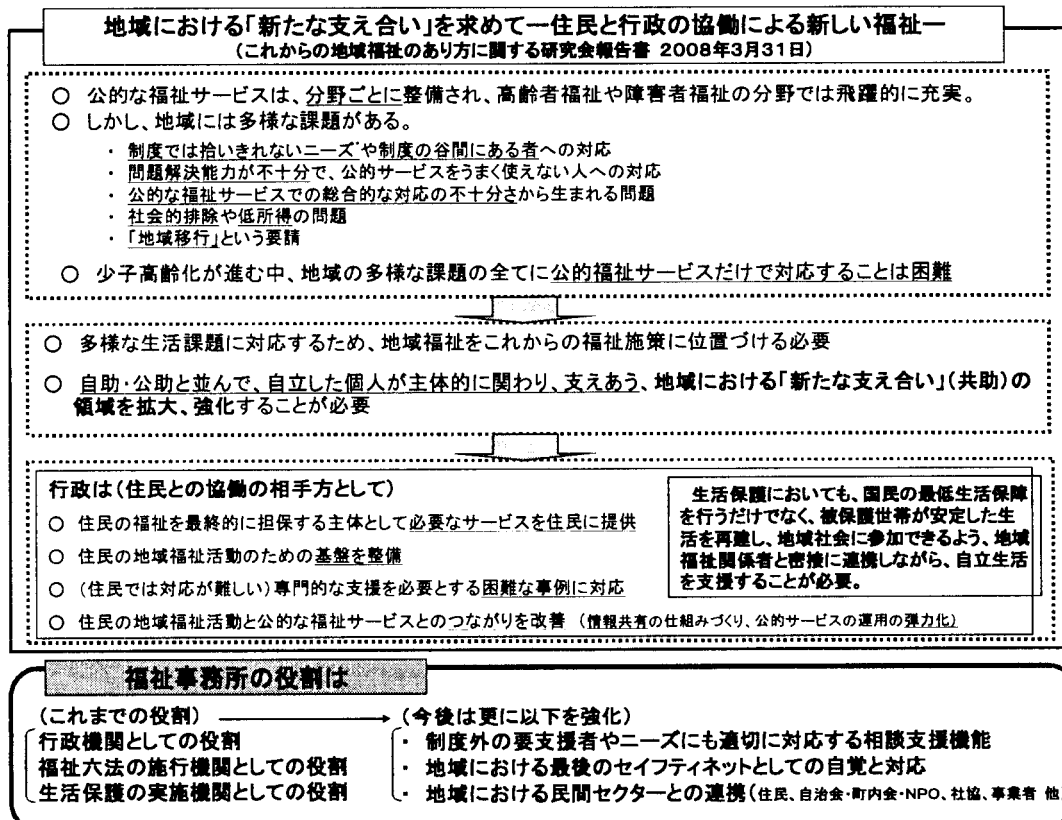
- 自立指導員等との情報交換など連携を密にする。

地域福祉の再構築に向けた取り組み

社会・援護局地域福祉課

地域福祉の再構築に向けた取組について

厚生労働省社会・援護局地域福祉課



地域福祉の再構築に向けた取組

求められる課題

- 介護保険制度や障害者自立支援法の制定など、分野別のフォーマルサービスの整備は進んでいる状況であるが、地域社会で多様な福祉課題が表出する中、

地域におけるあらゆるニーズを全て、フォーマルサービスでカバーするのは困難であり、地域の中で支え合う体制が必要

- 特に、

- ・ 軽易な家事援助等公的サービスで対応困難なニーズへの対応
- ・ 制度の給付要件に該当しない「制度の谷間にあるもの」への対応
- ・ 消費者被害に遭い易い認知症一人暮らし高齢者への見守り対応
- ・ 要介護の親と障害の子のいる世帯等複合的課題を有する家庭への対応
- ・ ホームレス等地域で社会的排除の対象となり易い者への対応
- ・ 災害や犯罪事故の防止等安心・安全に関わる日常生活への対応

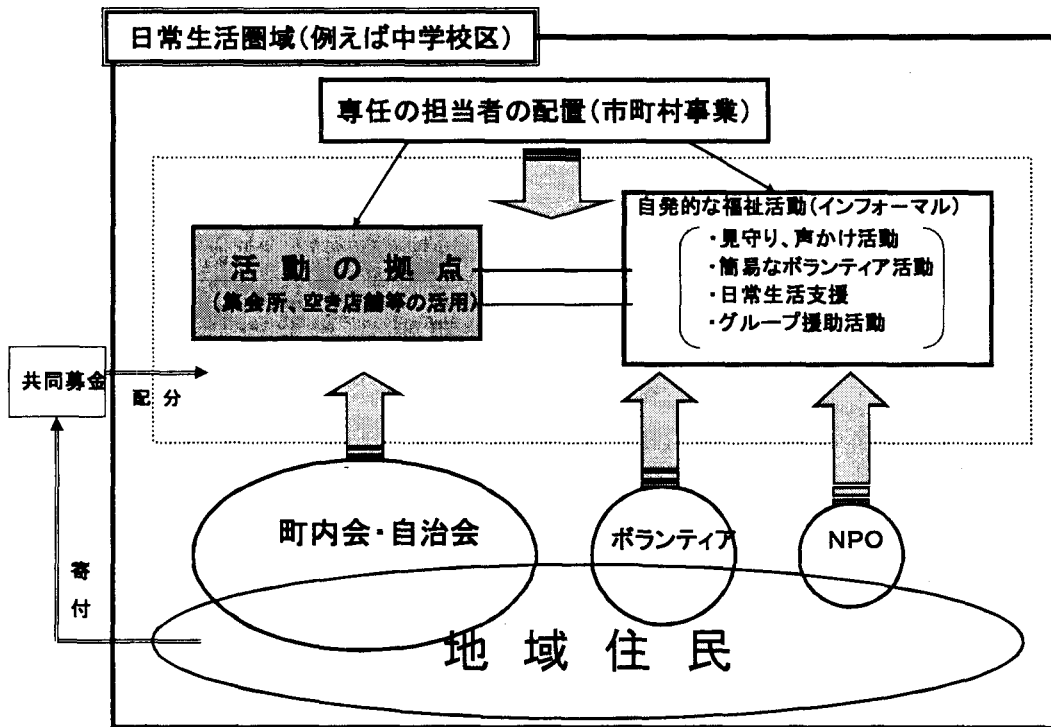
などは、地域社会で受け止め、対応していくことが必要である。

地域福祉の再構築に向けた取組

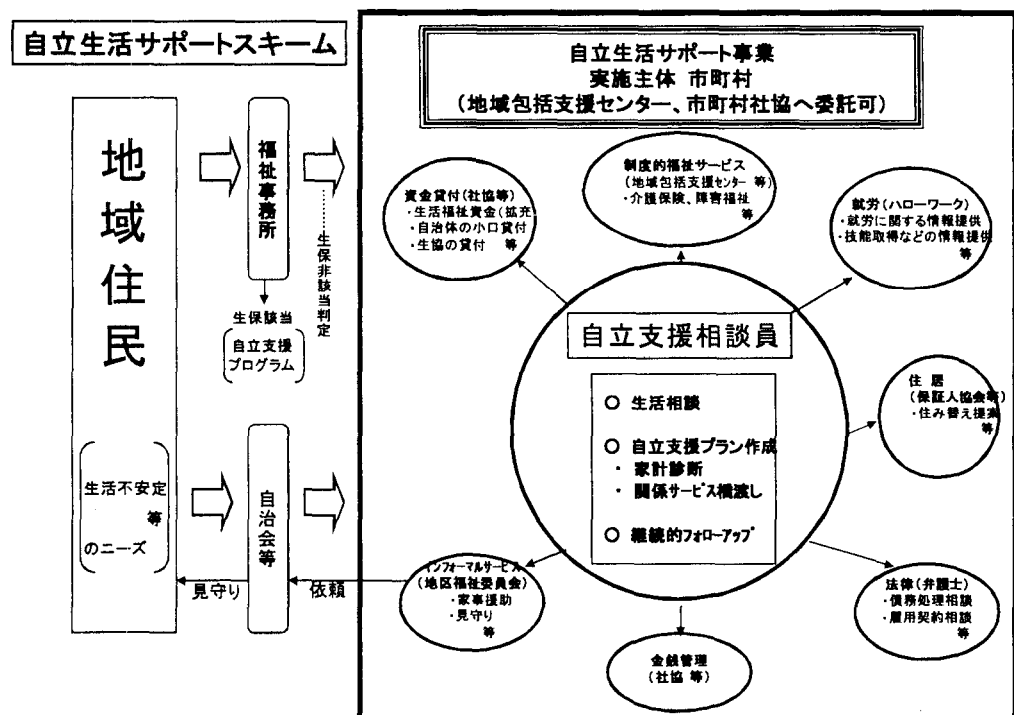
国の取組み

- 住民相互で支援活動を行う等の地域住民のつながりを再構築し、地域社会において支え合う体制を実現するための方策を検討するため、平成19年10月より「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」が開催され、平成20年3月に研究会報告書がとりまとめられたところである。
- また、平成20年度予算においては、地域福祉の再構築の考え方に立ち、
 - ・ 「**地域福祉活性化事業**」
(地域福祉における拠点づくりと見守り活動等を活性化させるため、地域福祉活動を調整する役割を担う専任の担当者の市町村への配置等を支援する。)
 - ・ 「**自立生活サポート事業**」 ← 特に福祉事務所として事業実施が必要
(地域において生活が不安定な者に対し、生活保護に至らないように早期に支援するため、自立支援プランにより継続的な支援を行う。)の2つをモデル事業として、100か所で実施することとしている。

地域福祉活性化事業のイメージ



自立生活サポート事業のイメージ



地域における「新たな支え合い」を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉－

I はじめに

II 現状認識と課題設定

- 社会の変化
 - ・ 少子高齢化の進行と従来の安心のシステムの変容
 - ・ 地域社会の変化

- 地域における多様な福祉課題
 - ・ 公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題
 - ・ 公的な福祉サービスによる総合的な対応が不十分であることから生じる問題
 - ・ 社会的排除の対象となりやすい者や少数者、低所得者の問題
 - ・ 「地域移行」という要請
- 地域で求められていること
 - ・ 安心、安全の確立
 - ・ 次世代を育む場としての地域社会の再生
- 住民の自己実現意欲の高まり
 - ・ 住民の自己実現意欲の高まりと地域参加
- これからの福祉施策における地域福祉の位置付け

- 福祉・医療政策の施策の動向
 - ・ 近年の福祉制度改革 (高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、在宅医療の推進)
 - ・ 近年の福祉施策の方向性
 - ① 利用者本位の仕組み
 - ② 市町村中心の仕組み
 - ③ 在宅福祉の充実
 - ④ 自立支援の強化
 - ⑤ サービス供給体制の多様化

III 地域福祉の意義と役割

- 地域における「新たな支え合い」(共助)を確立する
- 地域で求められる支え合いの姿
- 地域の生活課題に対応する
- 住民が主体となり参加する場
- ネットワークで受けとめる

地域社会の再生の軸としての福祉

V 留意すべき事項

- ・ 多様性を認め、画一化しない
- ・ 地域がもっている負の側面
- ・ 情報の共有と個人情報の取扱い

IV 地域福祉を推進するために必要な条件とその整備方策

- 住民主体を確保する条件があること
- 地域の生活課題発見のための方策があること
- 適切な圏域を単位としていること
- 地域福祉を推進するための環境
 - ・ 情報の共有
 - ・ 活動の拠点
 - ・ 地域福祉のコーディネーター
 - ・ 活動資金
- 核となる人材

市町村の役割

VI 既存施策の見直しについて

- 見直しの対象
- 検証と見直しの観点
- 個別の既存施策の検証、見直し
 - ・ 地域福祉計画
 - ・ 民生委員
 - ・ ボランティア活動
 - ・ 社会福祉協議会
 - ・ 福祉サービス利用援助事業
 - ・ 生活福祉資金貸付制度
 - ・ 共同募金

地域における「新たな支え合い」を求めて —住民と行政の協働による新しい福祉—（概要）

I はじめに

検討の経緯

- 本研究会は、「地域社会で支援を求めている者に住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するための方策」について検討するため設置。

いま、地域福祉を議論することの意義

- 公的な福祉サービスは、分野ごとに整備され、高齢者福祉や障害者福祉の分野では、質、量とも飛躍的に充実。
- 地域には、
 - ・ 「制度の谷間」にある問題
 - ・ 多様なニーズについて、全てを公的な福祉サービスでは対応できない
 - ・ 複合的な問題に対し公的サービスが総合的に提供されていない
 - ・ 社会的排除などの問題がある。
- 「団塊の世代」が退職年齢に達し、新たに地域の一員として入ってくる。住民が地域での活動を通じて自己実現をしたいというニーズは高まってきている。
- 地域の生活課題に取り組むことは、取り組む者の自己実現につながるだけでなく、支援される者にとっても地域で自己を実現し、尊厳ある生活が可能となるもの。
- 地域における身近な生活課題に対応する、新しい地域福祉のあり方を検討することが、緊要な課題。

II 現状認識と課題設定

社会の変化

(少子高齢化の進行と従来の安心のシステムの変容)

- 少子高齢化が進む中、公的な福祉サービスだけで要支援者への支援をカバーすることは困難。

(地域社会の変化)

- 地域の連帯感が希薄化し、特に大都市での地域社会の脆弱化は顕著。中山間部では限界集落等の問題。

福祉・医療施策の動向

(近年の福祉施策の方向性)

- 近年の福祉制度改革の方向性は、
 - ・ 利用者本位
 - ・ 市町村中心
 - ・ 在宅福祉の充実
 - ・ 自立支援の強化
 - ・ サービス供給体制の多様化。

(医療制度改革の動向)

- 近年の医療制度改革の動向は、
 - ・ 平均在院日数の短縮
 - ・ 療養病床の再編
 - ・ 在宅医療の推進。

地域における多様な福祉課題

(公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題)

- 軽易な手助けなど制度では拾いきれないニーズ、「制度の谷間」にある者、問題解決能力が不十分で公的サービスをうまく利用できない人、孤立死等身近でなければ早期発見が困難な問題など。

(公的な福祉サービスによる総合的な対応が不十分であることから生じる問題)

- 複合的な問題のある事例など。

(社会的排除の対象となりやすい者や少数者、低所得の問題)

- ホームレス、外国人、刑務所出所者など

(「地域移行」という要請)

- 地域生活に移行する障害者を支える仕組みが必要。

地域で求められていること

(安心、安全の確立)

- 安心、安全の確立が住民の地域での暮らしの大前提であり、地域社会活性化のためにも喫緊の課題。

(次世代を育む場としての地域)

- 子どもが生まれ、育つ場としての地域がその機能を十分には果たしていない状況。次世代を育む場として地域社会の再生が必要。

住民の自己実現意欲の高まり

- 自己実現や自己啓発を果たしたいという住民の意欲が高まっている。
- 地域社会は「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）を実現する場でもある。
- 団塊の世代が退職年齢を迎え、地域を中心とした生活を送る者が急増してくる。
- ボランティア活動を通じて社会に参加し、自己実現したいと考える人も増えてきた。

これからの福祉施策における地域福祉の位置付け

- 現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題に対応するため、地域福祉をこれからの福祉施策に位置付けることが必要。これは、住民の自己実現意欲にも応えるもの。

III 地域福祉の意義と役割

地域における
「新たな支え合
い」(共助)を確
立

- 基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応する、という原則を踏まえつつ、地域における多様なニーズへの的確な対応を図る上で、成熟した社会における自立した個人が主体的に関わり、支え合う、「新たな支え合い」(共助)の拡大、強化が求められている。
- ボランティアや NPO、住民団体など多様な民間主体が担い手となり、地域の生活課題を解決したり、地域福祉計画策定に参加したりすることは、地域に「新たな公」を創出するもの。
- 市場、行政、非営利セクターがそれぞれの弱点を補い合い、住民の生活課題に対応することが必要。
- 市町村は、住民の福祉を最終的に担保する主体として、公的な福祉サービスを適切に運営。
- また、市町村は、住民との協働の相手方として、以下の役割。
 - ・ 住民の地域福祉活動のための基盤を整備
 - ・ 専門的な支援を必要とする困難な事例に対応
 - ・ 住民の地域福祉活動と公的な福祉サービスとのつながりを改善

地域で求められ
る支え合いの姿

- 支援を必要とする人を「○○ができない人」としてとらえる、これまでの福祉の考え方を転換する。
- 地域で求められるのは、支援を必要とする人自らの内にある生きる力が引き出されるような、エンパワメントとしての支援。
- 地域における福祉活動では、ある人が常に支援する側になるのではなく、支援者と被支援者が入れ替わることもある。

地域の生活課題
に対応する

- (幅の広い福祉概念)
- 地域福祉の福祉概念は、暮らしのあらゆる場面で起こりうる生活課題に対応する、幅の広いもの。
- (方法や対象をあらかじめ限定せず生活課題に対応する)
- 方法や対象をあらかじめ限定することなく、生活課題に対して柔軟に対応。
- (予防、早期発見、早期対応)
- 最初に住民が近隣のちょっとした変化に気づき、課題として共有し解決したり、専門家や行政に通報し公的な福祉サービスにつなげる。

住民が主体となり参加する場

- 住民たちが自分たちの発想で、主体的に活動に取り組んでいることそのものが活動の原動力。
- 住民による地域福祉活動は、社会貢献、自己実現の場でもある。

ネットワークで受け止める

- (近隣の関係)
 - 近隣の日常的な関係は、生活問題の発見やいざという時の手助けにつながる基本。
 - 支援を必要とする者の側にも「当事者力」の強化が求められる。
- (地縁団体と機能的団体の関係)
 - 自治会・町内会などの地縁団体と NPO、ボランティアなどの機能的団体とは、目的や組織、運営は異なるが、地域における支え合いの担い手という点で共通。
 - 両者の協働のメリットは大きい。
- (行政や事業者・専門家と住民との関係)
 - 互いに相手の特性を生かしながら、協働する相手。
 - 生活課題の情報を共有し、困難な事例や専門的な対応を要する課題、公的な福祉サービスで対応することが適当な課題は、行政・事業者や専門家が対応。

地域社会再生の軸としての福祉

- 住民が地域の生活課題に対する問題意識を共有し、解決のため協働することは、人々のつながりの強化、地域の活性化につながる。
- 地域福祉は、地域社会の再生の軸になりうる。

IV 地域福祉を推進するために必要な条件とその整備方策

住民主体を確保する条件があること

- 住民が地域活動を担うと同時に、地域の生活課題を住民が集約し、福祉に関する決定に反映させることが、成功している地域での実例。
- 市町村も、施策の形成や地域福祉計画の策定に当たり、住民の意思を反映させる仕組みを整備することが必要。

地域の生活課題発見のための方策があること

- 地域の生活課題には見えにくいものも多く、どのように見つけるかが重要。
- 地域の住民が、生活の中で近隣の様子の変化に気づいたり、サロンやサークル活動などの多様な活動を展開することを通じて、地域の生活課題を発見。

適切な圏域を単位としていること

- 地域の生活課題を発見するためには、お互いに顔の見える環境づくりが必要。
- 住民の地域福祉活動が活発に行われている地域をみると、市町村の中で重層的に圏域を設定。
- 身近な圏域で発見された地域の生活課題が、より広い圏域で共有、対応の検討を通して新たな活動の開発につながる。

(情報の共有)

- 地域で発見された生活課題を解決につなげるためには、関係者間での情報共有が重要。
- 地域福祉に圏域各レベルで、関係者のネットワークを形成し、地域の生活課題を共有。

地域福祉を推進するための環境

(活動の拠点)

- 住民が積極的に地域福祉活動を続けるためには、拠点となる場所が不可欠。

(地域福祉のコーディネーター)

- 住民の地域福祉活動を支援するため、市町村が、一定の圏域に地域福祉のコーディネーターを整備。コーディネーターの役割は、次の通り。
 - ・ 専門的な対応が必要な事例への対応
 - ・ ネットワークづくり
 - ・ 地域に必要な資源の開発

地域福祉を推進
するための環境
(続き)

(活動資金)

- 現在の地域福祉活動は、共同募金の配分金や、社会福祉協議会の会費からの交付金・補助金等によっている。
- 住民の地域福祉活動の資金は住民自ら負担するか、自ら集めることが原則。
- 必要な資金を継続的に確保するためには、資金を地域で集めることができる仕組みが必要。

核となる人材

- 安定的かつ継続的な地域福祉活動には、活動の核となる人材が必要。
- PTA や青少年団体など、福祉に限らず他の様々な分野に見いだしていくことも必要。
- 子育て家庭などの若い世代への働きかけも重要。

市町村の役割

(総合的なコミュニティ施策の必要性)

- 防災・防犯、教育・文化・スポーツ、就労、公共交通・まちづくり・建築など、幅広い視点から、従来の福祉の枠にとらわれない、総合的なコミュニティ施策が必要。

(公的な福祉サービス提供と地域福祉活動の基盤整備)

- 公的な福祉サービスを適切に提供するとともに、住民の地域福祉活動の基盤を整備するため、
 - ・ 地域福祉計画への住民の新たな支え合いの位置付け
 - ・ 計画策定に当たっての住民参加の仕組みづくり
 - ・ 圏域の設定
 - ・ コーディネーターや拠点の整備等が求められる。
- 財源も確保すべき。国も市町村への支援が求められる。
- 公的な福祉サービスと地域で発見された問題とがうまくつながるよう、公的な福祉サービスの見直しや運用の弾力化が必要。
- 国も、施策の設計や実施に当たって、市町村への配慮が求められる。

V 留意すべき事項

多様性を認め、画一化しない

- 本報告書で示している圏域設定などの提案は、あくまでも基本的な考え方を示したものの。
- それぞれの地域での多様な展開が望まれる。

地域がもっている負の側面

- 地域社会とのつきあいが煩わしく感じられたり、時として個人の生活に抑圧的にはたらいたりする側面もある。
- 解決のためには、住民の意識が変わることが不可欠であり、人権意識を高めるとともに、機能的団体や地域の外の専門家なども活動に呼び込み、地域を常にかかれた場とすることが重要。

個人情報の取扱い

- 地域における生活課題を発見し、解決につなげていくには、関係者の情報の共有が不可欠。
- 現在、個人情報保護を巡って「過剰反応」といわれる状況が一部にみられる。
- 個人情報保護法は一定のルールの下での個人情報の適切な利用は否定しておらず、行政機関は冷静に判断し、地域福祉の推進に必要な個人情報を積極的に関係機関と共有することが必要。

VI 既存施策の見直しについて

検証と見直しの 観点

- 地域福祉は、従来の福祉の枠を大きく超えるものであり、防犯・防災、教育・文化、住宅・まちづくり等幅広い分野との連携が必要。
- 公的な福祉サービスについても、地域福祉の視点に立ち、制度や運用の弾力化、改善が必要。
- 社会福祉法や民生委員法などで規定されている現行の地域福祉に関する施策についても、新しい地域福祉の推進のため、整合性がとれるよう見直すべき。
- 見直しの視点は以下の3つ。
 - ・ 住民主体を進める。
 - ・ 「新しい支援」の概念に立つ。
 - ・ これからの地域福祉を進める条件に適合する。

地域福祉計画

- 住民主体の地域福祉活動を推進するものとなるよう、次の事項を盛り込むべきではないか。
 - ・ 地域の生活課題の発見方策
 - ・ 圏域の設定
 - ・ 情報の共有
 - ・ 地域福祉活動の担い手や拠点
 - ・ 資金の確保
 - ・ 災害時要援護者への支援 など
- 市町村内に圏域を設定した場合、圏域ごとに「地区福祉計画」を策定し、市町村地域福祉計画に位置づけるべきではないか。
- 住民参加を一層徹底すべきではないか。

民生委員

- 福祉委員等との役割分担の明確化、住民とともに活動しやすい環境の整備をすべきではないか。
- 選任の基盤を拡大し、より幅広い住民に担い手を求めるべきではないか。
- 名称については、役割や時代にマッチした名称の検討も必要との意見があった一方、堅持すべきとの意見もあった。
- 委嘱方式も見直すべきという指摘がある一方、大臣からの委嘱が民生委員自身のやる気につながっているとの意見もあった。

ボランティア活動

- 自己実現意欲を充足し、社会に新たな支え合いを実現するというボランティアの意義を再確認することが必要ではないか。
- 住民たちが日頃の近所づきあいの中で行っている活動もボランティア活動であることを、明確にすべきではないか。
- ボランティアセンターのマッチング機能強化、コーディネーター配置推進も必要ではないか。
- 住民による地域福祉活動を支援する団体として位置付けるべきではないか。

社会福祉協議会

- 新しい地域福祉推進に役立つ組織として、住民主体となる方向で、機能、組織を見直すべきではないか。
- 名称も検討する必要があるという意見があった一方、名称の検討は組織、機能の見直しの結果必要があれば行うものという意見もあった。

福祉サービス利用援助事業

- 判断能力が不十分でサービス利用の能力に欠ける者を支援する事業であり、身近な住民によって発見されたニーズがつながることが重要ではないか。
- 住民の地域福祉活動を支援する事業として、より積極的に活用されるよう見直すべきではないか。

生活福祉資金貸付制度

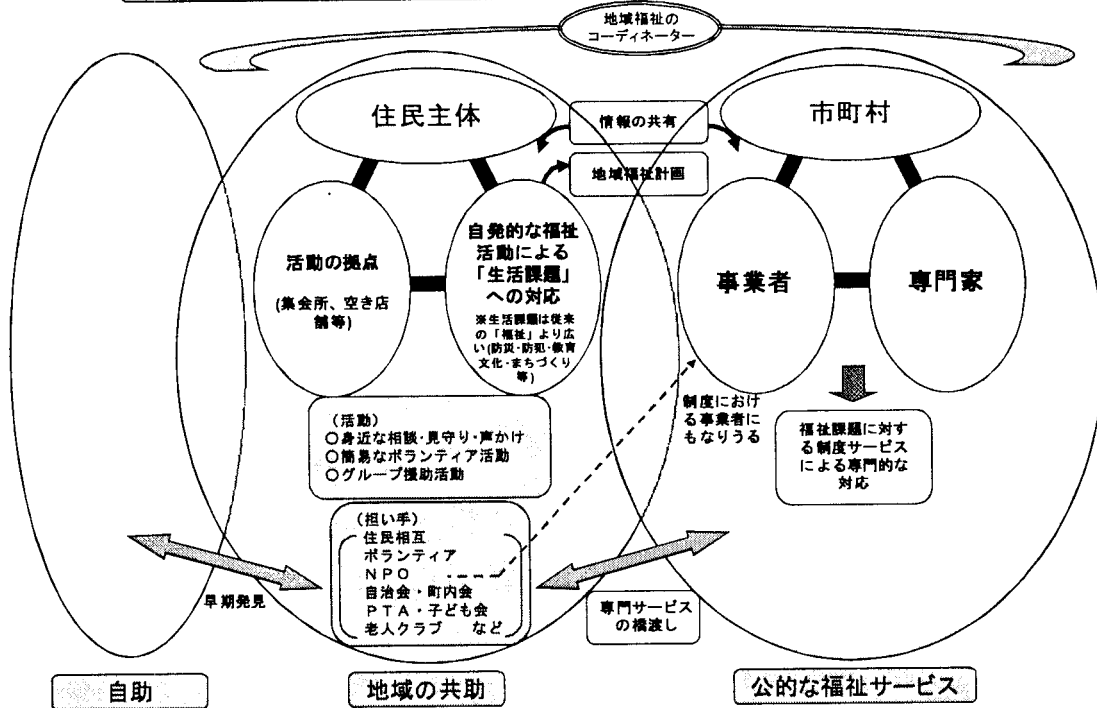
- 低所得者への経済的支援策であり、地域福祉のツールとして明確に位置付ける必要があるのではないか。
- 活用状況について、地域差や制度のPR不足、手続きの煩雑さなどの問題があるのではないか。
- 国民へのPR、名称の検討、総合的相談機能の付加、手続きの迅速化・簡素化、新たな生活課題に即応した資金種類の新設も重要ではないか。

共同募金

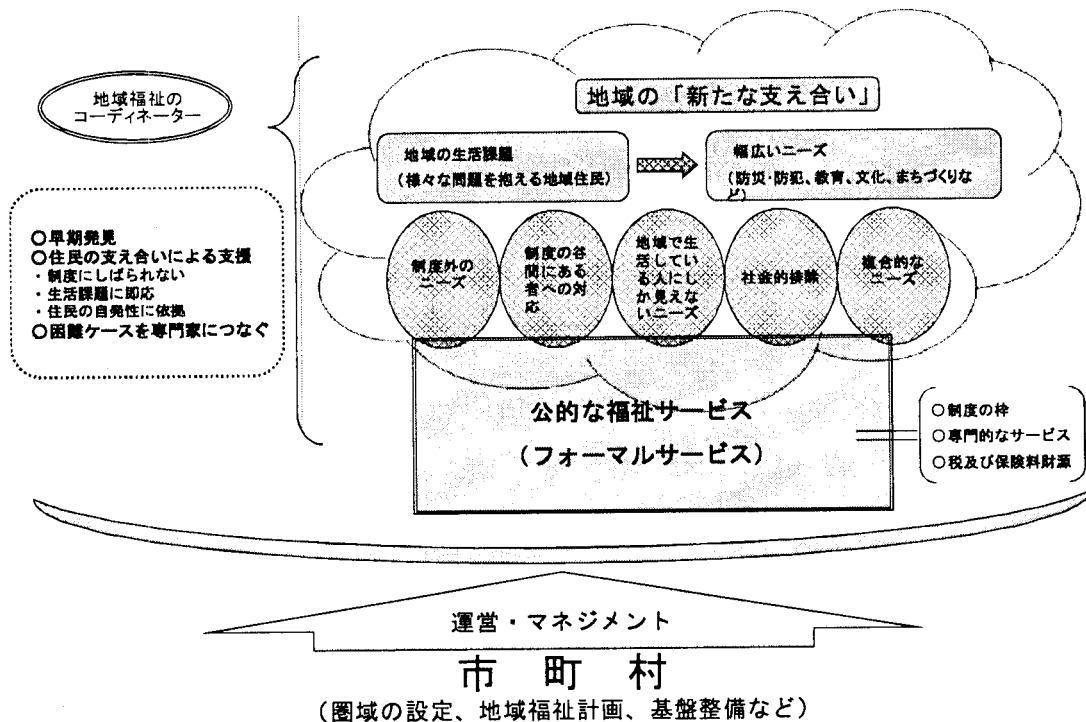
- 民間福祉活動の財源として、大きな役割を果たしてきたが、平成7年度をピークに募金額は減少傾向。
- 地域福祉の観点からは、地域福祉活動の自主財源であることを明確にし、寄付金は、集めた住民が自らの地域福祉活動のために使用することを基本とすべきではないか。
- この観点から、募金集約や配分の仕組み、組織、募金の実施方法も見直すべきではないか。
- より広い年齢層から募金を集めるため、「赤い羽根」を付けるやり方や「共同募金」という名称についても検討すべきとの指摘もあった。

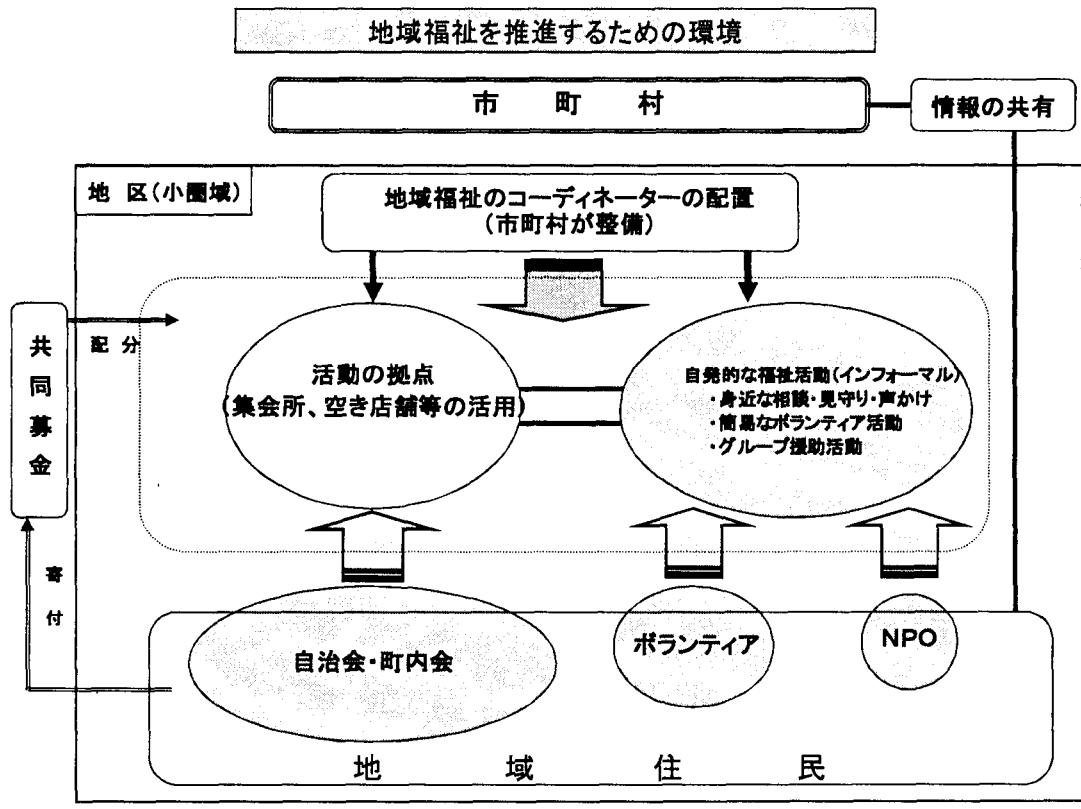
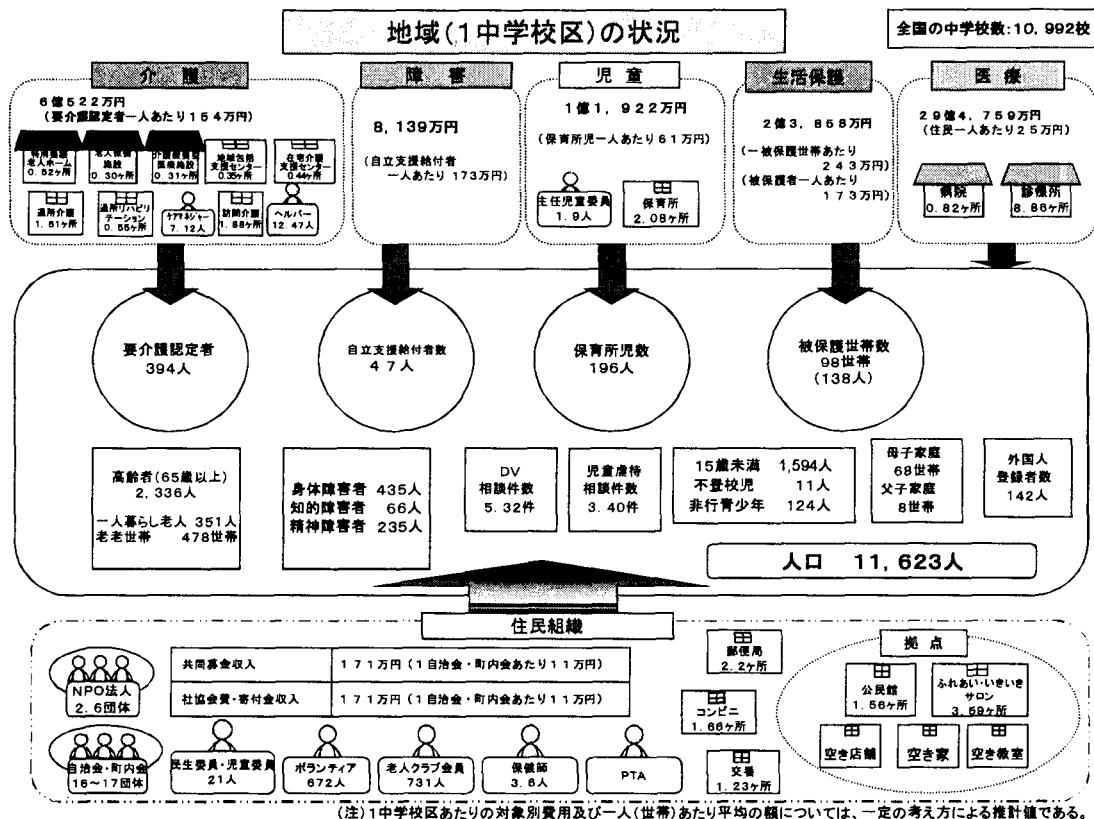
地域における「新たな支え合い」の概念

住民と行政の協働による新しい福祉

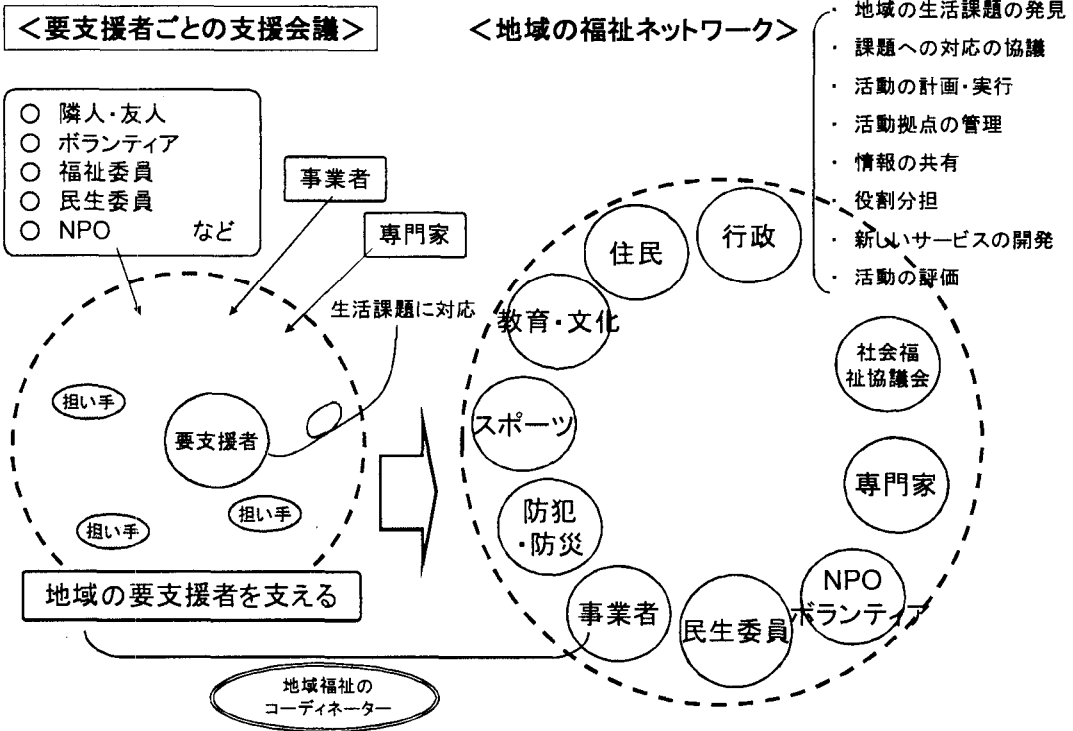


地域における「新たな支え合い」と市町村の役割



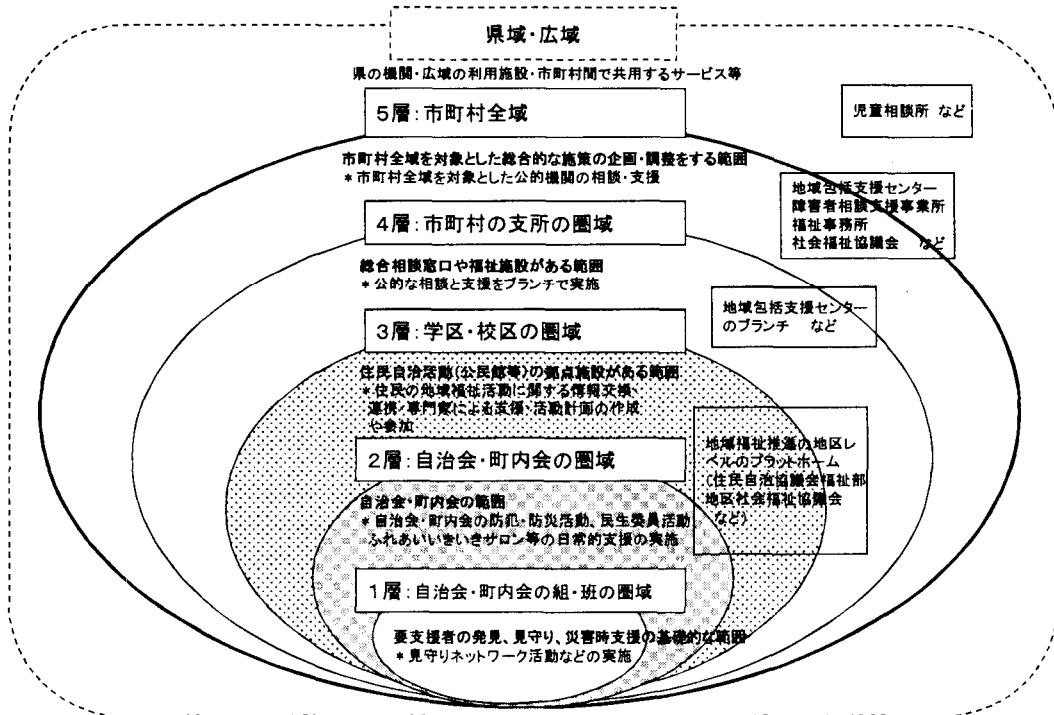


地域における個別の支援と地域の福祉活動の運営のためのネットワーク

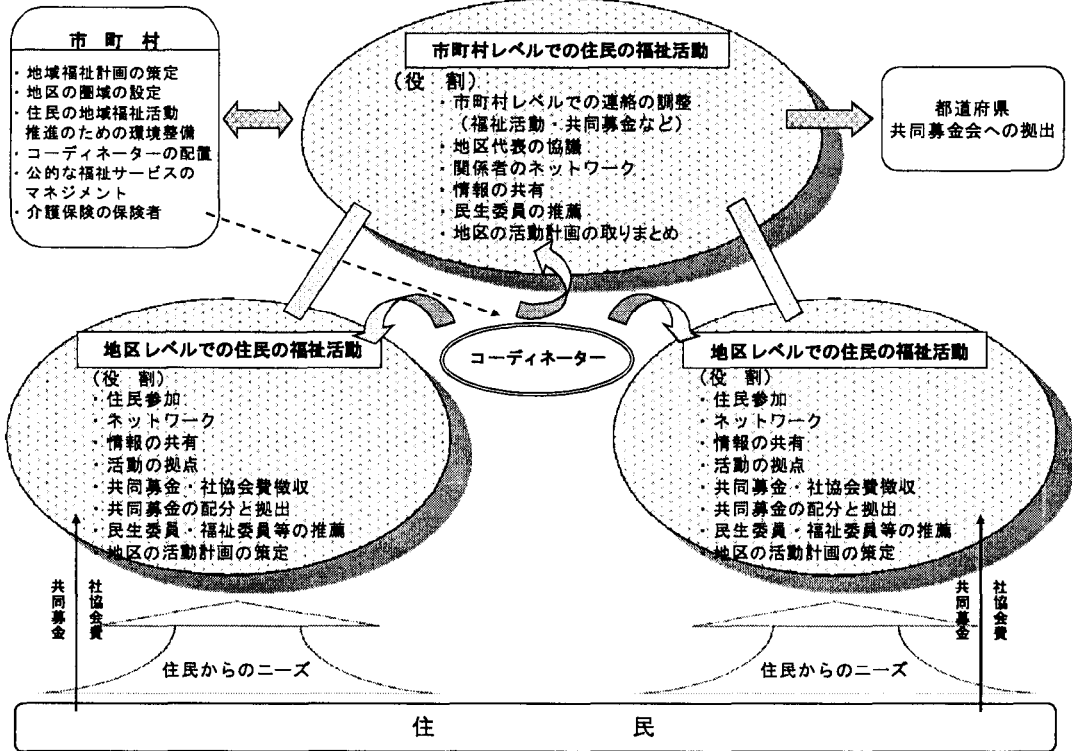


重層的な圏域設定のイメージ

(ある自治体を参考に作成したものであり、地域により多様な設定がありうる)



地区（小圏域）の福祉活動と市町村レベルでの福祉活動との関係



既存施策の見直しについて

1. 防犯・防災、教育・文化、住宅・まちづくり等幅広い分野との連携を図る。

2. 公的な福祉サービスについても、地域福祉の視点に立ち、制度や運用の弾力化、改善を図る。

3. 社会福祉法や民生委員法などで規定されている現行の地域福祉に関する施策について、新しい地域福祉の推進のため、整合性がとれるよう見直す。

見直しの視点

- 住民主体を進める。
- 「新しい支援」の概念に立つ。
- あるべき地域福祉を進める条件に適合する。

現行の地域福祉に関する施策

	現行の地域福祉に関する施策	今後の論点
システム全体	地域福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域の設定(「新しい地域福祉」の考え方を中心に策定) ・住民参加の一層の徹底
地域福祉の担い手	民生委員	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉委員等との役割分担を明確化 ・活動しやすい環境の整備 ・名称の検討 ・推薦方式の検討 ・担い手の確保
	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの意義・役割の再確認(自己実現) ・住民の支えあい(共助)がボランティアであることを明確化 ・マッチング機能の強化
関係団体	市町村社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・住民による地域福祉活動を支援する団体として位置づけ ・「新しい地域福祉」の推進に役立つ組織として、機能や組織の見直しを検討 ・名称の検討
活動メニュー	福祉サービス利用援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用の能力に欠ける者への支援 ・相談支援のニーズに応ずることを重視
	生活福祉資金	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者への経済的支援策であり、地域福祉のツールとして明確に位置づけ
自主財源	共同募金	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の活動に配分 ・一部を広域の活動のために拠出 ・この観点から組織・方法を見直し
	社会福祉協議会の賛助会費	<ul style="list-style-type: none"> ・会費の拠出者として、運営へ参画

先駆的・試行的事業の実施について

1. 地域福祉活性化事業について

身近な地域において、住民相互の支え合い活動を促進し、地域において支援を必要とする人々に対し、見守り、声かけをはじめとする福祉活動を活性化するため、地域福祉活動を調整する役割を担う専任の担当者を市町村に配置するとともに、拠点づくり・見守り活動等の事業費に補助する事業を実施する。

この事業は、奨励的補助金としてモデル的に100市町村において実施することとしている。

1 目的

本事業は、身近な地域において、住民相互の支え合い活動を促進し、地域において支援を必要とする人々に対し、見守り・声かけをはじめとする福祉活動を活性化するため、地域福祉活動を調整する役割を担う者を配置するとともに、拠点づくり・見守り活動等の事業を支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は市区町村とする。

ただし、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉協議会に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

以下の事業を総合的・一体的に実施する。

(1) 「拠り所」づくり事業

いきいきサロン活動やふれあい小地域活動等を実施するため、空き民家や商店街の空き店舗等を活用し活動拠点を整備する。

(2) 専任の担当者の配置

地域づくりのコーディネーターとして、専任の担当者（以下「専任担当者」という）を配置する。この専任担当者は、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの繋ぎ役であり、中学校区等の小地域において地域福祉活動の調整や、関係機関・関係者との調整会議を主宰する。また、住民及び関係者へ、活動の周知を図る等を行う。

(3) 小地域ネットワーク活動の実施

地域住民の見守り・声かけ、サロン活動の実施、関係機関へつなぐ等、必要な支援活動の開発・発展、周知等を実施する。

(4) 相談ネットワーク会議の開催

中学校区程度のエリアの各種相談担当者（地域包括支援センター、医師、弁護士、小地域ネットワーク代表等）の会議、支援困難ケースの検討、情報交換、顔なじみの関係を構築する会議を開催する。

(5) ケース支援調整会議の開催

専任担当者が主宰し、支援担当者（自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人等）による支援目標の共有と役割分担の明確化を行う会議を開催する。

4 専任担当者の資格について

専任担当者は、原則として社会福祉士とする。

ただし、これに準ずる者として、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員としての実務経験がある者、介護支援専門員としての実務経験がある者等相談援助業務の実務経験がある者のうち、市町村が適当と認めた者を充てることができる。

5 補助率

1/2（負担割合：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4）

※指定都市・中核市が実施主体の場合、国1/2、指定都市・中核市1/2

6 基準額（総事業費）

1事業あたり 6,600千円以内

7 事業実施期間

原則として2年間とする。

2. 自立生活サポート事業について

福祉事務所に生活の困窮を理由に相談に訪れる者のうち、保護に結びつくのは3割程度であり、その他の者は生活保護に至らないボーダーライン者として存在している。これらボーダーライン層が、生活保護へ至ることの防止を図り、自立を支援するため、「自立生活サポート事業」を実施する。

具体的には、市町村に自立支援相談員を配置し、相談に応じ自立支援プランを策定し、そのプランにより、関係機関との調整、連携、橋渡しを行うとともに継続的な支援を実施する。

この事業は、モデル的に100市町村において実施することとしている。

1 目的

本事業は、生活保護までは至らないものの、様々な事由により生活に困窮しているボーダーライン層に対し、自立支援策を講じることにより将来的に生活保護へ至ることの防止を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は市区町村とする。

ただし、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

(1) 市区町村に自立支援相談員を配置する。

(2) 自立支援相談員は住民の相談に応じ、そのうち支援が必要な者に対し自立支援プランを策定する。この自立支援プランにより、関係機関との調整、連携、橋渡しを行うとともに継続的に支援を実施する。

4 自立支援相談員について

自立支援相談員は、原則として社会福祉士とする。

ただし、これに準ずる者として、福祉事務所の現業員、地域福祉包括支援センターの職員、介護支援専門員、市町村社会福祉協議会の相談員等相談援助業務の実務経験がある者のうち、市区町村が適当と認めた者を充てることができる。

5 補助率

1/2(負担割合：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4)

※指定都市・中核市が実施主体の場合、国1/2、指定都市・中核市1/2

6 基準額(総事業費)

1事業あたり 5,000千円以内

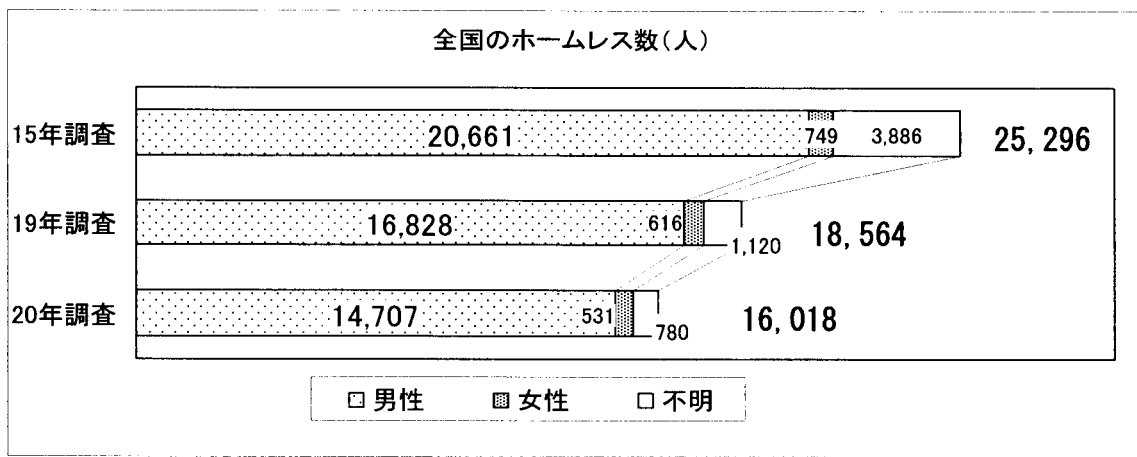
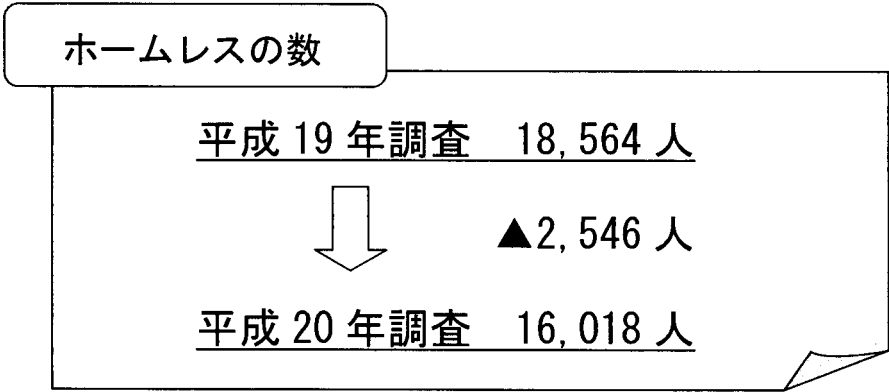
ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果

○調査対象

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第 2 条に規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」

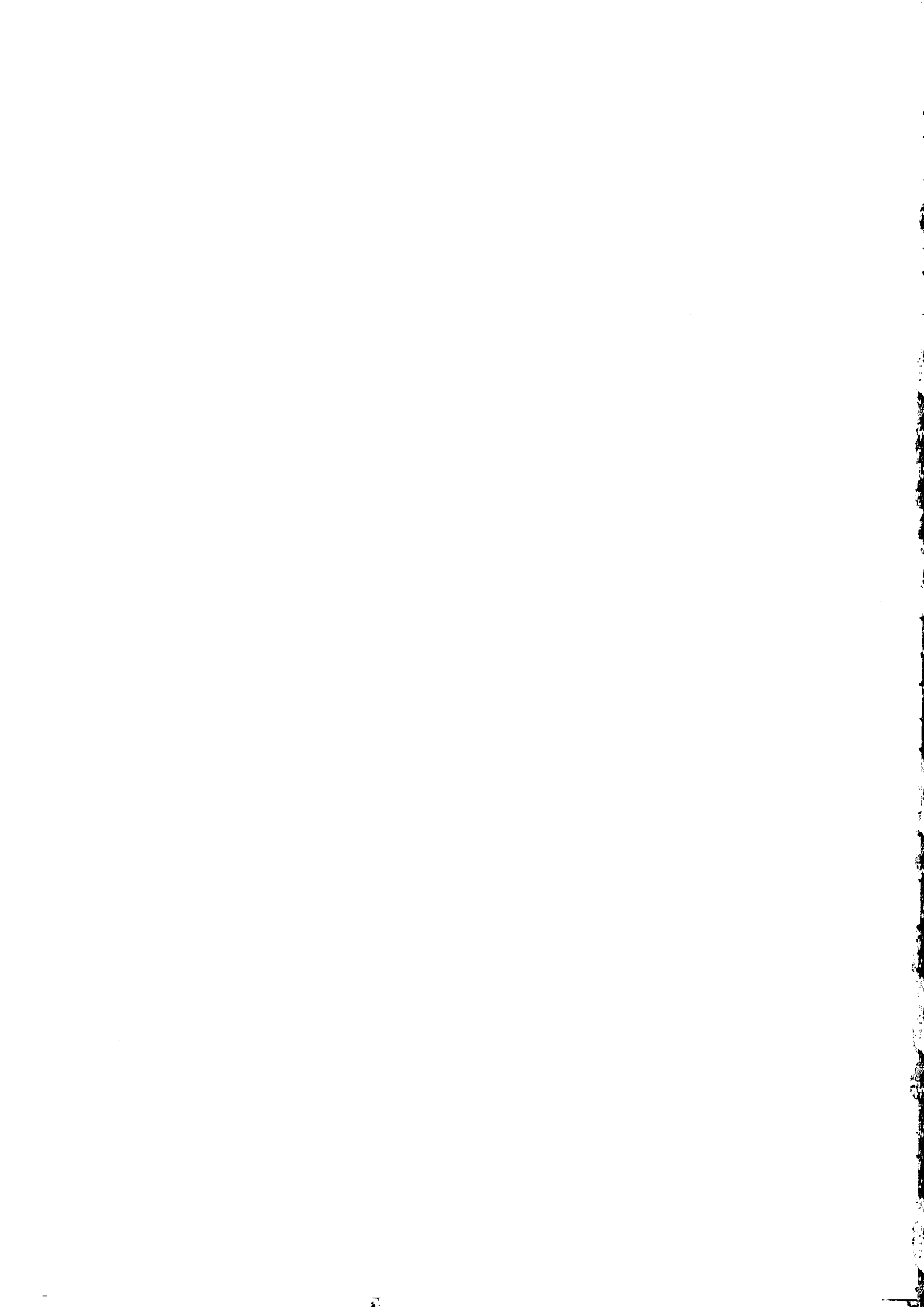
○調査方法、実施時期

- ・ 全市区町村における巡回による目視調査
- ・ 平成 20 年 1 月



(参考) 都道府県別のホームレス数

都道府県名	20年調査				19年 調査	15年 調査	20-19 増△減	20-15 増△減
	男	女	不明	計				
北海道	129	9	7	145	161	142	△ 16	3
青森県	2	0	0	2	7	16	△ 5	△ 14
岩手県	19	2	2	23	32	18	△ 9	5
宮城県	99	9	2	110	144	222	△ 34	△ 112
秋田県	10	0	0	10	8	13	2	△ 3
山形県	6	1	0	7	11	24	△ 4	△ 17
福島県	24	3	0	27	15	43	12	△ 16
茨城県	73	12	1	86	78	130	8	△ 44
栃木県	78	3	0	81	79	134	2	△ 53
群馬県	94	3	0	97	96	87	1	10
埼玉県	558	18	21	597	781	829	△ 184	△ 232
千葉県	473	29	22	524	594	668	△ 70	△ 144
東京都	3,716	80	0	3,796	4,690	6,361	△ 894	△ 2,565
神奈川県	1,645	39	36	1,720	2,020	1,928	△ 300	△ 208
新潟県	37	1	0	38	51	74	△ 13	△ 36
富山県	22	1	0	23	29	24	△ 6	△ 1
石川県	21	0	0	21	18	22	3	△ 1
福井県	30	2	0	32	41	24	△ 9	8
山梨県	35	0	6	41	42	51	△ 1	△ 10
長野県	11	2	0	13	29	37	△ 16	△ 24
岐阜県	58	6	3	67	59	86	8	△ 19
静岡県	272	9	34	315	370	465	△ 55	△ 150
愛知県	670	33	148	851	1,023	2,121	△ 172	△ 1,270
三重県	60	5	3	68	61	46	7	22
滋賀県	20	0	0	20	32	57	△ 12	△ 37
京都府	338	14	49	401	407	660	△ 6	△ 259
大阪府	3,957	114	262	4,333	4,911	7,757	△ 578	△ 3,424
兵庫県	522	11	42	575	627	947	△ 52	△ 372
奈良県	17	2	0	19	22	14	△ 3	5
和歌山県	60	5	9	74	70	90	4	△ 16
鳥取県	2	0	1	3	6	13	△ 3	△ 10
島根県	4	0	0	4	7	4	△ 3	0
岡山県	60	4	3	67	85	65	△ 18	2
広島県	135	3	0	138	153	231	△ 15	△ 93
山口県	19	2	0	21	23	33	△ 2	△ 12
徳島県	13	0	0	13	33	14	△ 20	△ 1
香川県	17	5	2	24	34	46	△ 10	△ 22
愛媛県	37	3	0	40	25	85	15	△ 45
高知県	20	4	0	24	23	23	1	1
福岡県	921	76	85	1,082	1,177	1,187	△ 95	△ 105
佐賀県	36	7	0	43	41	41	2	2
長崎県	10	1	0	11	30	41	△ 19	△ 30
熊本県	86	4	21	111	110	124	1	△ 13
大分県	35	0	0	35	45	39	△ 10	△ 4
宮崎県	19	2	6	27	35	22	△ 8	5
鹿児島県	50	2	7	59	62	80	△ 3	△ 21
沖縄県	187	5	8	200	167	158	33	42
合計	14,707	531	780	16,018	18,564	25,296	△ 2,546	△ 9,278



母子家庭と自立支援対策について

雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室

母子家庭の自立支援対策について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室

母子家庭の現状

（世帯の状況）

○母子のみの世帯は平成18年で68%と平成15年（63%）より増加（同居世帯減少）

（就労の状況）

○母子家庭の85%が就労

○就労家庭のうち常用雇用は43%と平成15年（39%）より増加

一方、臨時・パートは44%と平成15年（49%）より減少

（収入の状況）

○母子家庭の平均年収は213万円（平成18年度母子世帯等調査）

全世帯の平均年収は564万円（平成18年国民生活基礎調査）

○生活保護を受給している世帯は約1割

（養育費の取得状況）

○離婚母子家庭のうち、

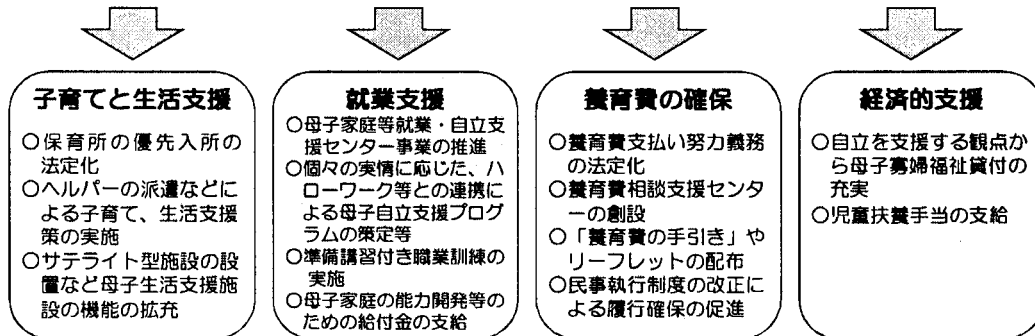
・養育費の取り決めをしている : 約39%

・養育費を現在も受給している : 約19%

母子家庭の自立支援策の概要

- 平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと、転換したところ。
- 具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

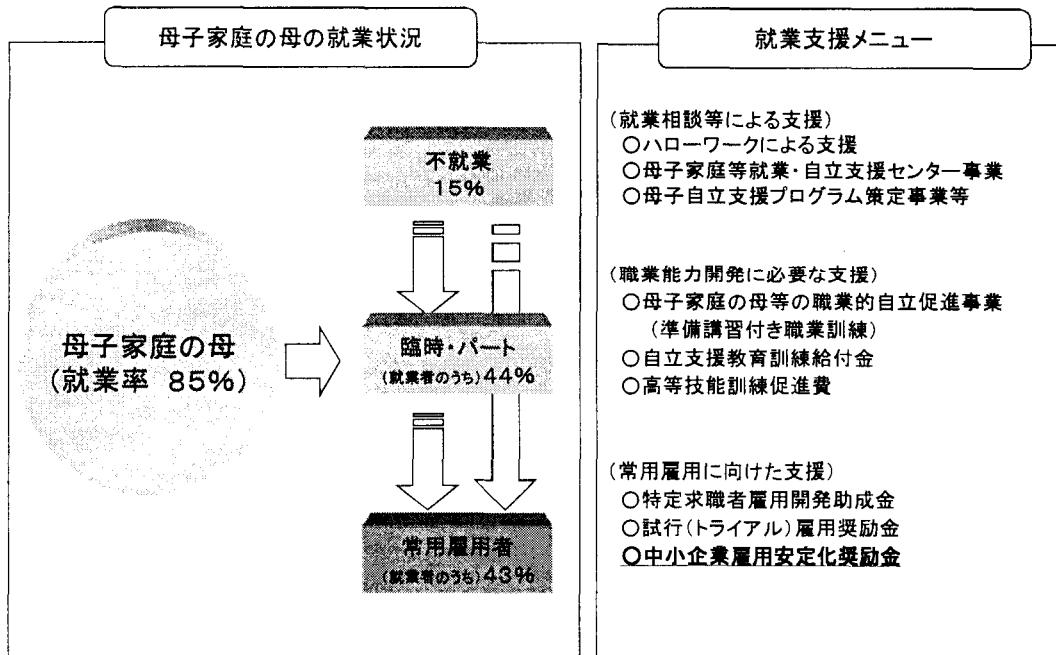
母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方自治体が国の基本方針を踏まえて策定）



母子家庭の就業支援対策の現状と課題

- 母子家庭のうち、不就業は約15%と少ない。
⇒ 諸外国と異なり、働くことに意欲的な日本の母子家庭。
- 他方、臨時・パートが約44%と常用雇用（約43%）と比較して多いことから、就労支援施策の課題は、「就職先のあっせん」だけではなく、賃金水準の改善に向けて、「常用雇用への転換」等が重要。
- 母子家庭と一口に言っても、学歴・職歴等きわめて多様であり、一般の労働施策の充実で対応可能な者から、生活支援をはじめとしてきめ細かな福祉的支援を要する者まで存在。
- 平成14年の法改正により、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換し、就業支援対策に力を入れているところ。
- 就業支援施策のメニューは揃っている。また、近年、実績も急速に伸びてきている（例：ハローワークによる就職件数は54,000件（H16年度）から73,000件（H18年度）へ）。
しかし、就業支援施策はスタートしたばかりであり、
 - ①未実施の自治体が見られるほか、
 - ②実績を上げる余地が大きい。

母子家庭の母に対する就業支援



母子家庭の母に対する主な就業支援

就業相談等による支援

- ハローワークによる支援
 - ・再就職を希望する母子家庭の母等の就職支援を実施。特に、マザーズハローワークでは子育て中の女性等に対する再就職支援を実施。
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業
 - ・一貫した就業支援サービス(就業相談・就業支援講習会・就業情報の提供等)の実施
 - ・生活支援サービス(養育費の相談等)の実施
- 母子自立支援プログラム策定事業等
 - ・福祉事務所等において、自立が見込まれる児童扶養手当受給者等を対象にした自立支援プログラムの策定によるきめ細やかな就業支援を行う。(生活保護受給者についても、自立支援プログラムを策定して、同様の支援を実施)

職業能力開発に必要な支援

- 母子家庭の母等の職業的自立促進事業(準備講習付き職業訓練)
 - ・就職前の準備段階としての準備講習と、実際の就職に必要な技能・知識を取得させるための職業訓練をセットで実施。
- 自立支援教育訓練給付金の支給
 - ・パソコン、ホームヘルパー等教育訓練講座の受講に要した費用の一部を支給。
- 高等技能訓練促進費の支給
 - ・看護師、介護福祉士等の経済的な自立を図る上で効果的な資格を取得するための受講期間中、生活費の負担の軽減を図り、当該資格の取得を支援。

常用雇用に向けた支援

- 特定求職者雇用開発助成金の支給
 - ・母子家庭の母等の就職困難者を一定期間継続して雇用した場合に、賞金相当額の一部を助成。
- 試行(トライアル)雇用奨励金の支給
 - ・母子家庭の母を試行的に雇用し、業務遂行に当たった際の適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけを作りを図る。
- 中小企業雇用安定化奨励金の支給
 - ・中小企業事業主が有期契約労働者の正社員への転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合に、奨励金を支給する制度を新たに創設し、母子家庭の母の正社員化を促進する。

母子家庭の母の就業支援施策の実績について

1. 就労相談による支援

- 公共職業安定所（ハローワーク）による職業紹介
 - ・母子家庭の母

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	
紹介件数	183,205件	198,104件	200,126件	271,571件	294,611件	(1.6倍)
就職件数	46,334件	52,145件	54,286件	66,266件	72,604件	(1.6倍)

- ・マザーズハローワークの設置 12カ所（H18年度）
- ・マザーズサロンの設置 36カ所（H19年度）
- ※マザーズハローワークの就職件数実績は、H18年度で13,834件
- 母子家庭等就業・自立支援センター（H15年度創設）
 - ・地方自治体実施率 61.1%（H15年度） → 94.9%（H18年度）
 - ・就業相談を利用された方の事業実績（各年4月～12月分）

相談件数	9,435件（H15年）	→	46,972件（H18年）
就職件数	765件（H15年）	→	3,918件（H18年）

2. 職業能力開発の状況

- 自立支援教育訓練給付金事業（H15年度創設）
 - ・地方自治体実施率 21.0%（H15年度） → 72.1%（H18年度予定）
 - ・事業実績（各年4月～12月分）

支給件数	62件（H15年）	→	2,468件（H18年）
就職件数	31件（H15年）	→	1,155件（H18年）
- 高等技能訓練促進費事業（H15年度創設）
 - ・地方自治体実施率 16.9%（H15年度） → 53.7%（H18年度）
 - ・就職件数 128件（H15年度） → 607件（H17年度）

3. 常用雇用に向けた支援

- 常用就職を促進するための特定求職者雇用開発助成金
 - ・支給件数 19,944件（H14年度） → 22,236件（H18年度）
- 常用雇用転換奨励金（H15年度創設）
 - ・事業実績（各年4月～12月分）常用雇用転換数 3件（H15年） → 33件（H18年）

母子家庭の就業支援関係事業の実施状況等（平成19年4月1日現在）

①母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母等に対して、就業相談や就業支援講座の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスや雇用の相違など生活支援サービスを提供する。

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	39カ所 (83.0%)	8カ所 (61.5%)	11カ所 (31.4%)	58カ所 (61.1%)	116カ所 (21.0%)
平成16年度	47カ所 (100.0%)	12カ所 (92.3%)	21カ所 (60.0%)	80カ所 (84.2%)	160カ所 (30.0%)
平成17年度	47カ所 (100.0%)	13カ所 (92.9%)	23カ所 (62.2%)	83カ所 (84.7%)	166カ所 (30.6%)
平成18年度	47カ所 (100.0%)	15カ所 (100.0%)	32カ所 (85.5%)	94カ所 (94.9%)	188カ所 (34.2%)
平成19年度 (予定)	47カ所 (100.0%)	17カ所 (100.0%)	35カ所 (100.0%)	99カ所 (100.0%)	198カ所 (36.0%)

②自立支援教育訓練給付金事業

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。

○受講料の4割相当額（上限2.0万円、下限8千円）

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35カ所 (74.5%)	1カ所 (7.7%)	6カ所 (17.1%)	116カ所 (117.6%)	158カ所 (21.0%)
平成16年度	45カ所 (95.7%)	7カ所 (53.8%)	24カ所 (68.6%)	251カ所 (136.0%)	327カ所 (41.2%)
平成17年度	47カ所 (100.0%)	14カ所 (100.0%)	32カ所 (86.5%)	346カ所 (144.3%)	439カ所 (49.9%)
平成18年度	47カ所 (100.0%)	15カ所 (100.0%)	33カ所 (89.2%)	525カ所 (69.0%)	620カ所 (72.1%)
平成19年度 (予定)	47カ所 (100.0%)	17カ所 (100.0%)	33カ所 (94.3%)	607カ所 (179.0%)	704カ所 (81.2%)

③高等技能訓練促進費事業

介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上継続修得等修得する場合、就業（育児）と修得の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、高等技能訓練促進費を支給する。

○修得期間の最後の1/3の期間（12ヶ月を限度）

○月額1.0万3千円

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29カ所 (61.7%)	1カ所 (7.7%)	6カ所 (17.1%)	91カ所 (13.8%)	127カ所 (16.9%)
平成16年度	37カ所 (78.7%)	5カ所 (38.5%)	24カ所 (68.6%)	186カ所 (26.6%)	252カ所 (31.8%)
平成17年度	40カ所 (85.1%)	11カ所 (78.6%)	29カ所 (78.4%)	265カ所 (33.9%)	345カ所 (39.2%)
平成18年度	42カ所 (89.4%)	14カ所 (93.3%)	29カ所 (78.4%)	377カ所 (49.5%)	462カ所 (53.7%)
平成19年度 (予定)	46カ所 (97.9%)	17カ所 (100.0%)	29カ所 (82.9%)	459カ所 (59.8%)	551カ所 (63.6%)

④常用雇用転換奨励金事業

パートタイム等として雇用している母子家庭の母等、OJT実施後、常用雇用労働者に雇用転換した事業主に対して奨励金を支給する。

○1人あたり3.0万円

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	19カ所 (40.4%)	1カ所 (7.7%)	2カ所 (5.7%)	56カ所 (8.5%)	78カ所 (10.4%)
平成16年度	29カ所 (61.7%)	3カ所 (23.1%)	11カ所 (31.4%)	125カ所 (129.9%)	168カ所 (21.2%)
平成17年度	29カ所 (61.7%)	5カ所 (35.7%)	12カ所 (32.4%)	150カ所 (192.2%)	196カ所 (22.3%)
平成18年度	31カ所 (66.0%)	6カ所 (40.0%)	15カ所 (40.5%)	167カ所 (21.9%)	219カ所 (25.5%)
平成19年度 (予定)	40カ所 (85.1%)	8カ所 (47.1%)	22カ所 (62.9%)	195カ所 (25.4%)	265カ所 (30.6%)

⑤母子自立支援プログラム策定事業

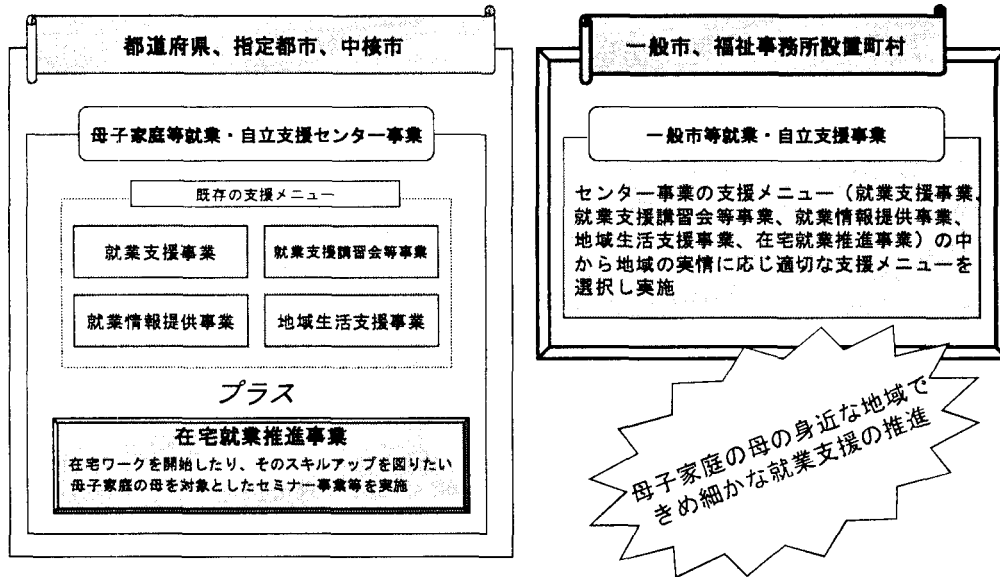
母子の発達支援手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立支援計画策定を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就業支援を実施することを目的として、母子自立支援プログラム策定を福祉事務所等に設置する。

※平成18年度より本格実施

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度	27カ所 (57.4%)	12カ所 (80.0%)	14カ所 (37.8%)	166カ所 (21.8%)	219カ所 (25.5%)
平成19年度 (予定)	41カ所 (87.2%)	17カ所 (100.0%)	29カ所 (82.9%)	325カ所 (42.3%)	412カ所 (47.5%)

母子家庭等就業・自立支援事業

- 従来の都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする母子家庭等就業・自立支援センター事業に在宅就業推進事業を追加
- 一般市（特別区含む）及び福祉事務所設置町村においてもセンター事業と同様の事業が実施できるよう新たに一般市等就業・自立支援事業を創設



母子自立支援プログラム策定事業について（概要）

個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立支援のためのプログラムを策定し、母子家庭等就業・自立支援センター事業や生活保護受給者等就労支援事業等を活用することにより、きめ細かな自立・就労支援を実施する。

対象者

児童扶養手当受給者（DV被害を受けた子を有する母等であって、かつ、将来において児童扶養手当の受給が見込まれる者を含む。）

策定員

ハローワークOB、人事担当部局経験者など就業相談の知識・経験がある者等（母子自立支援員や生活保護の就労支援員等との兼務も可能）※母子家庭等就業・自立支援センターへの配置可

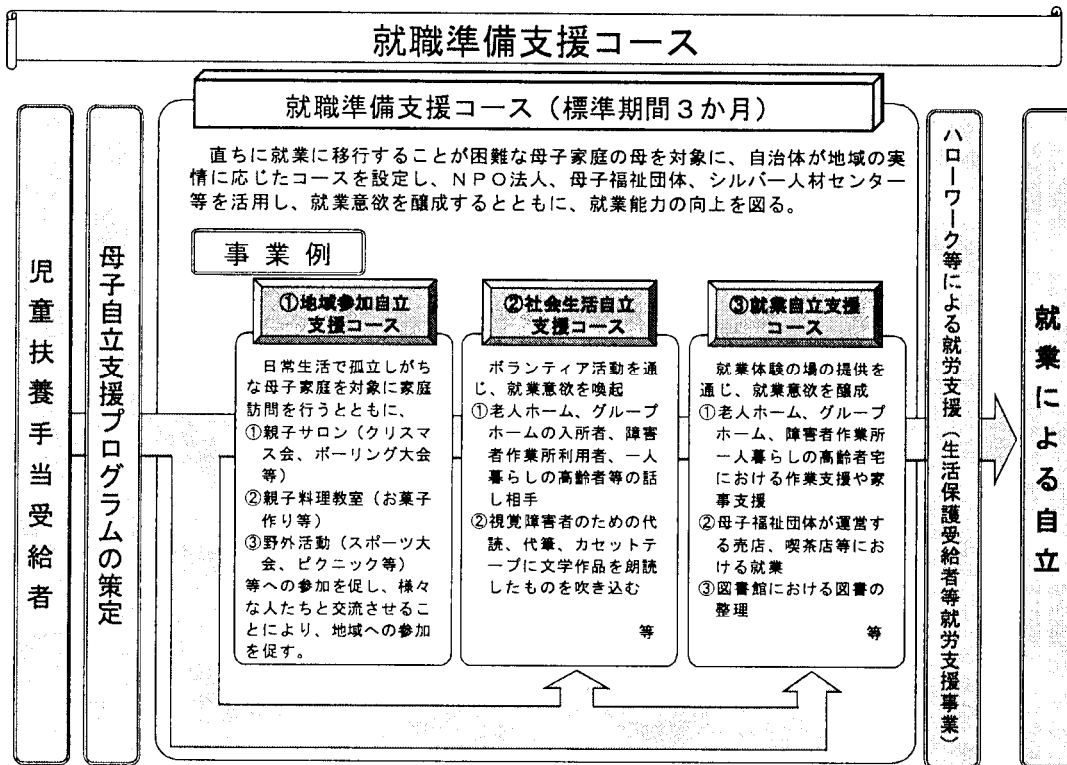
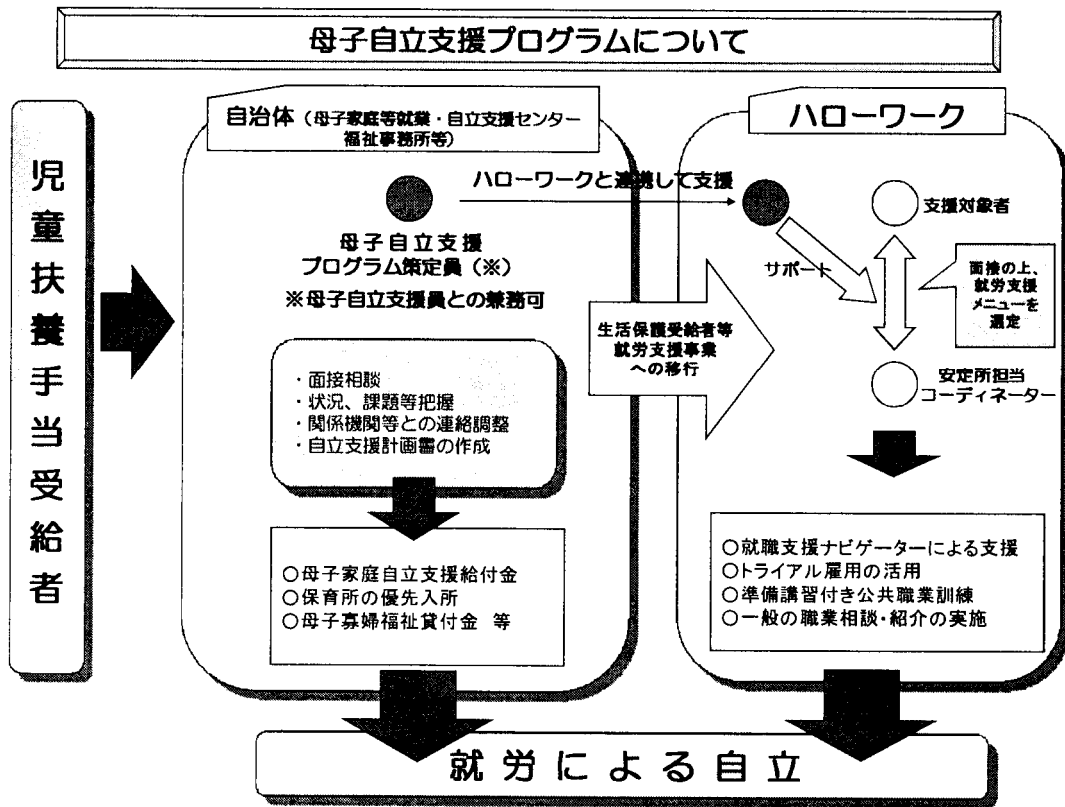
補助基準

プログラム策定1件ごとに20,000円を国庫補助。

積極的な事業の推進

実効性が上がるような事業運営を推進。

- プログラム策定数などの目標値の設定
- ①離婚直後等により生活が不安定であるために特に支援が必要な者、②児童扶養手当の一部支給停止措置が適用されることを前に新たに就職・転職を求めている者などを対象に重点的に実施
- 児童扶養手当の申請時や現況届提出時等のあらゆる機会を生かした事業の紹介



平成18年度母子自立支援プログラム策定実績（4月～12月）

番号	都道府県		番号	指定都市		中核市					
	都道府県	管内市等		都道府県	管内市等	札幌市	旭川市	和歌山市	小計		
1	北海道	4	25	札幌市	9	63	旭川市	0	87	和歌山市	0
2	青森県	24	0	仙台市	56	64	函館市	0	88	岡山市	2
3	岩手県	16	0	大崎市	32	65	青森市	0	89	倉敷市	0
4	宮城県	0	0	仙台市	14	66	秋田市	0	90	福山市	0
5	秋田県	0	0	青森市	160	67	郡山市	0	91	下関市	27
6	山形県	4	5	和歌山県	0	53	川崎市	58	68	いわき市	0
7	福島県	53	5	鳥取県	8	54	静岡市	12	69	宇都宮市	43
8	茨城県	0	0	鳥取県	22	0	名古屋市	5	70	川崎市	0
9	栃木県	40	126	岡山県	4	0	京都市	48	71	船橋市	0
10	群馬県	9	2	広島県	0	1	大阪市	359	72	横浜川市	0
11	埼玉県	3	0	山口県	4	2	堺市	21	73	相模原市	4
12	千葉県	0	0	徳島県	50	0	神戸市	41	74	新潟市	3
13	東京都	0	147	香川県	0	0	広島市	3	75	富山市	0
14	神奈川県	0	0	愛媛県	0	0	北九州市	53	76	金沢市	0
15	新潟県	0	0	高知県	0	0	福岡市	0	77	長野市	0
16	富山県	2	7	福岡県	17	0	小計	871	78	岐阜市	0
17	石川県	23	26	佐賀県	61	2			79	浜松市	2
18	福井県	3	0	長崎県	89	3			80	豊橋市	0
19	山梨県	31	19	熊本県	0	0			81	豊田市	0
20	長野県	0	0	大分県	6	0			82	岡崎市	0
21	岐阜県	0	0	宮崎県	0	0			83	高槻市	0
22	静岡県	0	2	鹿児島県	0	0			84	東大阪市	0
23	愛知県	4	5	沖縄県	31	0			85	姫路市	2
24	三重県	0	0	小計	567	642			86	奈良市	2
										合計	2,171

母子自立支援プログラム策定事業（個別事例）

<p><事例1>安定した就労につくため、すぐに就職活動に入るのではなく、講習会を受講し、必要な資格を取得した上で就労に移行するといった段階的な支援を行った結果、本人の希望にそった納得のいく就職ができたケース（札幌市）</p>	
世帯構成	本人（39歳）と子ども3人（13歳、12歳、9歳）の4人世帯
本人の経歴	離婚後、パートでの就労収入と児童扶養手当、養育費で生活をしてきたが、今後子どもの学費等の出費が増加するため、賞与や社会保険等のある安定した就労を希望し退職。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就職活動を行うため母子家庭等就業・自立支援センターを訪れ、プログラムを策定。 ・ 過去に歯科助手の仕事の経験があるため、看護助手等福祉系の職種への転職を希望するも、ナビゲーターよりまず資格の取得を勧められ、約3か月間講習会を受講し、訓練中は雇用保険を受給しながら生活し、ホームヘルパーやパソコンなどの資格を取得した。 ・ 資格取得後、プログラムに基づき、具体的な就職活動を開始し、ナビゲーターより履歴書の作成方法の指導を受け、資格を取得したことにより自信もつき、病院での採用面接に臨み介護ヘルパーとして採用が決定。今後、子どもが大きくなれば、夜勤や休日勤務等が可能となり収入の増加も見込まれる。
結果	安定した就労につくため、まず必要なスキルを身に付け、それから就職活動に移行するといった段階的な支援により、介護業務（正社員）での就職ができた（年収約202万）。今後ケアマネージャー等の資格の取得を目標に持つ。
<p><事例2>正社員での就労を希望し、パート勤務をしながらも、資格の取得、転職活動を精力的に行った結果、本人の納得のいく就職ができたケース（栃木県足利市）</p>	
世帯構成	本人（35歳）と子ども（9歳、4歳）の3人世帯
本人の経歴	離婚後、パート勤務をしていたが、収入が低く不安定なため、転職を希望し、独自で就職活動を行うも、資格などの壁に悩み、相談に訪れる。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転職に向けて課題を明確にし、プログラムを策定。 ・ ハローワークで事務職（正社員）を探すも、倍率も高く年齢的にも難しいため、自立支援教育訓練給付金事業を活用し、医療事務教育講座歯科実践コンピューターコースを受講。 ・ 訓練期間中は、昼間はパートで働き、夜間は子どもを実母に預け、約4か月間熱心に勉強し、メディカルオペレーターの資格を取得。資格取得後もパート勤務をしながら就職活動を続け、採用年齢より3年上であったが、精神病院での医療事務採用の求人に応募し、本人の真剣かつ積極的な取組の結果、採用となった。
結果	課題を明確にし、支援制度の活用や周囲の環境にも恵まれ、1つ1つ着実に課題をクリアして熱心に努力した結果、正社員として雇用された。（年収約300万円）

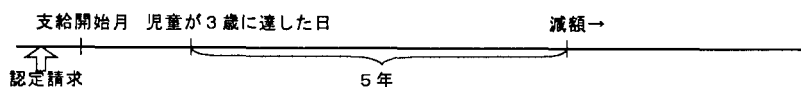
<p>＜事例3＞生活を維持するために早期就職が課題であったが、就職して即戦力となるよう職業訓練を受講し、PCスキルの向上を図るとともに、並行して求職活動を行った結果、母子家庭の母本人が納得できる条件で就職に結びついたケース（山梨県）</p>	
世帯構成	本人（33歳）と子ども1人（3歳（保育園児））の2人世帯
本人の経歴	就業経験は大学卒業後2年間のみで、その後の仕事のブランクは長く、離婚後は無職で児童扶養手当、養育費、貯金の取り崩し等により生活を送る。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・無職だったので早期就業を希望しており、町役場担当者を通じてプログラム策定員の面接相談が行われ、プログラムを策定。子どもの養育は、日常生活支援事業や町のファミリーサポート制度を活用。 ・基本的なPC操作は支障なく行えたが、企業に就職し即戦力になるためにも、PCスキルを高めたい希望が強く、貯金で生計を賄いながら「OA実務科」の職業訓練を受講。訓練期間中も、希望条件を満たす求人があればその都度検討を行い、職業訓練によるスキルアップと並行して求職活動を行った。
結果	本人が、就労意欲を高く持ち、ねばり強く前向きに自立への努力を行った結果、職業訓練開始から2か月後、化学産業の営業事務員の正社員として就職。年収約360万（月収約22万、賞与4.2か月）の本人も納得できる条件での就職に成功した。
<p>＜事例4＞DV被害者で精神面に後遺症を抱えていたが、プログラム策定員とコーディネータが、精神的なフォローをしつつ面接を行い、粘り強い支援を行った結果、電気工事共同組合の一般事務員（正社員）として就職に結びついたケース</p>	
世帯構成	本人（42歳）と子2人（12歳、8歳）の3人世帯
本人の経歴	DV被害で別居。結婚前に営業事務員や経理事務員としての就業経験が約10年間あるものの、結婚後は専業主婦となったため未就業の期間は12年間と長く、また、落ち着きがなく自分に自信がないといった精神的な不安も抱えていたため、早期再就職が困難な状況にあった。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の希望によりプログラムを策定し、ハローワークへ支援要請。 ・本人は、非常に素直であるが、前夫によるDV被害の後遺症が強く尾を引いている感じがあり、また、長男の不登校問題も抱えていた。 ・事務職の採用面接を次々受けるも、面接時にこうした問題から来る不安、緊張や焦りなどが表情に出てしまい、採用者側に悪い印象を与えてしまうのが不採用の原因ではないかと考えられた。 ・このため、プログラム策定員とコーディネータが面接を行う上で、求人情報の提供や面接指導など就業支援を推進するほか、あわてず落ち着いて笑顔で面接を受けることや、自分に自信を持つことなど精神面に配慮した助言を続けた。次第に本人の態度や意識にも良い変化が見られるようになり、笑顔の質も明らかに改善していくなど頼もしさが感じられるようになった。この結果、採用通知をもらうことが増え、昇給と賞与のある本人の納得がいく正社員として就職することができた。
結果	長期の未就業期間やDV被害、家庭問題など様々な課題を抱えていたが、粘り強い支援の結果、電気工事協同組合の一般事務員（正社員）として就職することができた。（年収200万（200万円の増））

児童扶養手当の一部支給停止について

○ 平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、児童扶養手当について、離婚後等の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨から、就労支援施策等の強化を図ることとあわせて、平成20年4月から支給期間が5年を超える場合に、その一部を支給停止することとされた。

○ 平成20年4月以降、支給期間が5年（支給事由発生から7年）を超える場合には、政令で定めるところにより、それまでの支給額の2分の1を超えない範囲で支給停止（減額）を行う。
 ↳ 給付額について、少なくとも2分の1は保障

○ ただし、自立が困難なケースが想定されることから、
 ・ 3歳未満の児童を育てている場合には、3歳までの期間は5年の支給期間に含まない取扱いとする。
 ↳ 8歳未満の児童を育てている場合は、一部支給停止の対象外



・ 障害を有する場合その他の政令で定める事由に該当する場合は、一部支給停止の対象外

与党児童扶養手当に関するプロジェクトチーム

<メンバー>

- 自由民主党
長勢甚遠議員（座長）、
石崎岳議員（事務局長）、鈴木俊一議員、
大村秀章議員、田村憲久議員、宮澤洋一議員、
衛藤晟一議員、坂本由紀子議員
- 公明党
福島豊議員（座長代理）、渡辺孝男議員、
古屋範子議員、高木美智代議員、松あきら議員

○平成19年9月28日に設置

○第1回 10月16日開催（厚生労働省説明等）

○第2回 11月 1日開催（団体ヒアリング）

○第3回 11月16日開催（取りまとめ）

児童扶養手当の一部支給停止措置に関する取扱いについて

平成19年11月16日
児童扶養手当に関するプロジェクトチーム

児童扶養手当の受給開始から5年を経過した場合等における児童扶養手当の一部支給停止措置は、平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、離婚後の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨から、就業支援施策等の強化を図ることとあわせて設けられ、平成20年4月からの実施が予定されている。

本プロジェクトチームにおいては、この措置の取扱いについて、直接母子家庭の方々のご意見を伺いつつ、精力的に議論を行ってきたところであるが、法改正後の母子家庭の実態を見ると、就業状況等については一定の改善が見られるものの、平均収入はなお低い水準にあり、低所得世帯が多くを占める状況に大きな変化は見られないところである。

このような状況を踏まえ、児童扶養手当の一部支給停止措置に関する取扱いについて、母子家庭の自立の促進を図るとして平成14年改正の趣旨も踏まえつつ、次のとおりとりまとめた。政府は、このとりよめの趣旨に沿って、適切に対応すべきである。

- 一 本措置に関する政令を制定するに当たっては、以下のとおりとすべきである。
- イ 下記に掲げる者を除き、児童扶養手当の一部支給停止措置は行わない。
- ロ 受給者やその子ども等の障害・疾病等により就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない者についてのみ児童扶養手当の支給額の2分の1を支給停止とする。
- 二 母子家庭の母の就業支援施策について、その一層の拡充・強化を図るべきである。

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令等について

趣旨

児童扶養手当法第13条の2第1項及び第2項の規定により、児童扶養手当（以下「手当」という。）の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年を経過したとき（※）は手当の一部を支給停止することとされており、その支給停止の額及び一部支給停止が適用されない事由については政令で定めることとされていることから、その内容について政令を定めるもの。

※ 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第98号）の施行（平成15年4月1日）の際現に手当の支給を受けている者又は手当の支給要件に該当している者については、平成15年4月1日を起算日とし、手当を受給している者については起算日から5年、手当の支給要件に該当している者については起算日から7年を経過したときとする。

政令等の概要

- (1) 手当の一部支給停止の額
- 手当の一部支給停止の額は、手当の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年を経過した日の属する月（以下「5年等経過月」という。）の翌月以降に法第13条の2第1項の規定の適用がないものとして支給することとなる手当の額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは切り捨てる。）とする。
ただし、5年等経過月の翌月に支払うべき手当の額の2分の1に相当する額を超えるときは、当該相当する額。
- (2) 手当の一部支給停止措置が適用されない事由
- 受給資格者が就業していること又は求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしていること。
 - ※その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動
 - ① 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業を実施する機関又は職業紹介事業者において就職に関する相談等を受けたこと、求人者に面接したことその他就業するための活動。
 - ② 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図るための活動。
 - ③ 都道府県等による相談、情報の提供、助言又は支援を受け、就業し、求職活動をし、又は②に掲げる活動を行うこと。
 - 受給資格者が児童扶養手当法施行令別表第一に掲げる障害の状態にあること。
 - 上記に掲げる事由のほか、受給資格者が負傷又は疾病により就業することができないことその他の自立を図るための活動をすることが困難である事由として厚生労働省令で定める事由があること。
 - ※厚生労働省令で定める事由
 - ① 受給資格者が疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難であること。
 - ② 受給資格者が監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により受給資格者がこれらの者を介護する必要があるため就業することが困難であること。

一部支給停止適用除外の確認方法

1 就業している場合

次のような書類により確認する。

- 雇用主による証明書 ○賞金の支払明細書の写し ○受給資格者が被保険者である健康保険証の写し 等

2 求職活動その他自立を図るための活動を行っている場合

次のような書類により確認する。

- 福祉事務所等で母子自立支援プログラムを策定し自立に向けた支援を受けていることの証明書
 ○母子家庭等就業・自立支援センターで就業相談、講習会等を受けていることの証明書
 ○公共職業安定所で求人情報の提供、職業相談等を受けていることの証明書
 ○民間職業紹介事業所で就業相談や講習会等を受けていることの証明書
 ○職業能力開発・向上のために専修学校その他養成機関に在学していることの証明書(在学証明書) 等

3 障害を有する場合

障害基礎年金1級又は2級を受給できる程度の障害状態にあることを次のような書類により確認する。

- 身体障害者手帳1級、2級、3級の写し ○療育手帳(A)の写し
 ○精神障害者保健福祉手帳1級、2級の写し ○医師の診断書 等

4 負債・疾病等により就業することができない場合

次のような書類により確認する。

- 特定疾患医療受給者証の写し(難病のケース)
 ○特定疾病療養受療証の写し(長期高額療養費の指定を受けた人工透析慢性腎不全血友病、HIV患者のケース)
 ○負債・疾病により療養等が必要であることを証する医師の診断書 等

5 受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負債・疾病、要介護の状態にあること等により、受給資格者が介護を行う必要があり、就業することが困難である場合

次のような書類により確認する。

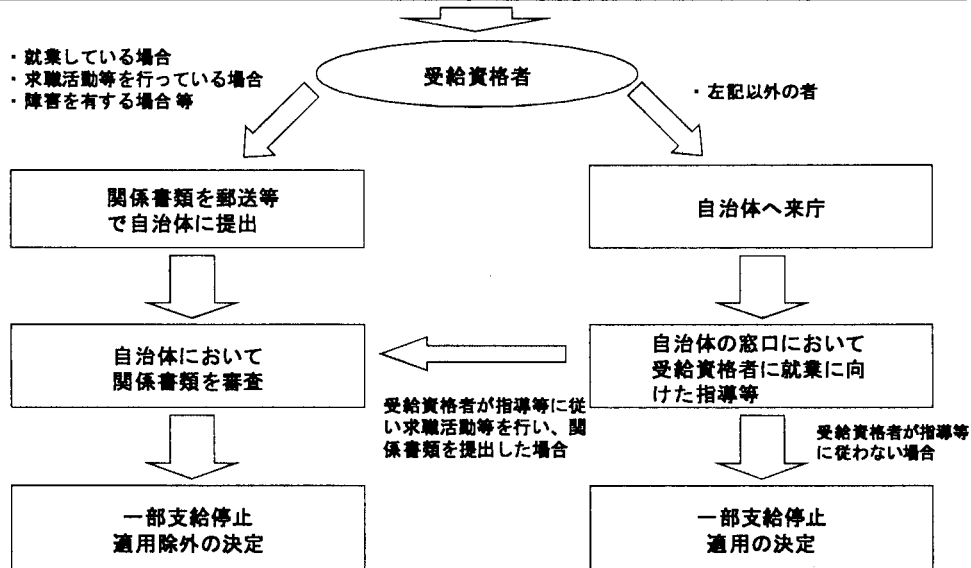
- 当該児童又は親族が障害、負債・疾病等の状態にあることを明らかにする書類 等

児童扶養手当一部支給停止措置に関する事務の流れ

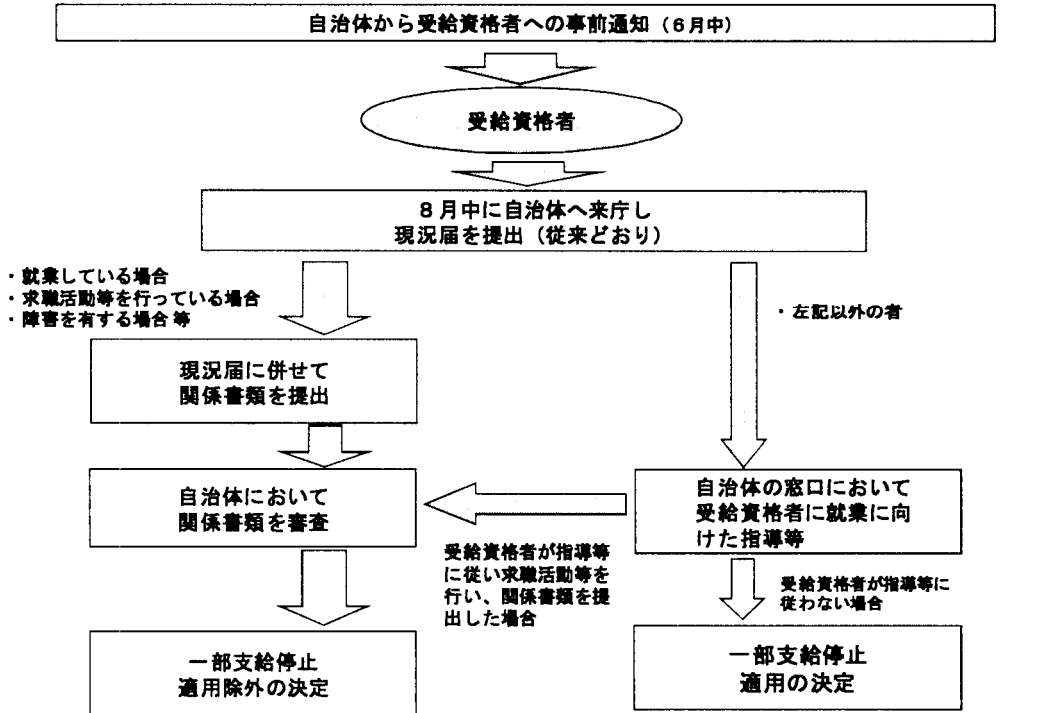
1 受給資格者が5年等経過月を迎える際の事務

自治体から受給資格者への事前通知(5年等経過月の前々月に事前通知)

- ・一部支給停止の適用除外となる理由がある者は、関係書類を自治体に提出
- ・一部支給停止の適用除外となる理由がない者は、自治体へ来庁



2 5年等経過月以降の現況届時(毎年8月)の事務



平成20年度予算における母子家庭の主な就業支援施策について

○成長力強化の一環として、母子家庭の母の就業・自立支援施策を推進。
5,218百万円(平成19年度予算) → 7,876百万円(平成20年度予算)

母子家庭等就業・自立支援事業の創設 2,305百万円の内数

- 従来の都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする母子家庭等就業・自立支援センター事業に在宅就業推進事業を追加。
- 一般市等においてもセンター事業と同様の事業が実施できるよう新たに一般市等就業・自立支援事業を創設。

母子自立支援プログラム策定事業の拡充 2,305百万円の内数

- 直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母の就業意欲を醸成するため、NPO法人等と連携し、ボランティア活動等を行う就職準備支援コースを創設。
- ハローワークにおいて、「就労支援チーム」の体制、支援機能の向上等により、支援対象者に対する就労支援を一層推進(ハローワーク分については職業安定局予算に計上)。

母子家庭自立支援給付金事業等

高等技能訓練促進費事業の見直し等 2,305百万円の内数(貸付金除く)

- 看護師、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合において、従来からの修業支援手当に加え、入学時におけるインセンティブとして入学金の負担を考慮した額を一時金として修了後に支給する仕組み(入学支援修了一時金)を創設。
[* 修業支援手当(月額)については、平成20年度入学者から市町村民税非課税世帯103,000円、課税世帯51,500円とし、入学支援修了一時金については、平成20年度入学者から支給することとし、その額は市町村民税非課税世帯50,000円、課税世帯25,000円とする。]
- 母子寡婦福祉貸付金について、知識技能を習得している間の生活資金及び技能習得資金の償還期限を20年以内に延長(現行は10年以内)。

自立支援教育訓練給付金事業 2,305百万円の内数

- 地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給。

中小企業雇用安定化奨励金（新規） 562万円

- 有期契約労働者の雇用管理の改善を推進するためガイドラインを策定。
 - 中小企業事業主が有期契約労働者の正社員への転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合に、奨励金を支給する制度を新たに創設し、母子家庭の母の正社員化を促進する。（予算額には母子家庭の母以外の者の分も含む）（職業安定局予算に計上）。
- ※従来の常用雇用転換奨励金事業については、一定の経過措置を設けつつ平成19年度限りで廃止する。

職業訓練

母子家庭の母等を対象とした新たな組み合わせ訓練の創設（新規） 1,540万円

- 「職業能力形成システム」（通称「ジョブカード制度」）の一環として、職業能力開発機会が不足している母子家庭の母等を対象に、事業主等の訓練ニーズを反映したカリキュラムによる座学と企業での実習を一体的に組み合わせた委託訓練を創設し、実践的な能力開発を実施。（予算額については、子育て終了後の女性を含む）（職業能力開発局予算に計上）。

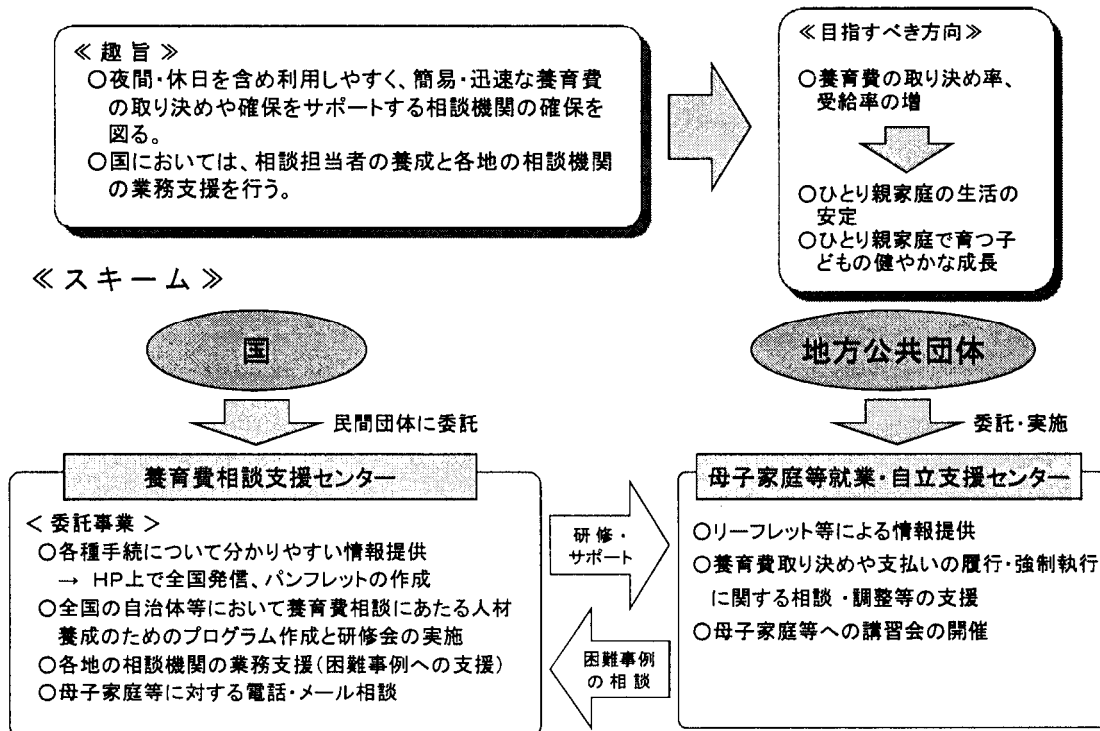
準備講習付き職業訓練の実施 911万円

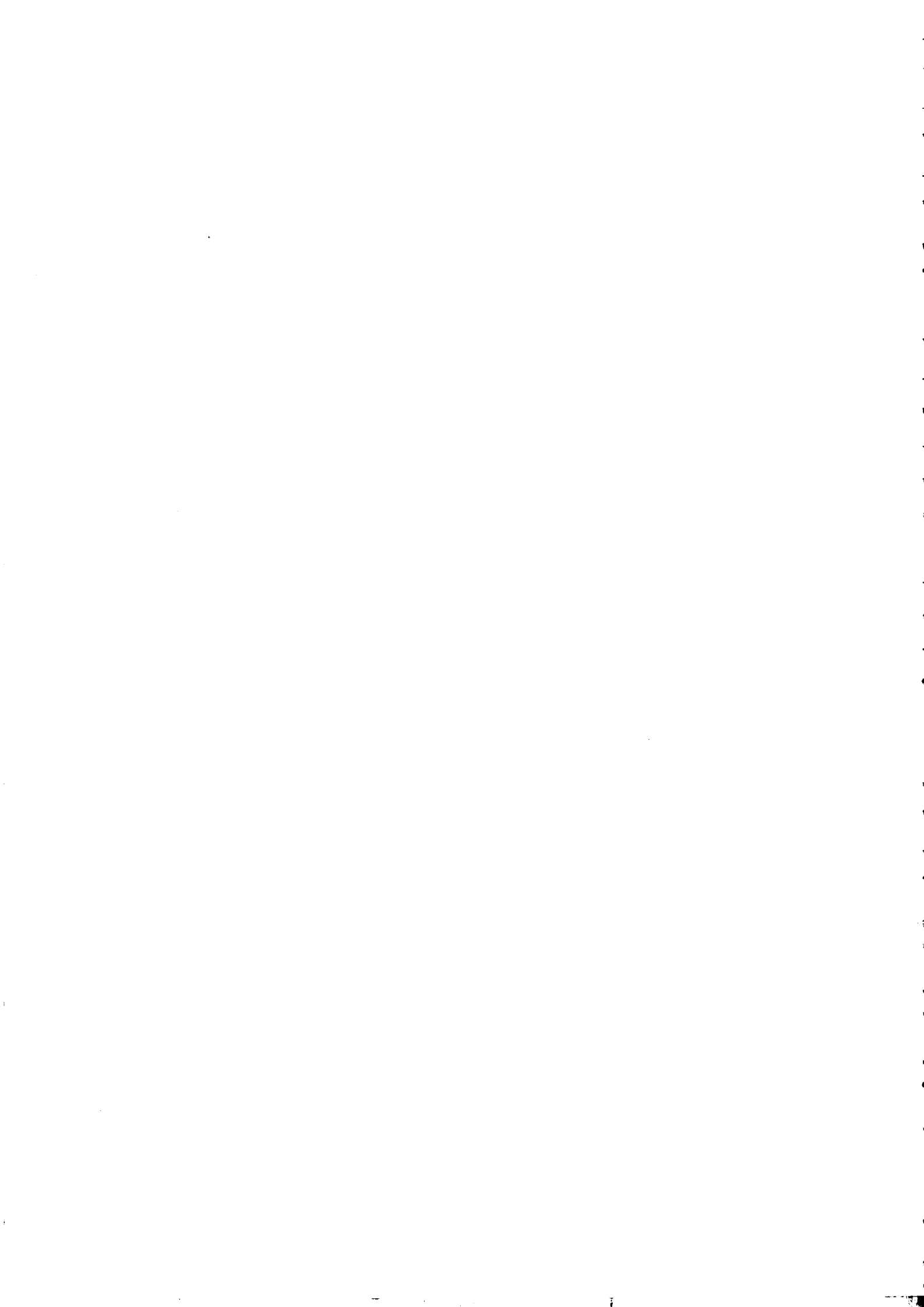
- 「自立支援プログラム」の対象者である母子家庭の母等の職業的自立を促すための方策として、就職の準備段階としての「準備講習」に引き続き実際の就職に必要な技能・知識を習得するための「職業訓練」を行う準備講習付き職業訓練を実施（職業能力開発局予算に計上）。

マザーズハローワーク事業の拠点の拡充と機能の強化 1,949万円

- マザーズハローワーク事業未実施の地域においても同様のサービスが提供できるよう事業拠点を拡充。
- 既存のマザーズハローワーク等において、独自求人確保、保育所入所の取次ぎ、出張相談等を実施（職業安定局予算に計上）。

養育費相談支援センターの設置について





生活保護受給者等就労支援

職業安定局雇用開発課就労支援室

生活保護受給者等就労支援

厚生労働省職業安定局
雇用開発課就労支援室

雇用失業情勢（平成20年2月）

◆ 完全失業率（季調） 3.9%（男4.0% 女3.8%）

◆ 完全失業者数 266万人（男164万人 女102万人）

〔離職理由別〕

非自発的 83万人 自発的 103万人 学卒未就職者 10万人
その他の者 66万人

〔年齢別〕

24歳以下 7.3% 25～34歳 5.5% 35～44歳 3.5%
45～54歳 3.0% 55～64歳 3.6% 65歳以上 2.1%

〔地域別〕（平成19年10月～12月）

北海道 5.0% 東北 4.7% 南関東 3.4%
北関東・甲信 3.4% 北陸 3.1% 東海 2.8%
近畿 4.3% 中国 3.6% 四国 4.0% 九州 4.2%

◆ 有効求人倍率(季調) 0.97倍

[年齢別](常用)

24歳以下 1.62倍 25～34歳 0.70倍 35～44歳 0.92倍

45～54歳 1.09倍 55歳以上 1.07倍

[地域別]

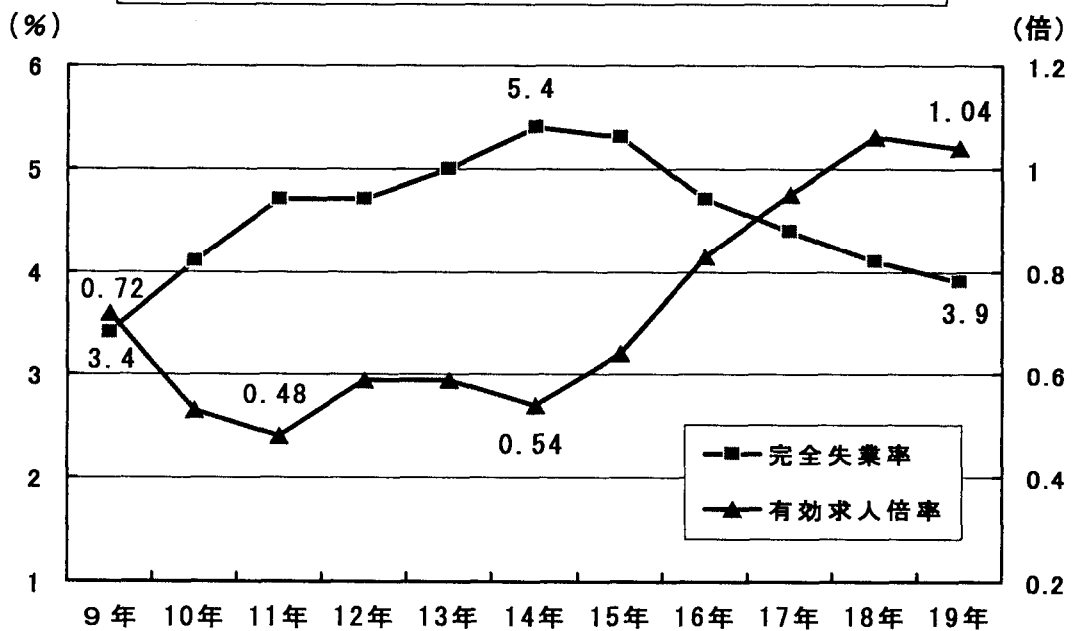
北海道 0.49倍 東北 0.69倍 南関東 1.14倍

北関東・甲信 1.18倍 北陸 1.11倍 東海 1.50倍

近畿 0.96倍 中国 1.08倍 四国 0.84倍 九州 0.65倍

- ◆ 新規求人数 79万人
- ◆ 有効求人数 203万人
- ◆ 新規求職申込件数 53万件
- ◆ 有効求職者数 200万人
- ◆ 就職件数 16万件

失業率と求人倍率の推移



ハローワークの組織と業務

- ◎ 都道府県労働局(47局)
- ◎ ハローワーク(584所) : 平成19年度
- ◎ 付属施設
 - パートバンク ハローワークプラザ
 - 人材銀行 高年齢者職業相談室 学生職業相談室 など

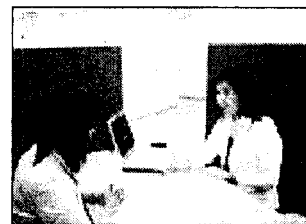
◎ ハローワークの就職支援

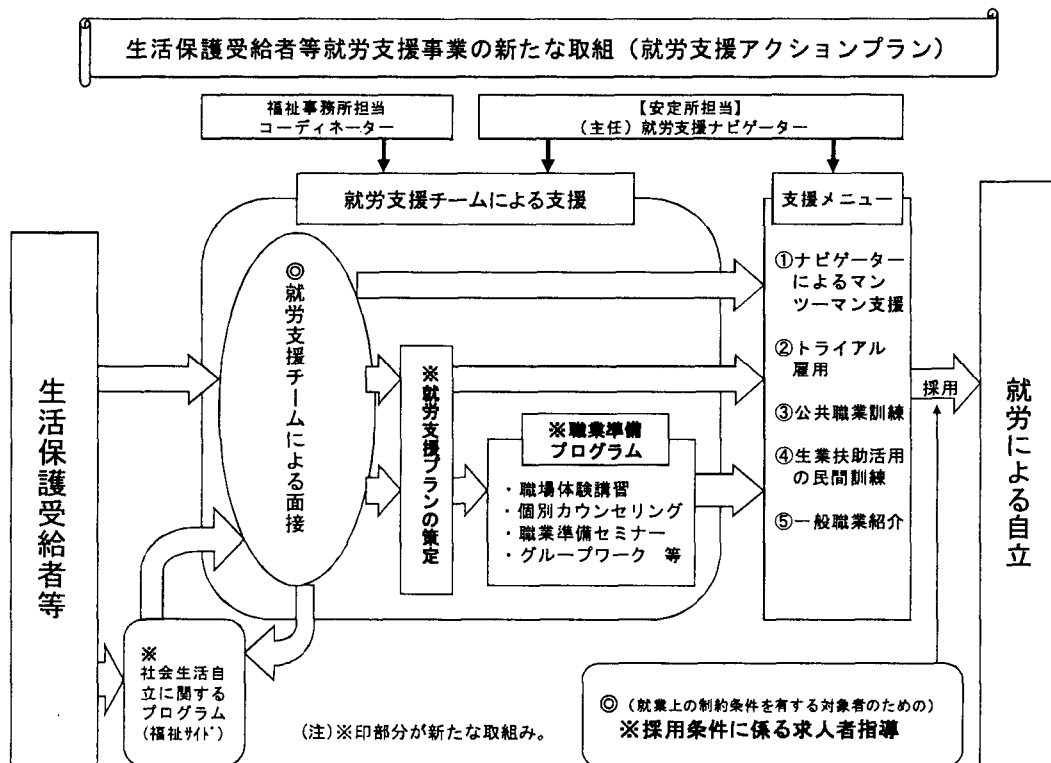
- 求職者の個々の事情に応じたきめ細かな支援
 - ・ 職業相談・職業紹介の実施
 - ・ 求人自己検索システムを活用した求人情報の提供
 - ・ 求職活動支援セミナーの実施

- 早期再就職専任支援員による支援
 - 特に早期就職意欲の高い求職者に対し、個々人のニーズに応じたきめ細かな就職支援を担当者制により実施
- 再チャレンジプランナーによる支援
 - 早期再就職の必要性が高い求職者に対し、再就職に向けた求職活動計画(就職実現プラン)を個々人毎に作成&フォローアップの実施
- フリーター常用就職サポーター
 - フリーターに対する担当者制による個々人ごとの具体的な就職活動の計画を策定し、常用化に向けた支援を実施

◎ 職業紹介状況 (平成19年)

- 新規求職申込件数 637 万件
- 新規求人数 967 万人
- 就職件数 205 万件
- 就職率 32.2%





生活保護受給者等就労支援チーム

(目的)

安定所と福祉事務所の担当者による「就労支援チーム」が連携して、支援対象者（福祉事務所から安定所に要請があった者）に対する適切な就労支援プラン策定、プログラムのメニュー選定、支援メニューを選定等の支援方針を決定

(構成員)

- 安定所側
 - ・ 生活保護受給者等就労支援事業担当責任者、安定所担当ナビゲーター
- 福祉事務所側
 - ・ 福祉事務所担当コーディネーター
- 必要に応じ
 - ・ ケースワーカー、母子自立支援員、能力開発支援アドバイザー 等

(担当区域)

安定所担当ナビゲーターが担当する一つ又は複数の安定所に係る支援対象者

(配置数)

- 安定所担当ナビゲーター (20年度 319人)
- 福祉事務所担当コーディネーター (全福祉事務所)

生活保護受給者等就労支援ナビゲーター

(職務)

就労支援チームの構成員として連絡・調整、対象者の面接、就労支援プラン策定、プログラムメニュー選定・実施、支援メニュー選定・実施、就職後のフォローアップを実施

(主な支援)

- ・ 就労支援プランの策定
- ・ 職業準備プログラムの実施
(職場体験講習、職業準備セミナー、個別カウンセリング、グループワーク)
- ・ 支援メニューの実施
(ナビゲーターによる就職支援、トライアル雇用の活用、公共職業訓練の受講あっせん、生業扶助等の活用による民間教育訓練講座の受講、一般の職業相談・紹介)

生活保護受給者等就労支援事業の実施状況

(平成17年6月から平成20年2月まで)

	支 援 対象者数	支 援 開始者数	就職者数	就職率
合 計	32,615	27,256	15,401	47.2%
生活保護 受給者	28,860	24,174	13,404	46.4%
児童扶養 手当受給者	3,755	3,082	1,997	53.2%

※平成17年度は、児童扶養手当受給者は、東京、大阪及び政令指定都市(14)でモデル実施

成長力底上げ戦略(基本構想) 概要

《基本的な姿勢》

1. 「働く人全体」の底上げを目指す

経済成長を下支えする基盤（人材能力、就労機会、中小企業）の向上を図ることにより、働く人全体の所得・生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防止

2. 「機会の最大化」により「成長力の底上げ」を図る

意欲のある人や企業が自らの向上に取り組める「機会(チャンス)」を最大限拡大
人材の労働市場への参加や生産性の向上を図ることで、他の成長戦略と相まって、経済の活力を維持・向上させ、経済成長を高めていくことを目指す

3. 3本の矢

【人材能力戦略】

「職業能力を向上させようとしても、能力形成の機会に恵まれない人」への支援

【就労支援戦略】

「公的扶助(福祉)を受けている人などで、経済的自立(就労)を目指しているが、その機会に恵まれない人」への支援

【中小企業底上げ戦略】

「生産性向上を図るとともに、賃金の底上げをしようとしているが、その機会に恵まれない中小企業等」への支援

【就労支援戦略】

『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定・実施

- ◎ 「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、「福祉から雇用へ」推進5か年計画に基づき、公的扶助(福祉)を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る

(1) 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定

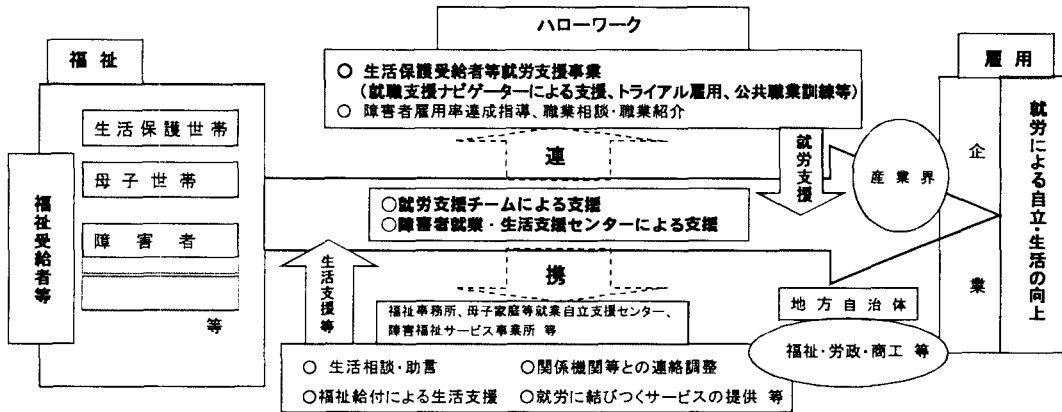
- ① 母子家庭世帯、生活保護世帯、障害者等の就労移行に関する5年後の具体的な目標を設定し、実績を検証しながら計画を推進
- ② 就労支援方策として、福祉(就労支援)及び雇用(受入促進)の両面にわたる総合的な取組を展開。19年度～21年度を集中戦略期間として施策展開

(2) 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

- 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進

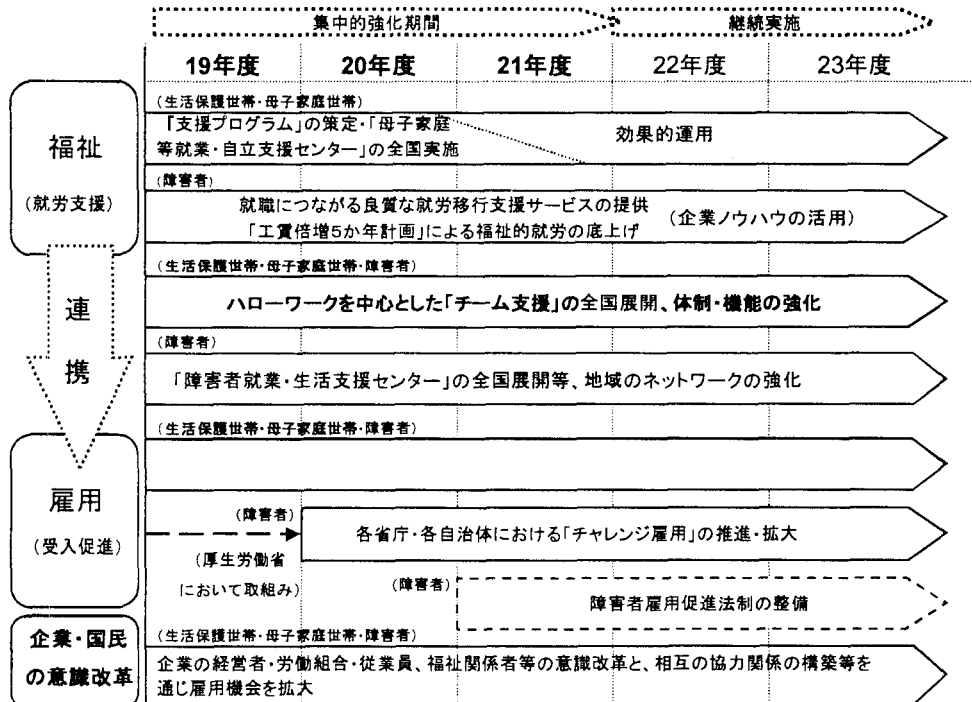
『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の考え方 ～誰でもどこでも自立に向けた支援が受けられる体制整備～

- 福祉を受ける方に対して、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る
- 緒についたばかりの福祉事務所等とハローワークの連携による「福祉と雇用の連携」施策、地方自治体における自立支援策を加速
- 「福祉から雇用へ」の実効性を高めるため、関係機関の連携を促進するとともに、産業界等の理解・協力を得ながら、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』として実施



『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』のイメージ

- 福祉から雇用への移行を推進する「5か年計画」を策定し、「目標」を定め取り組む。
(特に、19～21年度に取組を強化)



『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』における重点戦略

地域の特徴を活かした就労支援体制を全国展開

- 「障害者就業・生活支援センター」を全障害保健福祉圏域に設置(約400カ所)
- 各省庁・各自治体における障害者に対する「チャレンジ雇用」の推進・拡大
- 障害者に対する「就労移行支援事業」を全国展開及び職業能力開発の推進
- 平成19年度までに「生活保護の就労支援プログラム(※)」を全自治体で策定
(※)意欲の向上や職業意識の啓発、技能修得、就職支援等、段階的・計画的な支援を行うプログラム
- 母子家庭等就業・自立支援センターやマザーズハローワークなどの子育て女性重点支援拠点を全国展開

ハローワークを中心とした「チーム支援」

- ハローワークを中心に福祉関係者等と連携した「**就労支援チーム(※)**」の体制・機能強化
(※)ハローワークの就職支援担当と福祉事務所、福祉施設等関係機関により編成されるチーム
- ハローワークにおける「就労支援アクションプラン」の推進により、支援対象者(生活保護・母子世帯)の就職率を60%に引上げ
「就職活動プランの策定」、「就労意欲向上プログラム」 など

障害者雇用促進法制の整備

- 短時間労働・派遣労働を活用した雇用促進、中小企業における雇用促進等を図るための障害者雇用促進法制の整備

関係者の意識改革

- 関係者の意識改革を通じた雇用機会の拡大
企業の経営者・労働組合・従業員、福祉関係者等の意識改革と、相互の協力関係の構築等を通じ、雇用機会を拡大

精神障害者地域移行支援事業

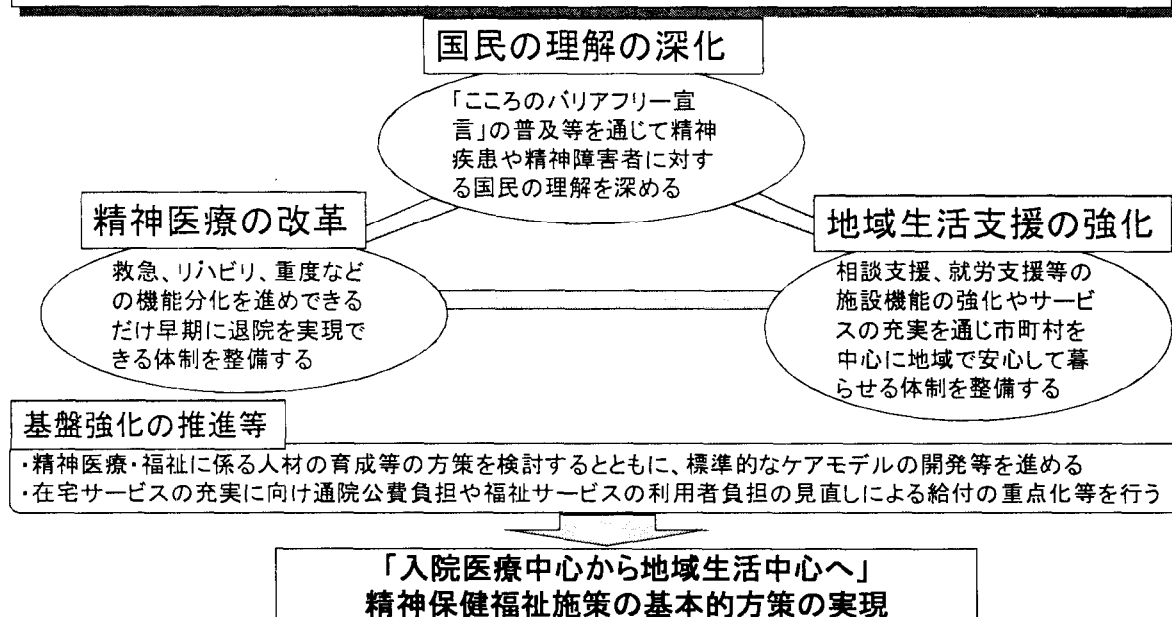
社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

精神障害者地域移行支援事業

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

精神保健医療福祉の改革ビジョン（H16.9）の枠組み

精神保健福祉施策について、「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を進めるため、
①国民の理解の深化、②精神医療の改革、③地域生活支援の強化を今後10年間で進める。



※上記により、今後10年間で必要な精神病床数の約7万床減少を促す

① 国民意識変革の達成目標

精神疾患は生活習慣病と同じく誰もがかかりうる病気であることについての認知度を90%以上。

※ 精神疾患を正しく理解し、態度を変え行動するという変化が起きるよう精神疾患を自分自身の問題として考える者の増加を促す。

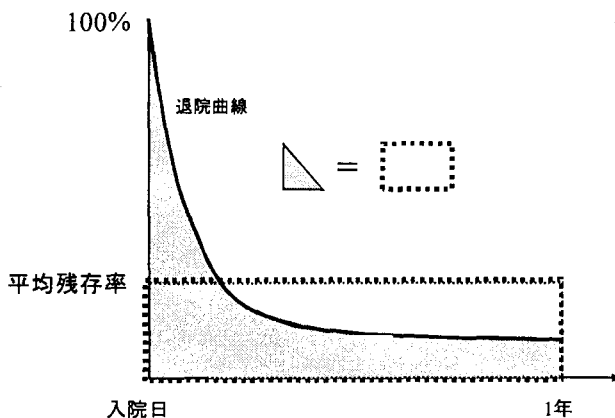
② 精神保健医療福祉体系の再編の達成目標

- 各都道府県の平均残存率(1年未満群)を24%以下
- 各都道府県の退院率(1年以上群)を29%以上。

※1 新規に入院する患者については、入院中の処遇の改善や患者のQOL（生活の質）の向上を図りつつ、できる限り1年以内に速やかに退院できるよう良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制整備を促す。

※2 既に1年以上入院している患者については、本人の病状や意向に応じて、医療（社会復帰リハビリテーション等）と地域生活支援体制の協働の下、段階的、計画的に地域生活への移行を促す。

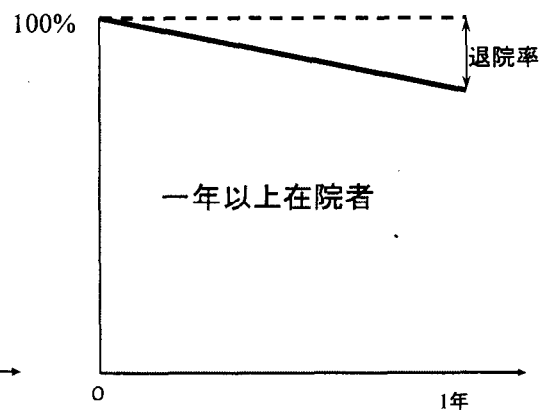
平均残存率(一年未満群)



1年以内の退院(残存)曲線が囲む面積と同じとなるよう、各月の残存率を平均したもの。

平均残存率に毎年の新規入院患者数を乗じて得た数は、1年以内入院患者にかかる必要病床数となる。

退院率(一年以上群)

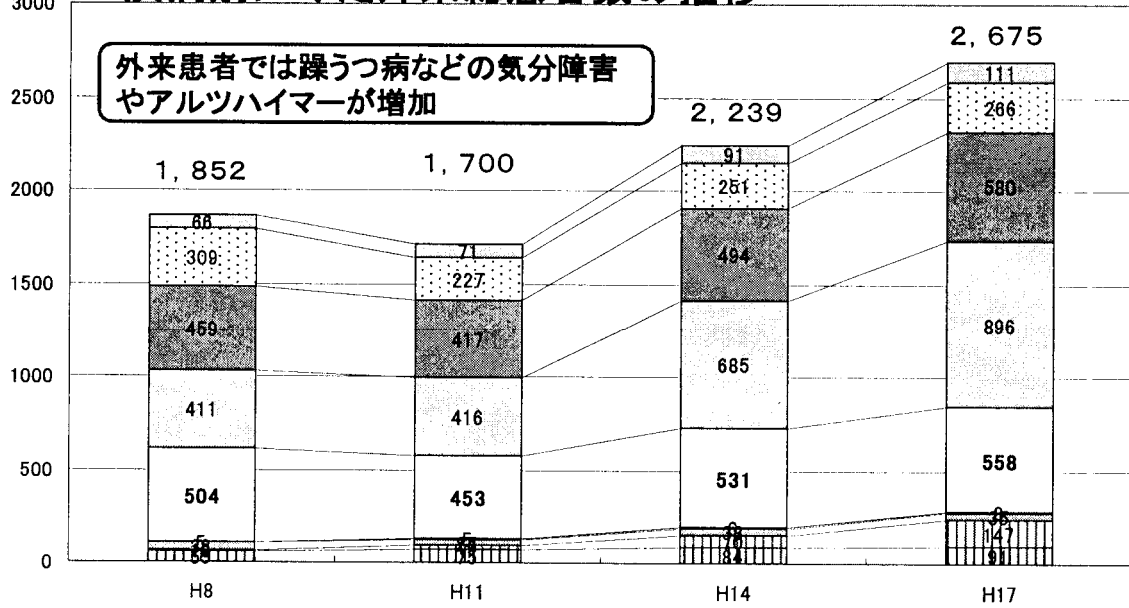


1年以上の在院患者から退院する者の数を1年以上の在院患者数で除したもの。

退院率に1年以上の在院患者数を乗じて得た数は、1年以上の在院患者からの毎年の退院数となる。

(千人)

疾病別にみた外来総患者数の推移

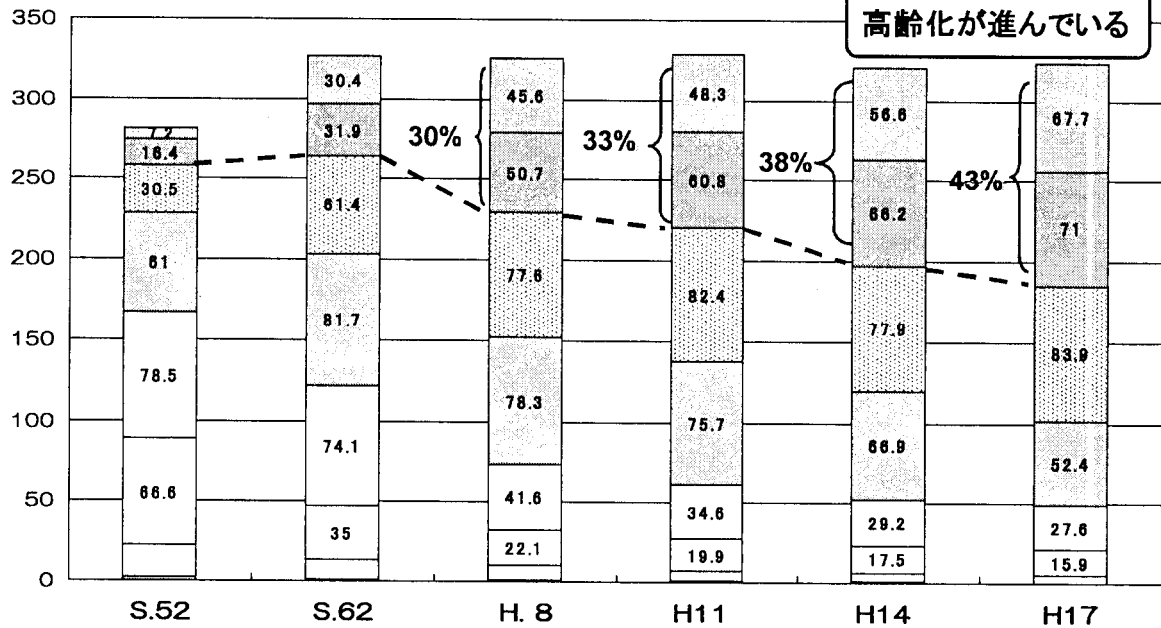


- 血管性及び詳細不明の認知症
- アルツハイマー病
- アルコール使用<飲酒>による精神及び行動の障害
- その他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
- 気分[感情]障害(躁うつ病を含む)
- 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
- てんかん
- その他の精神及び行動の障害

資料: 患者調査

(千人)

入院患者の年齢分布

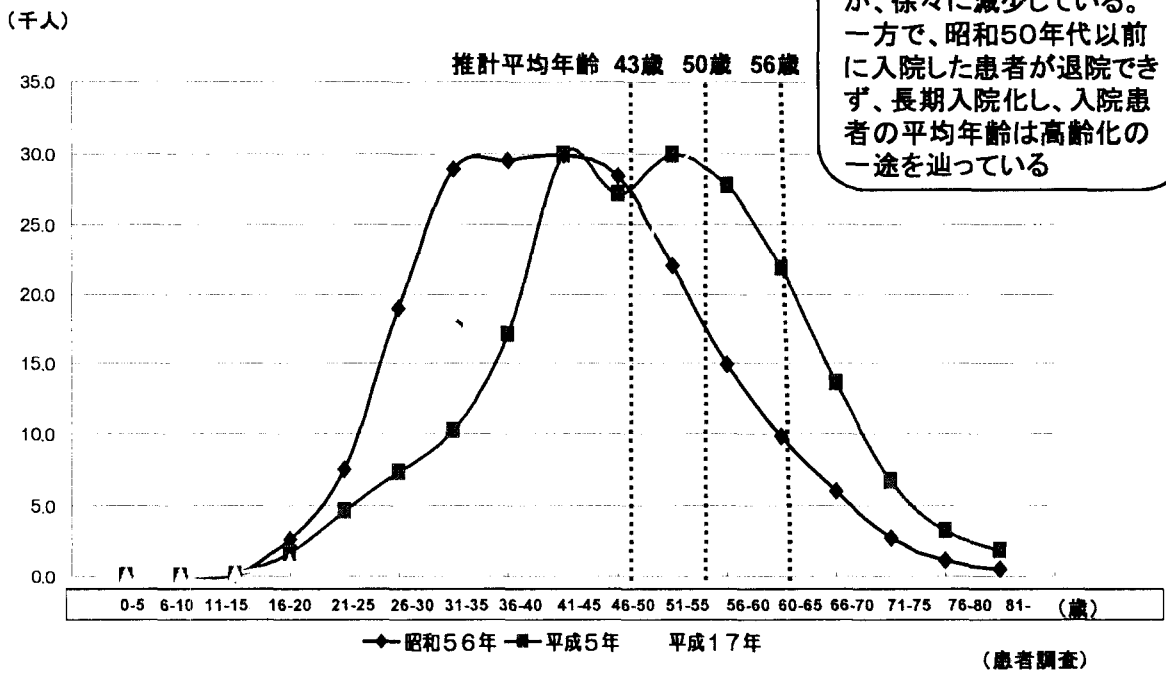


高齢化が進んでいる

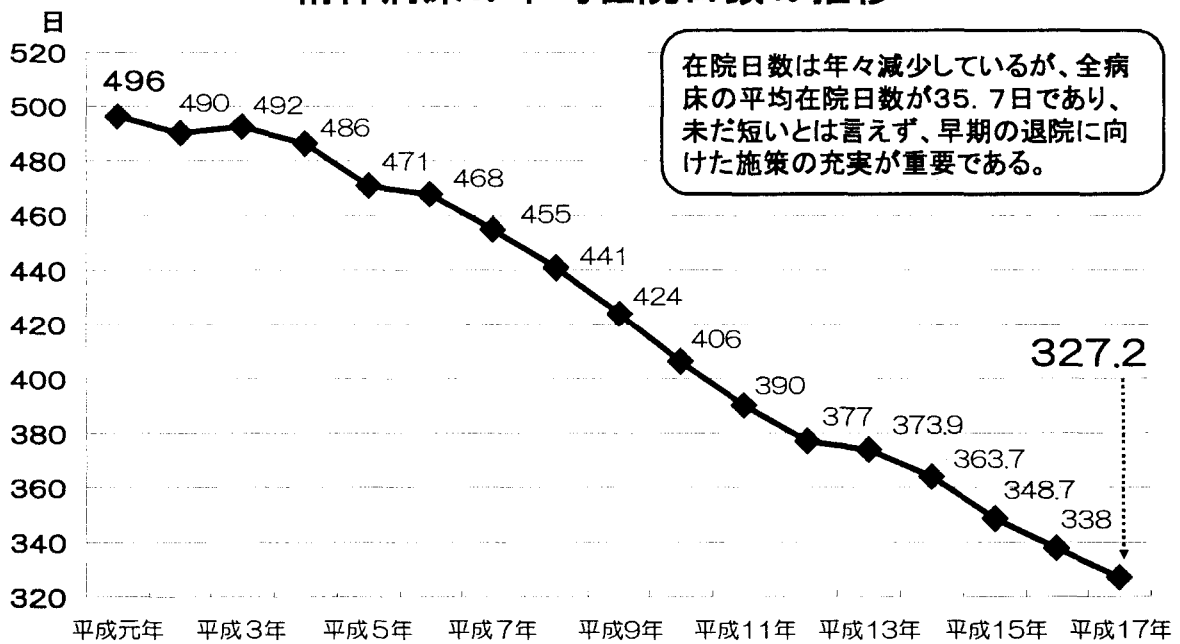
- 0~14歳
- 15~24歳
- 25~34歳
- 35~44歳
- 45~54歳
- 55~64歳
- 65~74歳
- 75歳~

出典: 患者調査

精神病床における年齢階級別の統合失調症の推計入院患者



精神病床の平均在院日数の推移

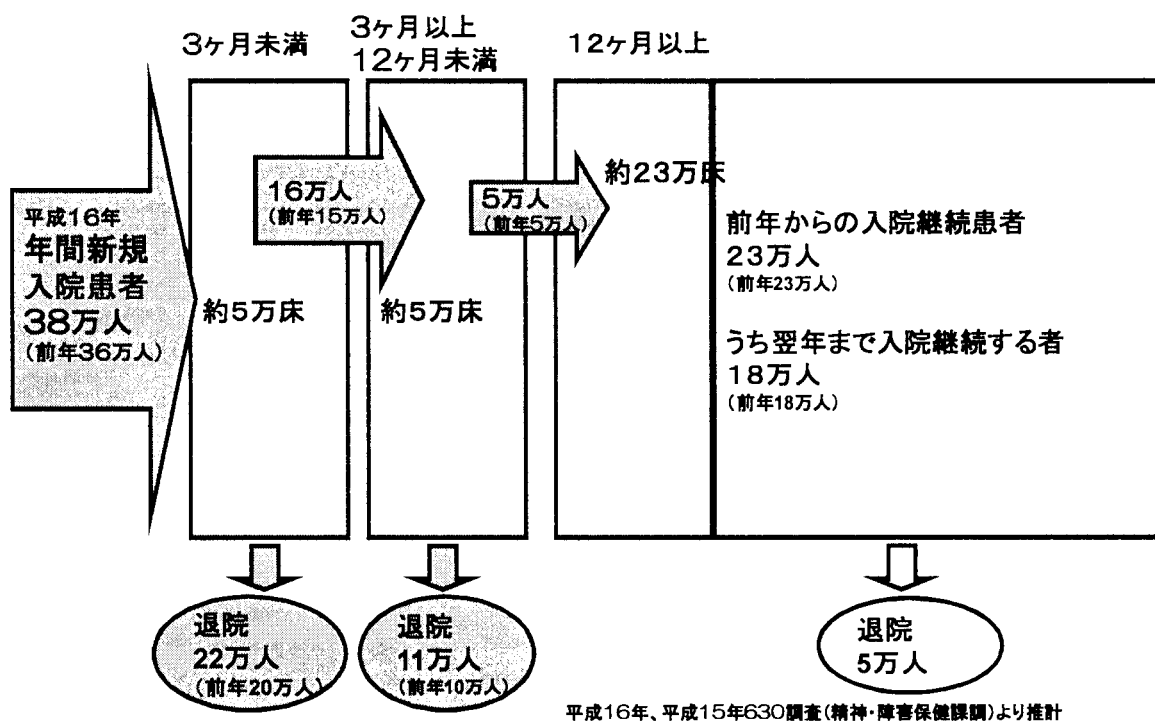


資料：厚生労働省 病院報告

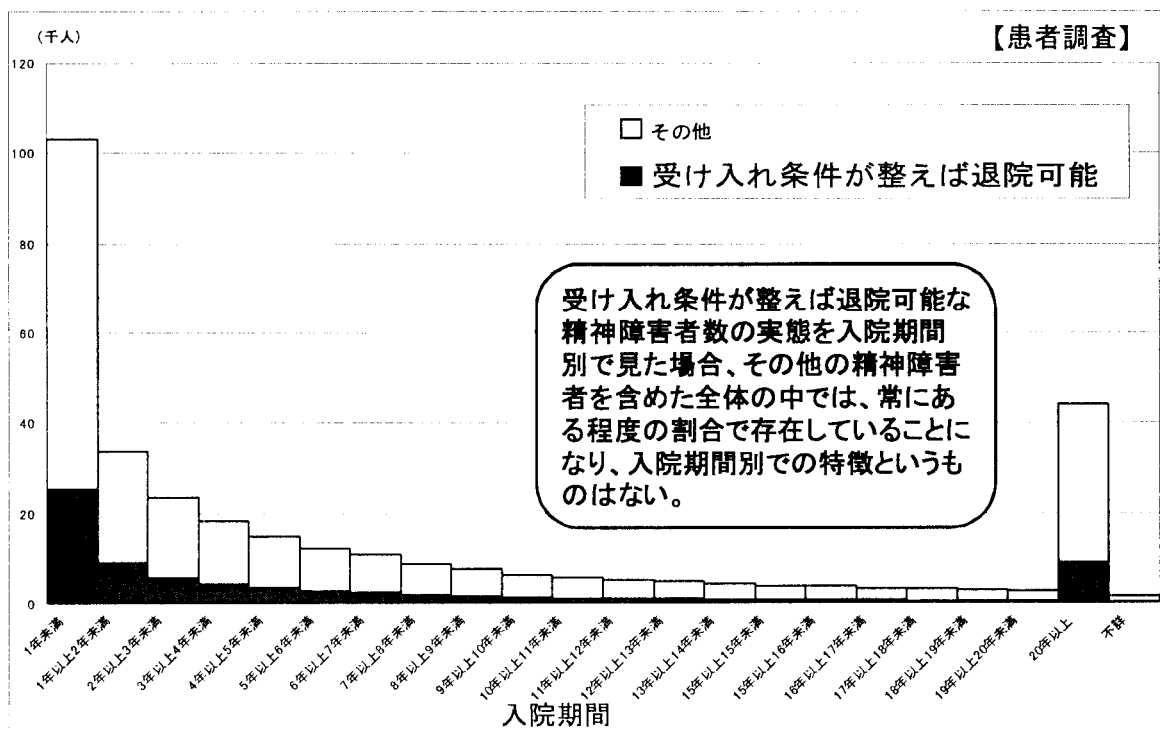
年間在院患者延数

$$\text{※平均在院日数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{\frac{1}{2} \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

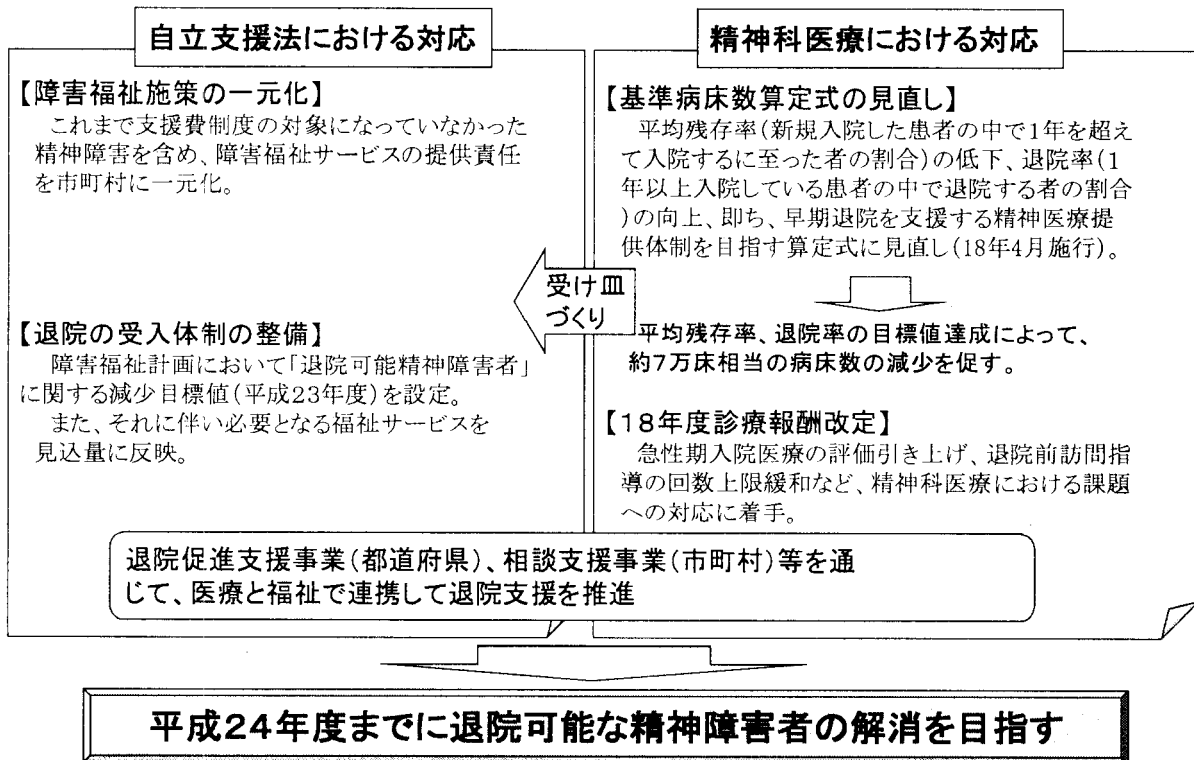
精神病床における患者の動態



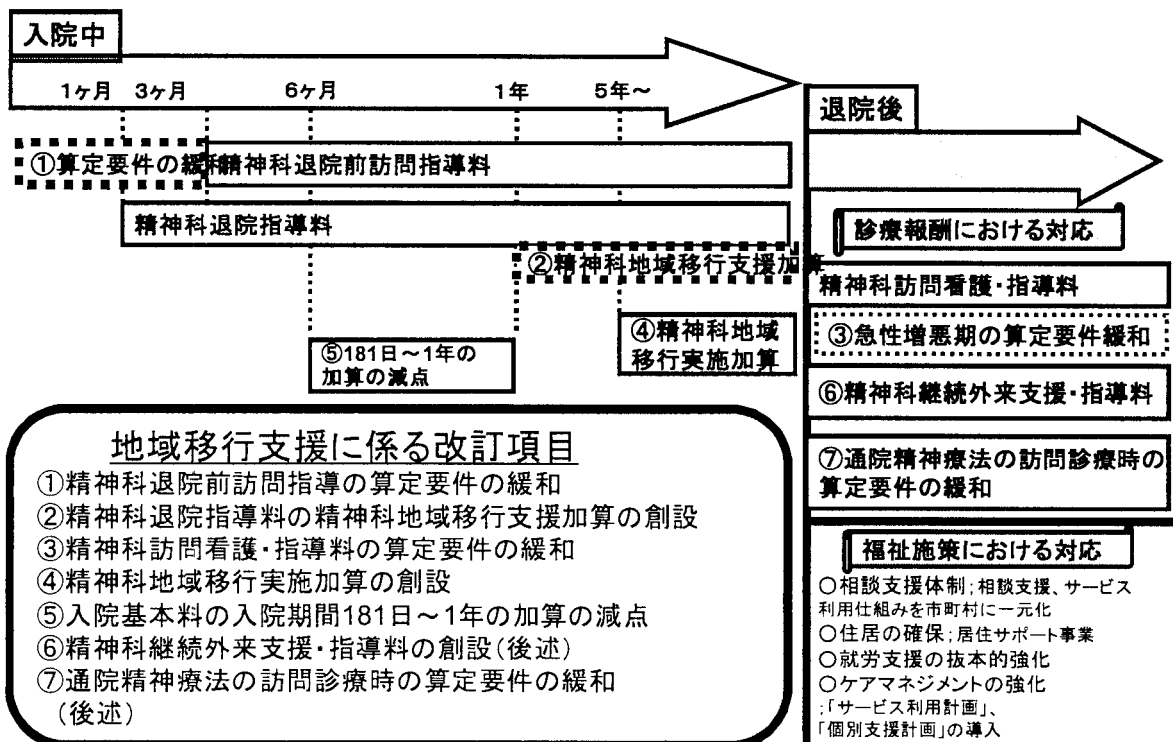
受入条件が整えば退院可能な精神障害者数(入院期間別)



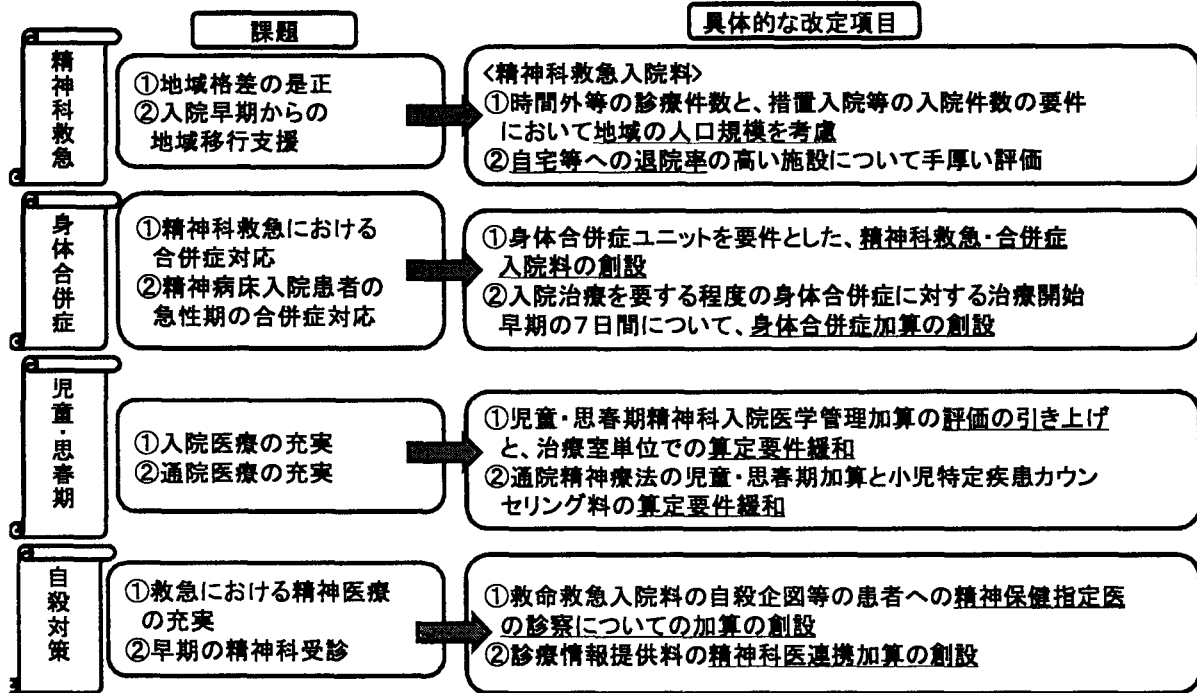
退院可能精神障害者の解消に向けた主な対応



診療報酬について(地域移行を支援する取組に係る評価)

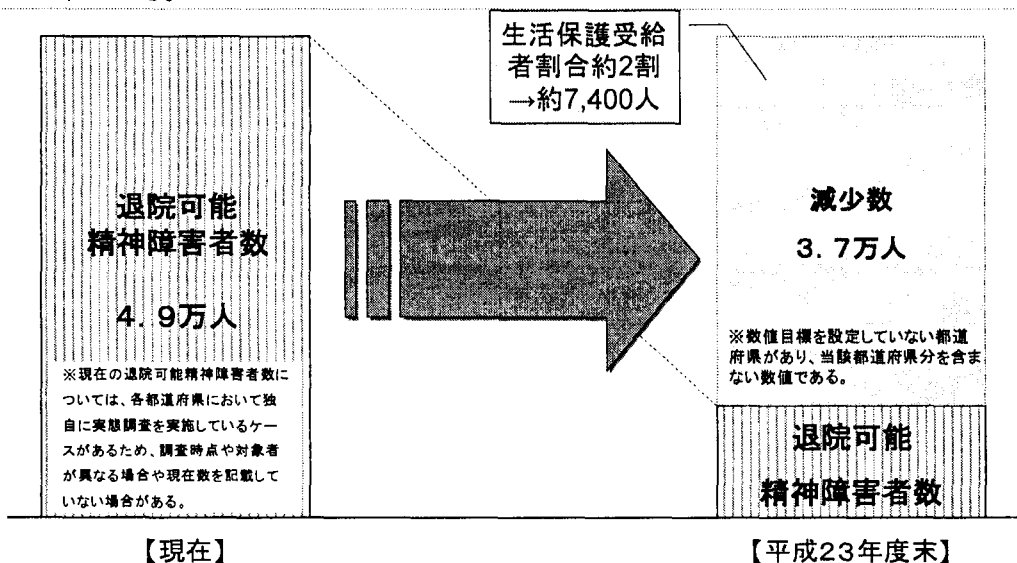


診療報酬について (地域移行を支援する取組に係る評価以外)



【数値目標】入院中の退院可能精神障害者の減少目標値

○退院可能精神障害者については、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者(以下、退院可能精神障害者。)4.9万人のうち、平成23年度末までに3.7万人を退院させることが見込まれている。



精神障害者地域移行支援特別対策事業の創設

(背景)

受入条件が整えば退院可能な精神障害者の地域移行に向けた支援については、障害者自立支援法に基づく精神障害者退院促進支援事業等において一定の対応がなされてきたところ。

- ・平成15年から平成17年まで モデル事業(26都道府県、4指定都市)
- ・平成18年4月～ 精神障害者退院促進支援事業(10月から地域生活支援事業として実施)

障害福祉計画における、平成23年度末までの受入条件が整えば退院可能な精神障害者の減少目標値の達成のため、着実な推進が必要

精神障害者地域移行支援特別対策事業のポイント

課題

障害福祉計画の平成23年度末までの目標達成

医療施設における取組と、地域における保健福祉施策として精神障害者の生活を支援するための取組との連携が不十分

精神障害者への個別支援が中心で、医療と地域生活支援策との連携体制を整備するための位置付けがない

全都道府県における取組が進んでいない

変更点

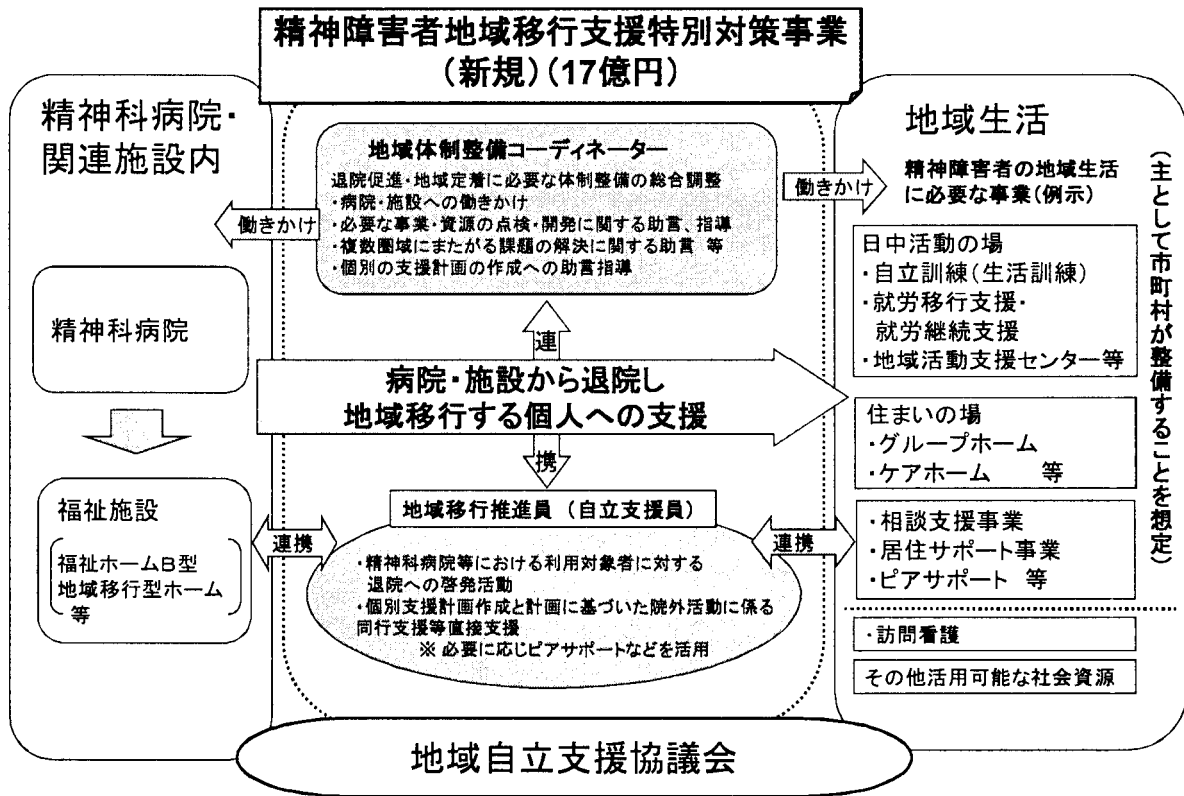
・平成24年度までを集中的取組期間として、「精神障害者退院促進支援事業」を見直し

・退院促進支援事業の「自立支援員」を「**地域移行推進員**」とし、指定相談支援事業者等に配置し、**退院・退所及び地域定着**に向けた支援の実施

・新たに、精神障害者の退院促進・地域定着に必要な**体制整備の総合調整**を行う「**地域体制整備コーディネーター**」の配置

・全都道府県・全圏域における実施

障害福祉計画に基づく退院可能精神障害者の地域移行をめざすものとして、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を平成20年度予算に約17億円計上した。



地域移行推進員及び地域体制整備コーディネーター

地域移行推進員(自立支援員)

- 精神科病院等における利用対象者に対する退院への啓発活動
- 個別支援計画の作成と計画に基づき、退院に向けた院外活動等に係る同行支援

等

個別支援
体制整備と調整

地域体制整備コーディネーター

退院促進・地域定着に必要な体制整備の総合調整

- 病院・施設への働きかけ
- 必要な事業・資源の点検・開発に関する助言、指導
- 複数圏域にまたがる課題の解決に関する助言
- 地域移行推進員が作成する個別支援計画への助言指導と支援のフォローアップ 等

地域体制整備コーディネーターの配置

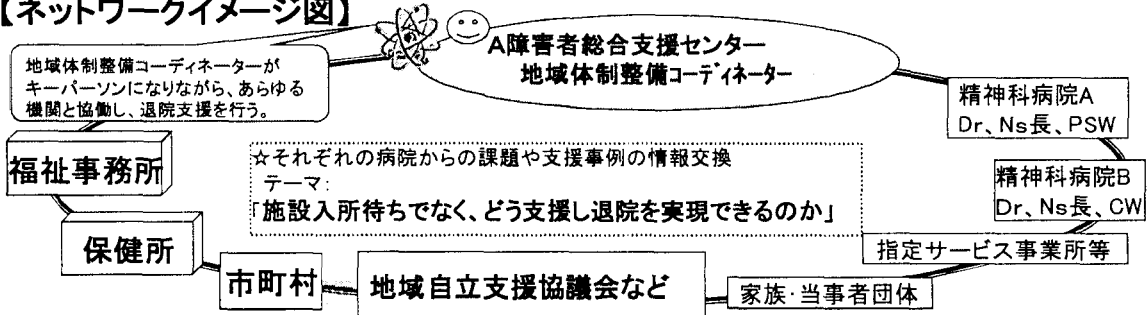
【地域体制整備コーディネーターの役割】

- ① コーディネーターは、精神障害者の退院支援にかかわるさまざまな職種の役割を明確化するためのコーディネートを行なう。
- ② 地域移行支援対象者の、支援計画の作成や支援計画に沿い地域生活にかかる情報提供や同行支援等を直接行う地域移行推進員のスーパーバイスを行う。
- ③ 病院・施設への働きかけや、必要な事業・資源の点検・開発に関する助言、指導及び複数圏域にまたがる課題の解決に関する助言を行う

【ネットワーク機能の強化】

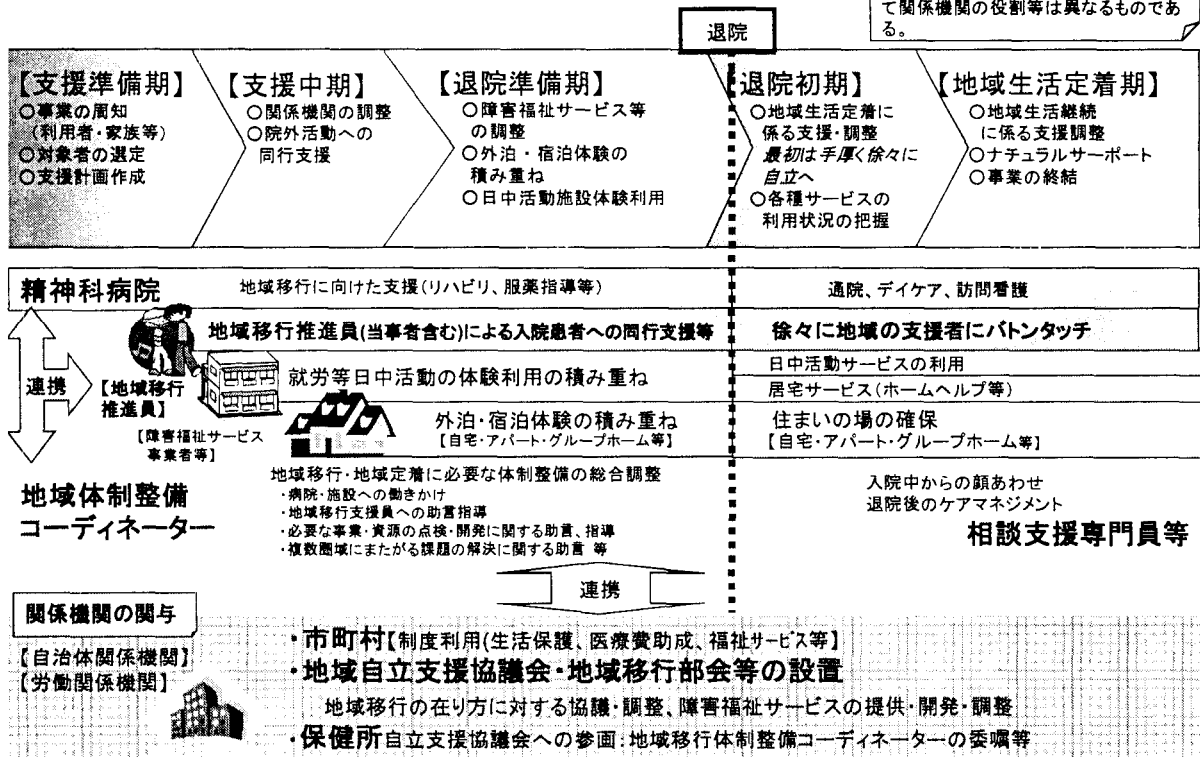
従来精神障害者の支援を中心に行ってきた保健所、市町村と地域体制整備コーディネーターが協働し、地域自立支援協議会の開催等により、保健・医療・福祉の連携強化を図り、地域移行体制の構築を図る。

【ネットワークイメージ図】

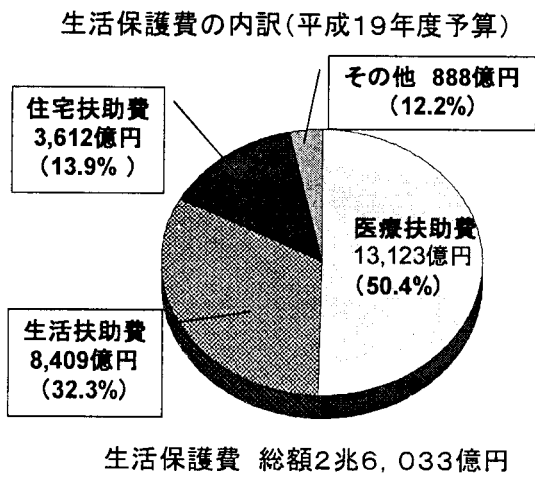


精神障害者地域移行支援事業の流れ(イメージ)

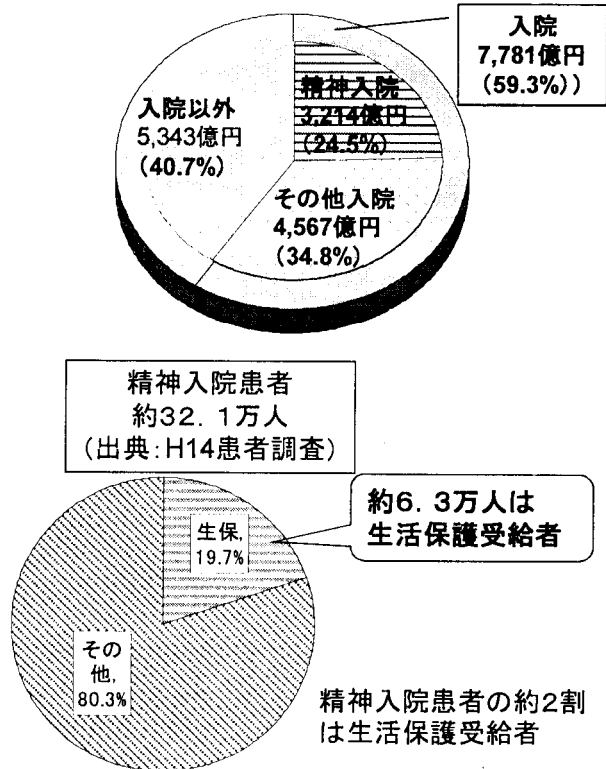
ここにお示しているのは、事業の基本的なイメージであり、地域の状況に応じて関係機関の役割等は異なるものである。



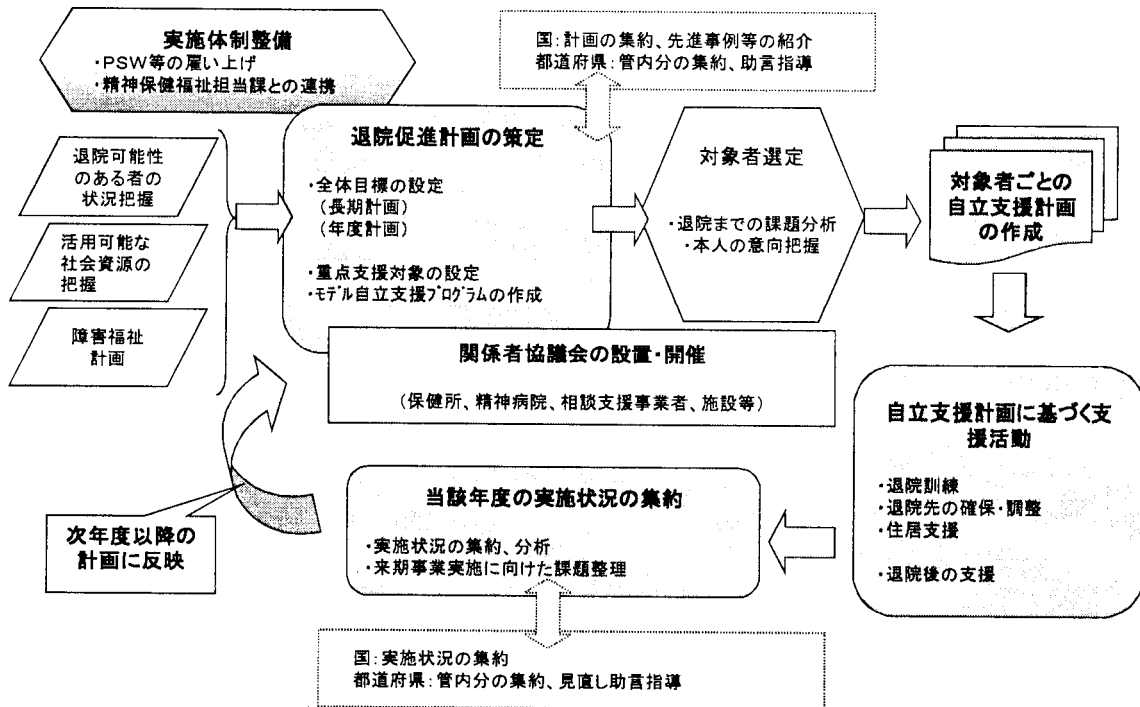
医療扶助費の現状



医療扶助費の内訳



生活保護精神障害者退院促進事業の流れ(イメージ図)



生活保護精神障害者退院促進計画の策定

○退院可能精神障害者数のうち、2割程度が生活保護を受給しているとされることから、生活保護においても、適切な受入先の確保、個々の退院阻害要因の解消や退院に向けた指導援助を行うための自立支援プログラムの導入などにより計画的に退院促進を進めていくことが必要

○平成19年中に、各福祉事務所において、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を盛り込んだ「生活保護精神障害者退院促進計画」を策定し、当該目標を達成するための所要の対策を実施

【計画策定の流れ(例)】

- ①各福祉事務所において退院可能精神障害者数を把握
- ②平成23年度まで各年度における減少目標値を設定
- ③退院促進を図るための取組等の計画・実施

各福祉事務所における退院促進の取組を支援するため、平成19年度予算から、セーフティネット支援対策等事業費補助金のメニューとして、各福祉事務所に精神障害者退院推進員を配置するための費用や、関係団体へ退院促進事業の実施を委託する費用等について補助を行っている。

生活保護精神障害者退院促進事業の概要(退院推進員の業務)

ア 支援対象者の把握

福祉事務所と精神科病院で協議し、生活保護受給者で長期に精神病院に入院している者のリストの中から、退院可能性のある者を選定

イ 支援対象者(被保護者)ごとの自立支援計画の策定

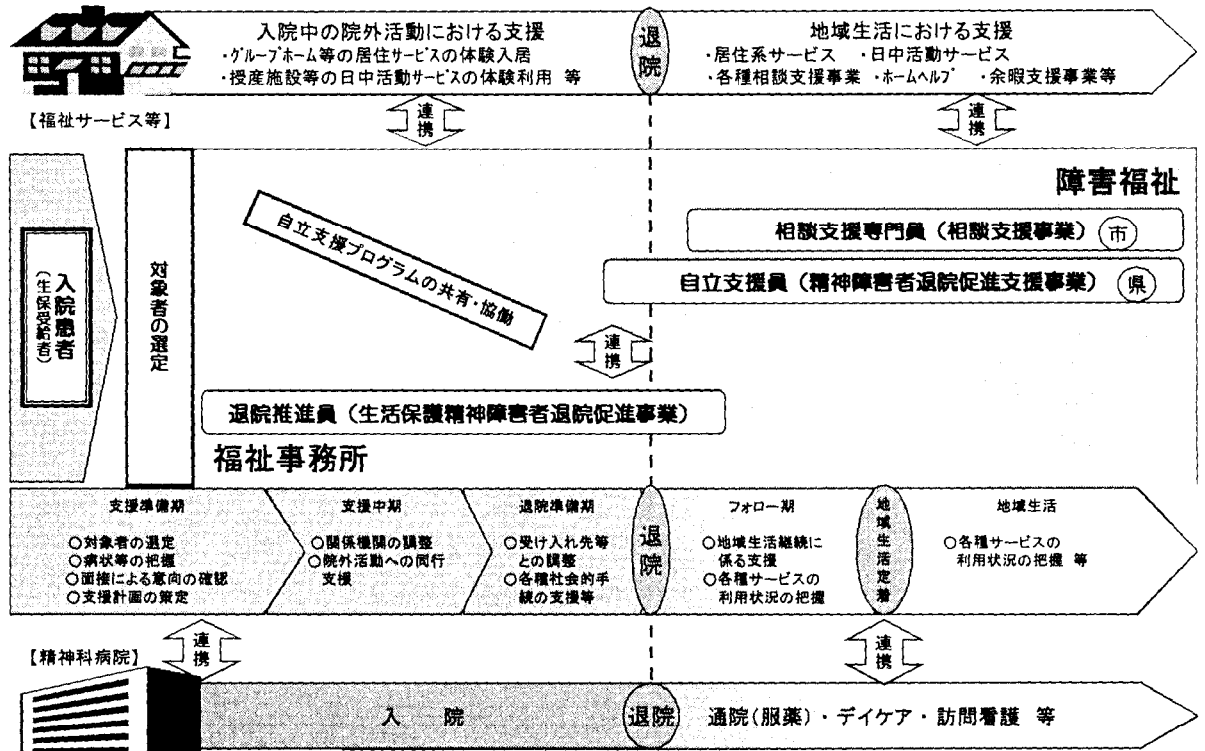
選定した対象者を退院させ、施設入所や在宅生活に復帰させるまでの課題を分析し、自立支援計画を策定

ウ 自立支援計画に基づく支援

自立支援計画に基づいて、患者・家族との相談、退院後にサービスを提供する施設の選定・調整を行うとともに、病院における退院前の訓練、社会福祉施設等による退院後の訓練、サービスを提供

エ 必要に応じた関係機関(自立支援員<障害福祉施策・県委託事業>、精神病院関係者、障害福祉部門担当者等の連携)との連携

福祉事務所(生活保護)と障害福祉施策の連携



精神障害者の地域移行に向けた今後の取組の方向性

○医療施設での地域移行支援に向けた取組と、福祉施策や地域保健・医療施策とが連携し、入院患者が医療施設から円滑に退院・退所して、地域で必要な支援を確実に受けながら、地域で定着して生活を行うための体制整備

⇒ 精神障害者地域移行支援特別対策事業の活用 等

○住まいの場、必要なサービス、活用可能な社会資源の確保
障害福祉計画による計画的な整備

⇒ 居住サポート事業の活用

自立支援協議会の活用 等

○地域移行を支える人材の確保、支援手法の普及

⇒ 研修会の実施 (退院促進強化事業の活用) 等

○地域住民の理解の促進

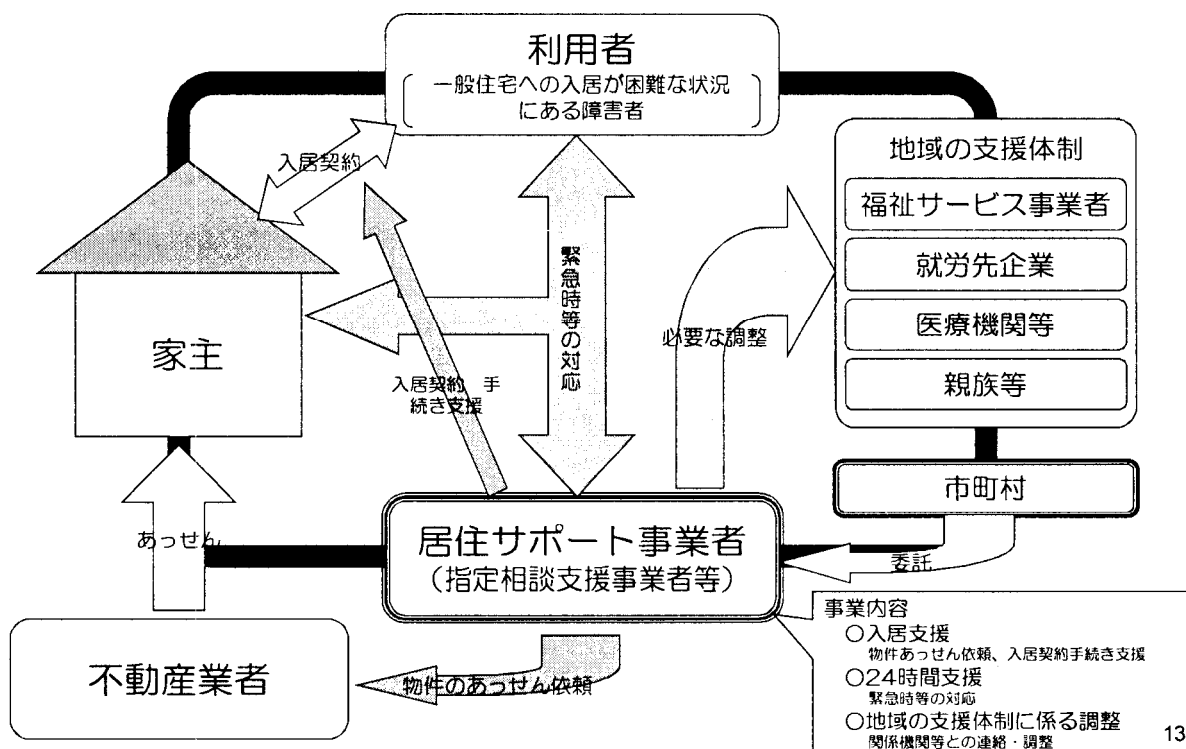
⇒ シンポジウムの開催 等

それぞれの地域における具体的な課題の解消

障害者自立支援基盤整備事業

- 1 事業の目的
 既存施設等が新体系に移行する場合等に必要となる、施設の改修等の経費に対し助成を行うことにより、新体系におけるサービスの基盤整備を図ることを目的とする。
- 2 事業の内容
 - (1) 実施主体 都道府県
 - (2) 事業の内容 実施年度:18年度～20年度
 事業の具体例としては、以下のとおり。なお、既存の補助制度で対象としている事業については対象外とする。
 - 【改修】
 - ① 小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事
 - ② ケアホーム等を実施するアパート等のバリアフリー化等に必要な改修工事
 - ③ 居宅介護事業及び相談支援事業を行うために必要な既存建物の改修工事
 - ④ その他基盤整備対策に資する改修工事
 ※ただし、②(ケアホーム等のバリアフリー化等に必要な改修工事)については、平成20年度社会福祉施設等施設整備費補助金及び障害者就労訓練設備等補助金の補助対象とする予定であるため、平成20年度からは原則として本事業の対象外とする。
 - 【増築】
 - ① 生産事業等のための作業スペースの設置
 - ② 新体系事業を行うにあたって必要となる厨房等の拡張工事
 - ② その他基盤整備対策に資する増築工事
 - (3) 補助単価 1施設あたり20,000千円以内
 (ただし、【改修】の②は、2,000千円以内、改修の③は5,000千円以内)

居住サポート事業（イメージ図）



「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」と 「あんしん賃貸支援事業」の連携について

1 趣旨

障害者自立支援法が目指す地域生活移行の推進を実現するためには居住の場を確保することが重要であり、賃貸住宅への入居を促進する観点から、地域生活支援事業に「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」を創設したところである。

また、今般、国土交通省においては、高齢者、障害者、子育て世帯及び外国人の民間賃貸住宅への円滑入居を図るために「あんしん賃貸支援事業」(概要は下記のとおり)を実施するところである。

事業の実施に当たっては、各自治体及び地域における福祉部門と住宅部門の連携が不可欠

2 あんしん賃貸支援事業の概要

- ・ 高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯(小さな子どもがいる世帯又は一人親世帯)
(以下高齢者等)という。)の入居を受け入れることとして、都道府県等に登録された民間賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)に関する情報提供や様々な居住支援を行うことにより、「高齢者等」の入居をサポートする事業。
- ・ 民間賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)、あんしん賃貸住宅を斡旋する宅建業者(協力店)及び入居を支援するNPO・社会福祉法人等(支援団体)が連携して、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援。
- ・ あんしん賃貸住宅、協力店及び支援団体として登録された情報は、財団法人高齢者住宅財団が運営するホームページにおいて公開。

3 「住宅入居等支援事業」と「あんしん賃貸支援事業」の関係

(1) 連携のあり方

実施のイメージは別添「住宅入居等支援事業とあんしん賃貸支援事業の連携」のとおりであり、

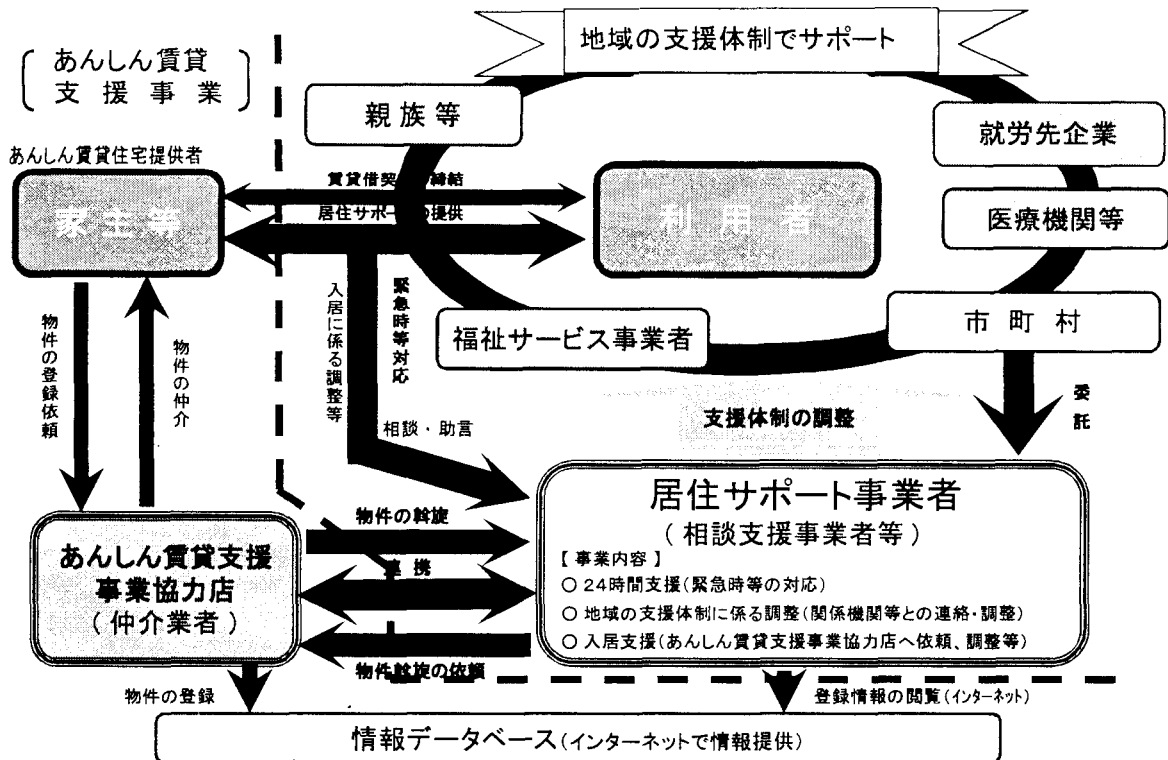
- ① あんしん賃貸住宅の登録及び情報の提供等については、あんしん賃貸支援事業の事業協力店(仲介業者。以下「協力店」という。)が行う。【住宅部門が担当】
- ② 障害者の居住支援(緊急時等の対応、地域の支援体制に係る調整等)については、居住サポート事業者(相談支援事業者等)が行う。【福祉部門が担当】
- ③ 入居時の支援(入居に係る調整、契約時の立ち会いその他相談・助言等)は、必要に応じて協力店と居住サポート事業者が連携して行う。【連携】

◎ 支援・連携の流れ(例)

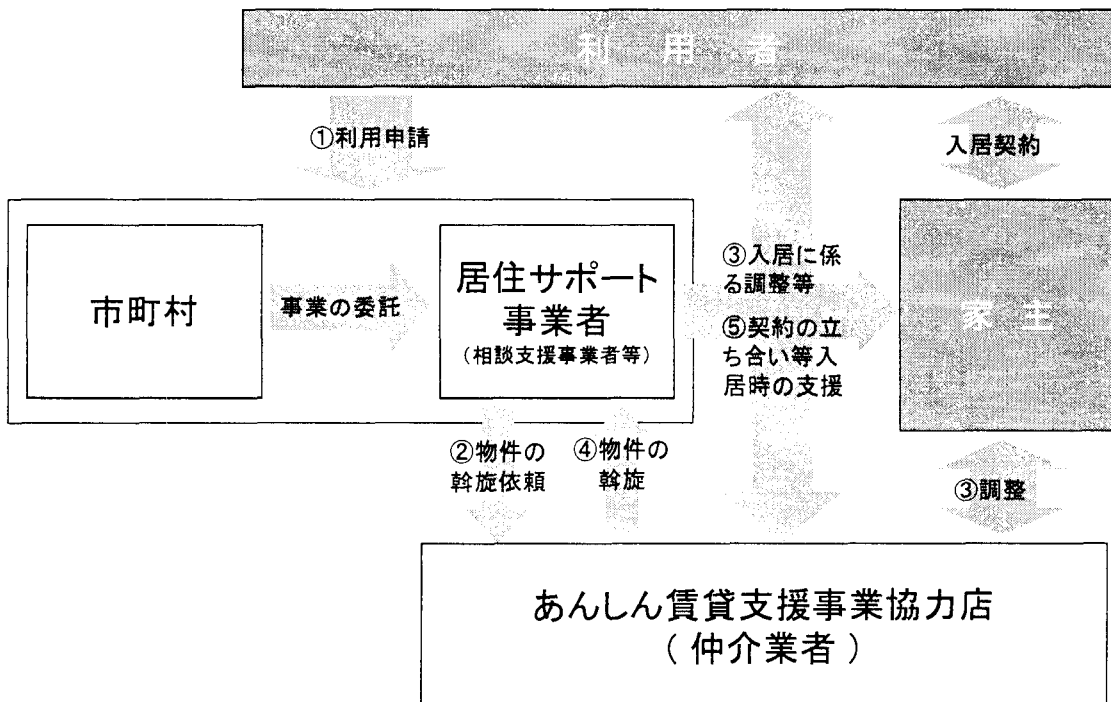
- ① 利用希望者は居住サポート事業者に相談、利用申請
- ② 居住サポート事業者は、あんしん賃貸住宅の登録情報を確認するとともに、利用希望者のニーズに適合する物件がない等の場合は、協力店に物件斡旋の依頼をする。
- ③ 協力店は、依頼に応じて物件を探すことになるが、例えば、利用希望者のニーズに適合する物件(あんしん賃貸住宅として登録されていない)がある場合は、居住サポート事業者と連携して当該物件の賃貸人への説明等を行い、円滑な入居が図れるよう調整に努める。
- ④ 家主の了解が得られた場合は、居住サポート事業者を通じて物件を斡旋する。
- ⑤ 契約手続きに際して、居住サポート事業者は、協力店と連携し、契約内容等を利用者に分かり易く説明したり、契約手続きに立ち合うなどの入居の円滑化のための支援を行う。
- ⑥ 居住サポート事業者は、入居後において、利用者及び賃貸人からの相談支援、緊急時における対応、関係者等によるサポート体制の調整等の支援を行う。その際、必要に応じて協力店に協力を求めることとする。

※別添「協力店に対する物件の斡旋依頼及び家主との調整」を参照。

居住サポート事業とあんしん賃貸支援事業の連携



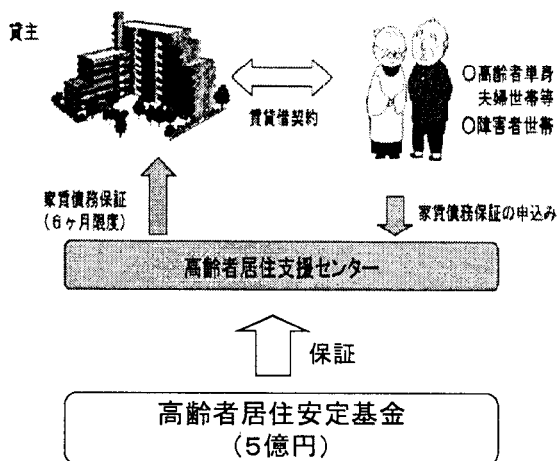
(あんしん賃貸支援事業)協力店に対する物件のあっせん依頼及び家主との調整



家賃債務保証制度

制度の概要

高齢者等の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を対象とする滞納家賃の債務保証を高齢者居住支援センター(指定された法人)が実施し、大家の不安を解消。(平成13年から)



保証の内容

(1)対象者

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯(収入階層の50%未満の世帯に限る)、外国人世帯

(2)家賃債務保証の概要

①保証の対象

未払い家賃及び原状回復費用、訴訟に要する費用

②保証限度額

【未払い家賃】家賃の6ヶ月分を限度
【原状回復費用・訴訟に要する費用】家賃の9ヶ月分を限度

③保証期間

2年間(更新可)

④保証料

月額家賃の35%

※下線部は平成19年度に拡充した内容。

「高齢者居住支援センター」の家賃債務保証制度について ～(財)高齢者住宅財団HPより～

- ・ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯および外国人世帯の賃貸住宅入居時の家賃債務等を保証し、賃貸住宅への入居を支援する制度。
- ・ 国土交通大臣から高齢者居住支援センターの指定を受けて家賃債務保証制度を運営している「財団法人高齢者住宅財団」(以下「財団」という。)が、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯および外国人世帯を対象とした家賃債務保証制度を実施。

家賃債務保証制度の概要

1. 対象住宅

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯もしくは外国人世帯の入居を敬遠しないものとして、財団と家賃債務保証制度の利用に関する基本約定書を締結した賃貸住宅

2. 対象世帯

(1) 高齢者世帯：(略)

(2) 障害者世帯：障害の程度が次に該当する者が入居する世帯

①身体障害：1級～4級 ②精神障害：1級または2級 ③知的障害：精神障害に準ずる

(3) 子育て世帯：(略)

(4) 外国人世帯：(略)

3. 保証の対象

(1) 滞納家賃(共益費及び管理費を含む)

(2) 原状回復費および訴訟費用 ※家賃滞納により賃貸住宅を退去する場合に限る。

4. 保証限度額

(1) 滞納家賃：月額家賃の6ヶ月分に相当する金額を限度に保証。

(2) 原状回復費用および訴訟費用：月額家賃の9ヶ月分に相当する金額を限度に保証。

5. 保証引受期間 原則2年間(更新可)

6. 保証料2年間の保証で月額家賃の35%(一括払い)(これは2年分の家賃の約1.5%の負担に相当。)

(注)制度の詳細は、財団にお問い合わせ下さい。